

# 宮城県地域防災計画 新旧対照表（案）

〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕

平成 2 8 年 1 月

宮城県防災会議幹事会議

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
7           13 14	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第2節 各機関の役割と業務大綱</b></p> <p><b>第3 各機関の役割</b></p> <p>7 企業 企業は、災害時の企業の果たす役割_____を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化_____などに加え、災害時の緊急時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保を行うなど事業継続力の向上に努める。</p> <p>また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。</p> <p><b>第4 防災機関の業務大綱</b></p> <p><b>【指定公共機関】</b></p> <p><u>ソフトバンクテレコム株式会社</u> <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第2節 各機関の役割と業務大綱</b></p> <p><b>第3 各機関の役割</b></p> <p>7 企業 企業は、災害時の企業の果たす役割（<u>生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生</u>）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化_____などに加え、災害時の緊急時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保を行うなど事業継続力の向上に努める。</p> <p>また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。</p> <p><b>第4 防災機関の業務大綱</b></p> <p><b>【指定公共機関】</b></p> <p><u>ソフトバンク株式会社</u></p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>社名の変更</p>
22	<p><b>第3節 宮城県を取り巻く地震環境</b></p> <p><b>第4 宮城県の地震被害</b></p> <p style="text-align: center;">宮城県に被害を及ぼした主な地震 (表中) 死亡者<u>10,507</u>、行方不明者<u>1,259</u>、住家全壊<u>82,993</u> 宮城県(平成<u>26</u>年<u>10</u>月<u>31</u>日現在)</p>	<p><b>第3節 宮城県を取り巻く地震環境</b></p> <p><b>第4 宮城県の地震被害</b></p> <p style="text-align: center;">宮城県に被害を及ぼした主な地震 (表中) 死亡者<u>10,542</u>、行方不明者<u>1,239</u>、住家全壊<u>82,998</u> 宮城県(平成<u>27</u>年<u>9</u>月<u>30</u>日現在)</p>	<p>時点修正</p>

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考																																																																																																								
41	<p align="center"><b>第2章 災害予防対策</b></p> <p><b>第3節 地盤にかかる施設等の災害対策</b></p> <p><b>第4 急傾斜地崩壊防止施設</b> (略)</p> <p>本県のがけ崩れ危険箇所は、主に都市部又は都市周辺に集中しているが、山村集落や沿岸集落にも散在している。現在、危険箇所4,964箇所のうち、<u>365</u>箇所を指定しており、指定面積は<u>481.598</u>haに及んでいる。</p>	<p align="center"><b>第2章 災害予防対策</b></p> <p><b>第3節 地盤にかかる施設等の災害対策</b></p> <p><b>第4 急傾斜地崩壊防止施設</b> (略)</p> <p>本県のがけ崩れ危険箇所は、主に都市部又は都市周辺に集中しているが、山村集落や沿岸集落にも散在している。現在、危険箇所4,964箇所のうち、<u>370</u>箇所を指定しており、指定面積は<u>483.525</u>haに及んでいる。</p>	時点修正																																																																																																								
42	<p><b>第5 砂防設備</b> (略)</p> <p>なお、本県における砂防法(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地は、<u>1,502</u>箇所(約<u>7,118</u>ha)となっている。県は、地震後には、必要に応じて既設砂防施設について点検を実施する。</p>	<p><b>第5 砂防設備</b> (略)</p> <p>なお、本県における砂防法(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地は、<u>1,505</u>箇所(約<u>7,228</u>ha)となっている。県は、地震後には、必要に応じて既設砂防施設について点検を実施する。</p>																																																																																																									
45	<p><b>第4節 海岸保全施設等の整備</b></p> <p><b>第2 海岸保全施設等の整備</b></p> <p>1 本県の海岸保全施設</p> <p align="center">宮城県の海岸状況(平成23年3月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 所管別</th> <th rowspan="2">海岸線 総延長</th> <th rowspan="2">要保全 海岸延 長</th> <th rowspan="2">海岸保全 区域指定 済長</th> <th colspan="4">海岸保全施設</th> </tr> <tr> <th>堤防</th> <th>護岸</th> <th>閘門・水 門・樋門</th> <th>海岸保全 施設の有 効延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省 水管理・国土 保全局</td> <td>m 415,449</td> <td>m 92,463</td> <td>m 92,463</td> <td>m 38,875</td> <td>m 23,219</td> <td>力所 142</td> <td>m 66,014</td> </tr> <tr> <td>港湾局</td> <td>124,599</td> <td>37,025</td> <td>37,025</td> <td>18,824</td> <td>6,649</td> <td>255</td> <td>28,555</td> </tr> <tr> <td>農林水産省 農村振興局</td> <td>29,039</td> <td>29,039</td> <td>29,039</td> <td>19,567</td> <td>7,704</td> <td>126</td> <td>27,271</td> </tr> <tr> <td>水産庁</td> <td>258,872</td> <td>101,542</td> <td>84,608</td> <td>22,276</td> <td>20,612</td> <td>338</td> <td>43,607</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>827,959</td> <td>260,069</td> <td>243,135</td> <td>99,542</td> <td>58,184</td> <td>861</td> <td>165,447</td> </tr> </tbody> </table>	区分 所管別	海岸線 総延長	要保全 海岸延 長	海岸保全 区域指定 済長	海岸保全施設				堤防	護岸	閘門・水 門・樋門	海岸保全 施設の有 効延長	国土交通省 水管理・国土 保全局	m 415,449	m 92,463	m 92,463	m 38,875	m 23,219	力所 142	m 66,014	港湾局	124,599	37,025	37,025	18,824	6,649	255	28,555	農林水産省 農村振興局	29,039	29,039	29,039	19,567	7,704	126	27,271	水産庁	258,872	101,542	84,608	22,276	20,612	338	43,607	計	827,959	260,069	243,135	99,542	58,184	861	165,447	<p><b>第4節 海岸保全施設等の整備</b></p> <p><b>第2 海岸保全施設等の整備</b></p> <p>1 本県の海岸保全施設</p> <p align="center">宮城県の海岸状況(平成26年3月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 所管別</th> <th rowspan="2">海岸線 総延長</th> <th rowspan="2">要保全 海岸延 長</th> <th rowspan="2">海岸保全 区域指定 済長</th> <th colspan="4">海岸保全施設</th> </tr> <tr> <th>堤防</th> <th>護岸</th> <th>閘門・水 門・樋門</th> <th>海岸保全 施設の有 効延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省 水管理・国土 保全局</td> <td>m 415,653</td> <td>m 91,994</td> <td>m 91,994</td> <td>m 51,785</td> <td>m 10,294</td> <td>力所 104</td> <td>m 65,999</td> </tr> <tr> <td>港湾局</td> <td>124,599</td> <td>59,238</td> <td>59,238</td> <td>19,149</td> <td>6,442</td> <td>255</td> <td>28,673</td> </tr> <tr> <td>農林水産省 農村振興局</td> <td>29,039</td> <td>29,039</td> <td>29,039</td> <td>20,348</td> <td>7,519</td> <td>137</td> <td>27,867</td> </tr> <tr> <td>水産庁</td> <td>257,056</td> <td>100,136</td> <td>83,891</td> <td>22,098</td> <td>20,757</td> <td>338</td> <td>43,574</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>826,347</td> <td>280,407</td> <td>264,162</td> <td>113,380</td> <td>45,012</td> <td>834</td> <td>166,113</td> </tr> </tbody> </table>	区分 所管別	海岸線 総延長	要保全 海岸延 長	海岸保全 区域指定 済長	海岸保全施設				堤防	護岸	閘門・水 門・樋門	海岸保全 施設の有 効延長	国土交通省 水管理・国土 保全局	m 415,653	m 91,994	m 91,994	m 51,785	m 10,294	力所 104	m 65,999	港湾局	124,599	59,238	59,238	19,149	6,442	255	28,673	農林水産省 農村振興局	29,039	29,039	29,039	20,348	7,519	137	27,867	水産庁	257,056	100,136	83,891	22,098	20,757	338	43,574	計	826,347	280,407	264,162	113,380	45,012	834	166,113	時点修正
区分 所管別	海岸線 総延長					要保全 海岸延 長	海岸保全 区域指定 済長	海岸保全施設																																																																																																			
		堤防	護岸	閘門・水 門・樋門	海岸保全 施設の有 効延長																																																																																																						
国土交通省 水管理・国土 保全局	m 415,449	m 92,463	m 92,463	m 38,875	m 23,219	力所 142	m 66,014																																																																																																				
港湾局	124,599	37,025	37,025	18,824	6,649	255	28,555																																																																																																				
農林水産省 農村振興局	29,039	29,039	29,039	19,567	7,704	126	27,271																																																																																																				
水産庁	258,872	101,542	84,608	22,276	20,612	338	43,607																																																																																																				
計	827,959	260,069	243,135	99,542	58,184	861	165,447																																																																																																				
区分 所管別	海岸線 総延長	要保全 海岸延 長	海岸保全 区域指定 済長	海岸保全施設																																																																																																							
				堤防	護岸	閘門・水 門・樋門	海岸保全 施設の有 効延長																																																																																																				
国土交通省 水管理・国土 保全局	m 415,653	m 91,994	m 91,994	m 51,785	m 10,294	力所 104	m 65,999																																																																																																				
港湾局	124,599	59,238	59,238	19,149	6,442	255	28,673																																																																																																				
農林水産省 農村振興局	29,039	29,039	29,039	20,348	7,519	137	27,867																																																																																																				
水産庁	257,056	100,136	83,891	22,098	20,757	338	43,574																																																																																																				
計	826,347	280,407	264,162	113,380	45,012	834	166,113																																																																																																				

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
	<p><b>第6 港湾・漁港等の施設</b>                  2 液状化対策の推進                  港湾管理者及び漁港管理者は、被災しても短時間で機能復旧できるような液状化対策を国と協議しながら推進する。</p>	<p><b>第6 港湾・漁港等の施設</b>                  2 液状化対策の推進                  (削除)</p>	<p>短時間で機能修復できるような対策推進の予定がないため</p>
49	<p><b>第5節 交通施設の災害対策</b>  <b>第3 港湾施設</b>                  (2) 港湾施設の整備及び管理                  港湾管理者は、今後塩釜港区や石巻港区においても耐震強化岸壁の整備を一層推進するとともに、耐震強化岸壁と近接し物資の一時保管場所及び駐車場となる港湾緑地及び耐震強化岸壁等と緊急輸送網を接続する臨港道路等を優先的に整備し、被災地への物資輸送の拠点として支障が生じることのないよう、施設の整備・管理に努める。                  また、気仙沼港等の地方港湾についても、震災後最低限度の物資輸送が確保できるよう施設の整備・管理に努める。                  (新設)</p>	<p><b>第5節 交通施設の災害対策</b>  <b>第3 港湾施設</b>                  (2) 港湾施設の整備及び管理                  港湾管理者は、今後塩釜港区や石巻港区においても耐震強化岸壁の整備を一層推進するとともに、耐震強化岸壁と近接し物資の一時保管場所及び駐車場となる港湾緑地及び耐震強化岸壁等と緊急輸送網を接続する臨港道路等を優先的に整備し、被災地への物資輸送の拠点として支障が生じることのないよう、施設の整備・管理に努める。                  気仙沼港等の地方港湾についても、震災後最低限度の物資輸送が確保できるよう施設の整備・管理に努める。                  また、港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路機能を確保するため、耐震強化岸壁等大規模地震対策施設に至る航路沿い等水域沿いの民間事業者が所有する港湾施設の耐震改修を推進する。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
65	<p><b>第8節 ライフライン施設等の予防対策</b>  <b>第8 共同溝・電線共同溝の整備</b>                  県及び市町村は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るよう努める。</p>	<p><b>第8節 ライフライン施設等の予防対策</b>  <b>第8 共同溝・電線共同溝の整備</b>                  県及び市町村は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るよう努める。その際には、各種ライフラインの特性等を勘案する。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
70	<p><b>第10節 防災知識の普及</b>  <b>第2 防災知識の普及、徹底</b>                  2 住民への防災知識の普及                  (3) 普及・啓発の実施                  【住民等への普及・啓発を図る事項】                  ⑤ 避難行動に関する知識                  ・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと</p>	<p><b>第10節 防災知識の普及</b>  <b>第2 防災知識の普及、徹底</b>                  2 住民への防災知識の普及                  (3) 普及・啓発の実施                  【住民等への普及・啓発を図る事項】                  ⑤ 避難行動に関する知識                  ・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと</p>	<p>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライ</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
	<p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各地域における _____ 避難地 及び避難路に関する知識 など</li> </ul> <p>(新設)</p> <p>⑥ 家庭内での予防・安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>_____ 3日分 _____ の食料、飲料水、携帯トイレ、 _____ トイレトペーパー等の備蓄</li> <li>非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備</li> <li>負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策</li> <li>飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備</li> <li>出火防止等の対策の内容 など</li> <li>災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること</li> </ul> <p>⑦ 災害時にとるべき行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近隣の人々と協力して行う救助活動</li> <li>自動車運行の自粛</li> <li>その他避難勧告等の発令時に取るべき行動</li> <li>_____ 避難場所 _____ での行動 など</li> </ul> <p>⑧ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>正確な情報入手の方法</li> <li>防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</li> <li>住居の耐震診断と必要な耐震<u>回収</u>の実施</li> <li>災害時の家族内の連絡体制 _____ の確保</li> <li>帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の近隣の待避場所への避難</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>各地域における災害種別毎の避難場所及び避難路に関する知識 _____</li> <li>各地域における避難勧告等の伝達方法 など</li> </ul> <p>⑥ 家庭内での予防・安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「最低3日間、推奨一週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、 _____ トイレトペーパー等の備蓄</li> <li>非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備</li> <li>負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策</li> <li>飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備</li> <li>出火防止等の対策の内容 など</li> <li>災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること</li> </ul> <p>⑦ 災害時にとるべき行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近隣の人々と協力して行う救助活動</li> <li>自動車運行の自粛</li> <li>その他避難勧告等の発令時に取るべき行動</li> <li>様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)でとるべき行動、避難場所や避難所での行動 など</li> </ul> <p>⑧ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>正確な情報入手の方法</li> <li>防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</li> <li>住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施</li> <li>災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)の確保</li> <li>帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」 など</li> </ul>	<p>ン(以下、「避難勧告等ガイドライン」という。)の改定の反映</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>誤記修正</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>
74	<p>第4 県民の取組</p> <p>(略)</p> <p>また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、災害時には、初期消火 _____、近隣の負傷者 _____ を救助するなどの、防災への寄与に努める。</p> <p>1 食料・飲料水等の備蓄</p> <p>概ね 3日 _____ 分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。</p>	<p>第4 県民の取組</p> <p>(略)</p> <p>また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助けるなどの、防災への寄与に努める。</p> <p>1 食料・飲料水等の備蓄</p> <p>「最低3日間、推奨1週間」分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
88	<p><b>第14節 企業等の防災対策の推進</b></p> <p><b>第2 企業等の役割</b></p> <p>1 企業等の活動</p> <p>(2) 事業継続上の取組の実施                      企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化_____, 予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等_____を行うなど、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。</p> <p>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業_は、県及び市町村が実施する企業_との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p> <p>(3) <u>事業継続計画(BCP)の策定</u>                      事業継続計画(BCP)においては、災害発生後の緊急時対応(人命救助、安否・安全確認等)と復旧対応(片付け、施設・設備復旧等)を峻別し、規定するとともに、平常時から継続して対応すべき業務についても配慮する。</p> <p>(4) 帰宅困難者対策の実施</p>	<p><b>第14節 企業等の防災対策の推進</b></p> <p><b>第2 企業等の役割</b></p> <p>1 企業等の活動</p> <p>(2) 事業継続上の取組の実施                      企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等の<u>事業継続上の取組を継続的に実施する</u>など、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。</p> <p>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等<del>は</del>は、県及び市町村が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) 帰宅困難者対策の実施</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>(2)の「事業継続上の取組の実施」と内容が重複するため削除</p>
92	<p><b>第16節 情報通信網の整備</b></p> <p><b>第2 県における災害通信網の整備</b></p> <p>4 総合防災情報システムの機能拡充</p> <p>(2) 防災担当者が所持する携帯電話に気象特別警報、気象警報及び震度情報(震度4以上)、<u>大津波警報、津波警報、津波注意報</u>を一斉伝達し、緊急時における職員参集等、迅速な初動体制の確保を図る。</p>	<p><b>第16節 情報通信網の整備</b></p> <p><b>第2 県における災害通信網の整備</b></p> <p>4 総合防災情報システムの機能拡充</p> <p>(2) 防災担当者が所持する携帯電話に気象特別警報、気象警報及び震度情報(震度4以上)、_____津波警報等を一斉伝達し、緊急時における職員参集等、迅速な初動体制の確保を図る。</p>	<p>記述の統一</p>
94	<p>9 非常通信体制の整備</p> <p>(2) 重要機関・部局との連絡体制の確保                      県は、消防庁など重要機関との連絡網について、ふくそうなどの影響をうけない連絡手段を確保するよう努めるとともに、初動時に通信確保の必要性が特に高い部局や求められる_____台数等について、通信事業者等からの衛星携帯電話等の</p>	<p>9 非常通信体制の整備</p> <p>(2) 重要機関・部局との連絡体制の確保                      県は、消防庁など重要機関との連絡網について、ふくそうなどの影響をうけない連絡手段を確保するよう努めるとともに、初動時に通信確保の必要性が特に高い部局や求められる衛星携帯電話等の台数等について、通信事業者等からの_____</p>	<p>表現修正</p>

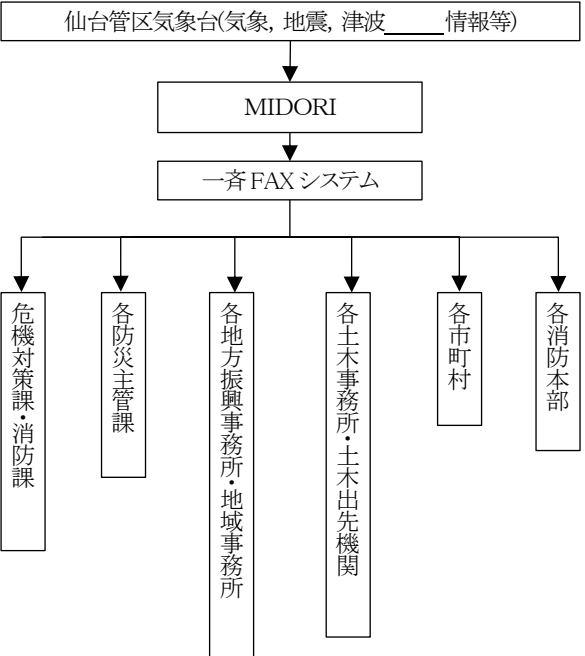
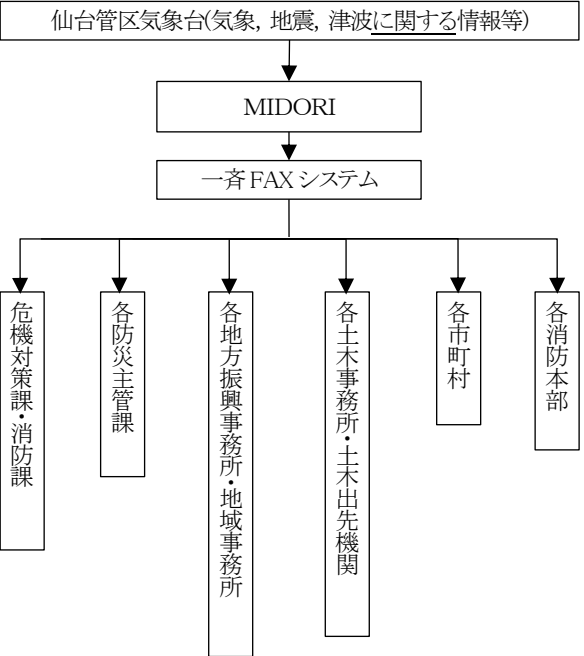
宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
95	<p>調達や関係部局への配布リストを事前に整理するなど、通信体制の確保に努める_____。</p> <p>11 地域住民等に対する通信手段の整備                      (2) 情報伝達手段の確保                      県は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、_____ <u>Lアラート</u>を介し、NHK、民間放送、ケーブルテレビ(CATV)、ラジオ(コミュニティFMを含む。)等のメディアの活用を図るほか、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ツイッターなどのソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。</p> <p>12 非常用電源の確保                      県は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に_____ 堅固な場所への設置等に努める。</p>	<p>調達や関係部局への配布リストを事前に整理するなど、通信体制の確保に努めるとともに、災害時の利用を考慮した十分な電気通信回線容量を確保する。</p> <p>11 地域住民等に対する通信手段の整備                      (2) 情報伝達手段の確保                      県は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、<u>災害情報共有システム(Lアラート)</u>を介し、NHK、民間放送、ケーブルテレビ(CATV)、ラジオ(コミュニティFMを含む。)等のメディアの活用を図るほか、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ツイッターなどのソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。</p> <p>12 非常用電源の確保                      県は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に<u>耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い</u>など堅固な場所への設置等に努める。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>表現修正</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>
96	<p><b>第3 市町村における災害通信網の整備</b>                      4 地域住民等に対する通信手段の整備                      (2) 情報伝達手段の確保                      市町村は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、_____ <u>Lアラート</u>を介し、NHK、民間放送、CATV、ラジオ(コミュニティFM含む。)等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。                      (略)</p> <p>6 非常用電源の確保                      市町村は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に<u>耐震性の</u></p>	<p><b>第3 市町村における災害通信網の整備</b>                      4 地域住民等に対する通信手段の整備                      (2) 情報伝達手段の確保                      市町村は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、<u>災害情報共有システム(Lアラート)</u>を介し、NHK、民間放送、CATV、ラジオ(コミュニティFM含む。)等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。                      (略)</p> <p>6 非常用電源の確保                      市町村は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に<u>耐震性が</u></p>	<p>表現修正</p> <p>防災基本計画の</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
	<p>ある <u>堅固な場所への設置等に努める。</u></p>	<p><u>あり，かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等に努める。</u></p>	<p>修正の反映</p>
102	<p><b>第17節 職員の配備体制</b>  <b>第1 目的</b>                      県内において地震により災害が発生し，又は発生するおそれがある場合には，県，市町村及び防災関係機関は，その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため，また，優先度の高い通常業務の継続のため，災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し，その活動体制に万全を期す。このため，県，市町村及び防災関係機関は，平常時から組織ごとの配備・動員計画や，業務継続計画を定めておく。  <u>(新設)</u>                       (略)</p>	<p><b>第17節 職員の配備体制</b>  <b>第1 目的</b>                      県内において地震により災害が発生し，又は発生するおそれがある場合には，県，市町村及び防災関係機関は，その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため，また，優先度の高い通常業務の継続のため，災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し，その活動体制に万全を期す。このため，県，市町村及び防災関係機関は，平常時から組織ごとの配備・動員計画や，業務継続計画を定めておく。  <u>また，実効性ある業務継続体制を確保するため，必要な資源の継続的な確保，定期的な教育・訓練・点検等の実施，訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し，計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。</u>                      (略)</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>



頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考
104	<p>第 2 県の配備体制</p> <p>5 県職員の動員配備</p> <p>(3) 伝達系統</p> <p>イ 宮城県総合防災情報システム（MIDORI）、一斉同報FAXを用いた場合</p> 	<p>第 2 県の配備体制</p> <p>5 県職員の動員配備</p> <p>(3) 伝達系統</p> <p>イ 宮城県総合防災情報システム（MIDORI）、一斉同報FAXを用いた場合</p> 	表現修正
105	<p>(5) 被災市町村への職員の派遣</p> <p>被災市町村への災害対策支援のため、震度 6 弱以上を観測する地震又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合は、次の職員を派遣する。</p> <p>イ 初動派遣職員</p> <p>情報途絶市町村に対し、被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報(人命救助、人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る被災市町村の現状及び要望等)</p>	<p>(5) 被災市町村への職員の派遣</p> <p>迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡確保及び被災市町村への災害対策支援のため、震度 6 弱以上を観測する地震又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合は、次の職員を派遣する。</p> <p>イ 初動派遣職員</p> <p>被災市町村に対し、被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報(人命救助、人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る被災市町村の現状及び要望等)</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
	<p>を収集し、 持参した衛星携帯電話により、地方支部及び地域部等に報告する。</p> <p>ロ 災害対策本部会議連絡員の派遣 被災市町村において災害対策本部が設置された場合、本部会議の内容等について情報収集を行う職員を派遣する。</p>	<p>を収集し、被災市町村職員に代わって宮城県総合防災情報システム（MIDORI）、防災FAX（市町村被害状況報告要領に基づく報告様式）又は持参した衛星携帯電話により、地方支部及び地域部等に報告する。また、県災害対策本部と市町村災害対策本部間の総合調整を行うとともに、必要に応じて、被災市町村に参集した応援自治体間の情報共有と応援方針等の確認等を目的に応援自治体等連絡会議を主催する。</p> <p>ロ 災害対策本部会議連絡員の派遣 被災市町村において災害対策本部が設置された場合、本部会議の内容等について情報収集を行う職員を派遣する。 なお、上記イに規定する初動派遣職員が派遣されている期間は当該職員が兼ねるものとする。</p>	
109	<p><b>第18節 防災拠点等の整備・充実</b> <b>第2 防災拠点の整備及び連携</b> 2 県は、広域防災拠点及び市町村の地域防災拠点と相互に補完・連携しながら圏域内の市町村を支援する拠点として、また必要に応じ他圏域への支援にも対応するための拠点として、圏域ごとに圏域防災拠点を確保する。</p> <p>県は、各圏域の防災対策の中核的な施設として県合同庁舎を位置づける。また、<u>県又は市町村が有する既存の公共施設のうち、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等への活用が見込まれる施設を圏域防災拠点としてあらかじめ選定するとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点を円滑に開設及び運用できるよう、圏域内の市町村等と調整を図る。</u></p>	<p><b>第18節 防災拠点等の整備・充実</b> <b>第2 防災拠点の整備及び連携</b> 2 県は、広域防災拠点及び市町村の地域防災拠点と相互に補完・連携しながら圏域内の市町村を支援する拠点として、また必要に応じ他圏域への支援にも対応するための拠点として、圏域ごとに圏域防災拠点を確保するとともに、<u>運営マニュアルの作成や運営資機材の整備を行う。</u> 県は、各圏域の防災対策の中核的な施設として県合同庁舎を位置づける。また、<u>応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等への活用が見込まれる施設を圏域防災拠点としてあらかじめ選定するとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点を円滑に開設及び運用できるよう、圏域内の市町村等と調整を図る。</u></p>	<p>圏域防災拠点の継続的な確保に加え、運営マニュアルや資機材等の整備を行うため修正 拠点となるのは公共施設に限らないため削除</p>
110	<p><b>第3 防災拠点機能の確保・充実</b> 4 県及び市町村は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、<u>宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点</u>の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。</p>	<p><b>第3 防災拠点機能の確保・充実</b> 4 県及び市町村は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、<u>緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有</u>に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
111	<p><b>第6 防災用資機材の確保対策</b> 2 備蓄困難な資機材の確保対策 県及び市町村は、支援物資を取り扱う<u>業者一覧</u>の作成や、仮設トイレ・ハウスなど</p>	<p><b>第6 防災用資機材の確保対策</b> 2 備蓄困難な資機材の確保対策 県及び市町村は、支援物資を取り扱う<u>事業者一覧</u>の作成や、仮設トイレ・ハウスなど</p>	<p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
	<p>の備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。</p> <p>3 防災用備蓄拠点の整備                      県及び市町村は、スーパー、百貨店、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。</p>	<p>の備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。</p> <p>3 防災用備蓄拠点の整備                      県及び市町村は、スーパー、百貨店、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通事業者及び物流事業者と連携し、緊急物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。</p>	<p>表現修正</p>
<p>113</p> <p>117</p>	<p><b>第19節 相互応援体制の整備</b>  <b>第4 県による市町村への応援</b>                      2 連携体制の構築                      市町村は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p><b>第11 自衛隊との連携体制</b>                      3 派遣要請基準の想定                      県は、いかなる状況において、どのような分野(救急、救助、応急医療、緊急輸送等)について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。</p> <p><b>第14 救援活動拠点の確保</b>                      県及び市町村は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。</p>	<p><b>第19節 相互応援体制の整備</b>  <b>第4 県による市町村への応援</b>                      2 連携体制の構築                      市町村は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p><b>第11 自衛隊との連携体制</b>                      3 派遣要請基準の想定                      県は、いかなる状況において、どのような分野(救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等)について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。</p> <p><b>第14 救援活動拠点の確保</b>                      県及び市町村は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。</p>	<p>表現修正</p> <p>表現修正</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>
<p>119</p>	<p><b>第20節 医療救護体制の整備</b>  <b>第2 医療救護体制の整備</b>                      1 県の役割                      (2) 災害医療本部                      ハ 災害医療本部は、医療整備課と関係各課が連携して次の業務を行う。</p>	<p><b>第20節 医療救護体制の整備</b>  <b>第2 医療救護体制の整備</b>                      1 県の役割                      (2) 災害医療本部                      ハ 災害医療本部は、医療整備課と関係各課が連携して次の業務を行う。</p>	

宮城県地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表 (案)

頁	現行 (平成 27年 2月)	修正後	備考
123	<p>(へ) <u>広域医療搬送拠点</u>でのDMAT・SCU本部の設置運営</p> <p>(6) 救急患者等の搬送体制の確保</p> <p>ト 県は、航空搬送拠点等の<u>広域搬送拠点</u>には、広域後方医療関係機関(国、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構_____ )と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ(緊急度判定に基づく治療順位の設定)や救急措置等を行うための場所・設備を、あらかじめ整備しておくよう努める。</p>	<p>(へ) <u>航空</u>搬送拠点でのDMAT・SCU本部の設置運営</p> <p>(6) 救急患者等の搬送体制の確保</p> <p>ト 県は、航空搬送拠点_____には、広域後方医療関係機関(国、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、<u>独立行政法人地域医療機能推進機構</u>)と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ(緊急度判定に基づく治療順位の設定)や救急措置等を行うための場所・設備を、あらかじめ整備しておくよう努める。</p>	<p>表現修正</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>
126	<p><b>第3 情報連絡体制の整備</b></p> <p>2 医療救護活動に関する情報連絡体制</p> <p>(2) 宮城県救急医療情報システム(災害モード)による連絡体制</p> <p>宮城県救急医療情報システム</p> <p>◎システム参加機関(平成26年3月現在)</p>	<p><b>第3 情報連絡体制の整備</b></p> <p>2 医療救護活動に関する情報連絡体制</p> <p>(2) 宮城県救急医療情報システム(災害モード)による連絡体制</p> <p>宮城県救急医療情報システム</p> <p>◎システム参加機関(平成27年3月現在)</p>	<p>時点修正</p>
130	<p><b>第21節 火災予防対策</b></p> <p><b>第3 消防力の強化</b></p> <p>4 消防用機械・資機材_____の整備</p> <p>_____市町村は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材_____の整備促進に努める。</p>	<p><b>第21節 火災予防対策</b></p> <p><b>第3 消防力の強化</b></p> <p>4 消防用機械・資機材<u>及び</u>装備品の整備</p> <p>_____県及び市町村は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材<u>及び</u>無線機等の<u>装備品</u>の整備促進に努める。</p>	<p>消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の反映</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>
135	<p><b>第22節 緊急輸送体制の整備</b></p> <p><b>第7 港湾・漁港機能の確保</b></p> <p>港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、仙台塩釜港港湾機能継続協議会等を通じて発災時における港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。</p> <p>(新設)</p>	<p><b>第22節 緊急輸送体制の整備</b></p> <p><b>第7 港湾・漁港機能の確保</b></p> <p>港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、仙台塩釜港港湾機能継続協議会等を通じて発災時における港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。<u>また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
	<p><b>第23節 避難対策</b></p> <p><b>第3 避難場所の確保</b></p> <p>1 市町村の対応</p>	<p><b>第23節 避難対策</b></p> <p><b>第3 避難場所の確保</b></p> <p>1 市町村の対応</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
136	<p>(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底</p> <p>市町村は、大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民等が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において_____安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を_____あらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。</p> <p>また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じること_____</p> <p>_____についても、周知徹底に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底</p> <p>市町村は大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民等が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において<u>災害及びその二次災害から</u>安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を<u>災害種別に応じて</u>あらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。</p> <p>また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、<u>指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきこと</u>、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、<u>災害種別に適した避難先を選択する必要があること</u>についても、周知徹底に努める。</p> <p>なお、<u>指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努める。</u></p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>改行挿入 防災基本計画の修正の反映</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>
140	<p><b>第9 避難計画の作成</b></p> <p>1 市町村の対応</p> <p>(略)</p> <p>また、ハザードマップ_____の整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>なお、<u>避難計画の作成に当たり_____</u>、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第9 避難計画の作成</b></p> <p>1 市町村の対応</p> <p>(略)</p> <p>また、ハザードマップ・<u>防災マップ</u>の整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。</p> <p>なお、<u>防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。</u></p> <p>_____避難計画の作成に当たっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。</p> <p>(略)</p>	<p>表現修正</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
142	<p><b>第24節 避難収容対策</b>  <b>第2 避難所の確保</b>                      1 指定避難所の指定と周知                      市町村は、県と連携し、地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を<u>収容する</u>ための指定避難所として、<u>避難収容</u>施設をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。                      この場合、<u>避難収容</u>施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。  <u>（新設）</u></p>	<p><b>第24節 避難受入れ対策</b>  <b>第2 避難所の確保</b>                      1 指定避難所の指定と周知                      市町村は、県と連携し、地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を受け入れるための指定避難所として、<u>避難受入れ</u>施設をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。                      この場合、<u>避難受入れ</u>施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。  <u>なお、指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>
145	<p><b>第5 応急仮設住宅対策</b>                      2 民間賃貸住宅の借上げ対策                      県は、（公社）宮城県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会宮城県本部との「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき、災害が発生し必要と認める場合には、民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与することとし、借上げの円滑化に向け、平常時からその借上げの方法、役割分担等について関係団体と協議・調整を図った上で、その取扱いについてあらかじめ定める。</p>	<p><b>第5 応急仮設住宅対策</b>                      2 民間賃貸住宅の借上げ対策                      県は、（公社）宮城県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会宮城県本部並びに（公社）<u>全国賃貸住宅経営者協会連合会</u>との「災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定」に基づき、災害が発生し必要と認める場合には、民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与することとし、借上げの円滑化に向け、平常時からその借上げの方法、役割分担等について関係団体と協議・調整を図った上で、その取扱いについてあらかじめ定める。</p>	<p>追記、表現の修正</p>
152	<p><b>第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保</b>  <b>第5 食料及び生活物資等の調達体制</b>                      3 飲料水の調達                      (2) 広域水道の対応                      可能な限り受水市町村の要請に応えられる体制の整備に努めるとともに、災害発生による断水が発生したときは、あらかじめ「災害時における車両の派遣に関する協定」を締結している運送業者に対して、飲料水輸送のため車両の派遣を依頼するなど、必要な飲料水及び生活用水の供給に努める。</p>	<p><b>第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保</b>  <b>第5 食料及び生活物資等の調達体制</b>                      3 飲料水の調達                      (2) 広域水道の対応                      可能な限り受水市町村の要請に応えられる体制の整備に努めるとともに、災害発生による断水が発生したときは、あらかじめ「災害時における車両の派遣に関する協定」を締結している運送事業者に対して、飲料水輸送のため車両の派遣を依頼するなど、必要な飲料水及び生活用水の供給に努める。</p>	<p>表現修正</p>
153	<p><b>第7 燃料の確保</b>                      1 燃料の調達、供給体制の整備                      (2) 燃料の確保に関する協定等                      イ 県における協定</p>	<p><b>第7 燃料の確保</b>                      1 燃料の調達、供給体制の整備                      (2) 燃料の確保に関する協定等                      イ 県における協定</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
154	<p>県は、災害発生時に応急対策の実施及び県民生活の維持に必要な燃料供給が滞らないよう、県石油商業協同組合と締結した「災害時における支援協力に関する協定」を活用し、燃料の確保に努める。</p> <p>(3) 石油燃料の買取・保管の検討</p> <p>県は、県石油商業協同組合と連携した石油燃料の買取・保管(ランニングストック方式)の実施を検討する。</p>	<p>県は、災害発生時に応急対策の実施及び県民生活の維持に必要な燃料供給が滞らないよう、県石油商業協同組合等と締結した「災害時における支援_____に関する協定」を活用し、燃料の確保に努める。</p> <p>(3) 石油燃料の備蓄_____</p> <p>県は、県石油商業協同組合等と連携し、石油燃料の備蓄_____（ランニングストック方式）_____を支援する。</p>	<p>表現修正</p> <p>表現修正</p>
159	<p><b>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</b></p> <p><b>第2 高齢者、障害者等への支援対策</b></p> <p>2 要配慮者の災害予防対策</p> <p>(7) 防災設備等の整備</p> <p>(略)</p> <p>また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための<u>文字放送受信装置等の普及</u>_____に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置を推進する。</p>	<p><b>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</b></p> <p><b>第2 高齢者、障害者等への支援対策</b></p> <p>2 要配慮者の災害予防対策</p> <p>(7) 防災設備等の整備</p> <p>(略)</p> <p>また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための_____緊急速報メールや一斉FAX送信等文字情報の提供システムの構築に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置を推進する。</p>	<p>一般に普及している携帯電話やFAXを利用した方法への変更</p>

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
172	<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害応急対策</b></p> <p><b>第1節 情報の収集・伝達</b></p> <p><b>第3 地震・津波情報</b></p> <p>3 その他の情報等の発表</p> <p>仙台管区気象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。</p> <p>また、<u>地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった市町村については、大雨警報・注意報の発表基準(土壌雨量指数)を引き下げて運用する。</u></p> <p><b>第4 災害情報収集・伝達</b></p> <p>1 地震発生直後の被害の収集・伝達</p> <p>(1) 市町村及び消防機関は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む)、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するとともに、119番通報に係る状況についても併せて総務省消防庁及び県に連絡する。</p> <p>なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害状況を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害応急対策</b></p> <p><b>第1節 情報の収集・伝達</b></p> <p><b>第3 地震・津波情報</b></p> <p>3 その他の情報等の発表</p> <p>仙台管区気象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。</p> <p>また、<u>震度5強以上を観測する地震が発生した市町村では、地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられることから、大雨警報・注意報及び土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用する。</u></p> <p><b>第4 災害情報収集・伝達</b></p> <p>1 地震発生直後の被害の収集・伝達</p> <p>(1) 市町村及び消防機関は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む)、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するとともに、119番通報に係る状況についても併せて総務省消防庁及び県に報告する。</p> <p>なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。</p> <p>(2) <u>人的被害のうち死者・行方不明者数については、県が一元的に集約、調整を行い、その際、県は関係機関が把握している死者・行方不明者数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際には、県は関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、指定地方公共機関、県及び市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町村に連絡する。また、県及び市町村は、当該地域における備蓄の状況、的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>記述の統一</p> <p>表現修正</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>
173	<p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>	



宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考						
175	<p>4 災害情報等の交換</p> <p>(2) 災害情報等の相互交換体制</p> <p>ロ 県、市町村及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>△ 災害情報等の連絡系統は、次のフローのとおりである。</p>	<p>4 災害情報等の交換</p> <p>(2) 災害情報等の相互交換体制</p> <p>ロ 県、市町村及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。</p> <p><u>△ 市町村は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。</u></p> <p>三 災害情報等の連絡系統は、次のフローのとおりである。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>						
183	<p><b>第2節 災害広報活動</b></p> <p><b>第3 県の広報</b></p> <p>2 広報実施方法</p> <p>(1) 大規模災害時緊急情報連絡システム _____ による広報</p>	<p><b>第2節 災害広報活動</b></p> <p><b>第3 県の広報</b></p> <p>2 広報実施方法</p> <p>(1) 大規模災害時緊急情報連絡システム、<u>災害情報共有システム（Lアラート）</u>による広報</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>						
184	<p><b>第4 市町村の広報</b></p> <p>2 広報実施方法</p> <p>(10) 臨時災害放送局の開設</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><b>第4 市町村の広報</b></p> <p>2 広報実施方法</p> <p>(10) 臨時災害放送局の開設</p> <p><u>(11) 災害情報共有システム（Lアラート）による広報</u></p>							
188	<p><b>第3節 防災活動体制</b></p> <p><b>第3 県の活動</b></p> <p style="text-align: center;">配備体制の基準・内容等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">警戒配備</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0号</td> <td style="width: 80%;">                     (略)                      5 蔵王山、鳴子、栗駒山に噴火速報又は噴火警報(火口周辺)若しくは(警戒事項：火口周辺危険)又は(警戒事項：入山危険)が発表されたとき。                      (略)                 </td> </tr> </table>	警戒配備	0号	(略) 5 蔵王山、鳴子、栗駒山に噴火速報又は噴火警報(火口周辺)若しくは(警戒事項：火口周辺危険)又は(警戒事項：入山危険)が発表されたとき。 (略)	<p><b>第3節 防災活動体制</b></p> <p><b>第3 県の活動</b></p> <p style="text-align: center;">配備体制の基準・内容等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">警戒配備</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0号</td> <td style="width: 80%;">                     (略)                      5 蔵王山、鳴子、栗駒山に噴火速報又は噴火警報(火口周辺)若しくは(警戒事項：火口周辺危険)又は(警戒事項：入山危険)が発表されたとき。                      (略)                 </td> </tr> </table>	警戒配備	0号	(略) 5 蔵王山、鳴子、栗駒山に噴火速報又は噴火警報(火口周辺)若しくは(警戒事項：火口周辺危険)又は(警戒事項：入山危険)が発表されたとき。 (略)	<p>災害対策警戒配備要領の改正の反映</p>
警戒配備	0号	(略) 5 蔵王山、鳴子、栗駒山に噴火速報又は噴火警報(火口周辺)若しくは(警戒事項：火口周辺危険)又は(警戒事項：入山危険)が発表されたとき。 (略)							
警戒配備	0号	(略) 5 蔵王山、鳴子、栗駒山に噴火速報又は噴火警報(火口周辺)若しくは(警戒事項：火口周辺危険)又は(警戒事項：入山危険)が発表されたとき。 (略)							
191	<p><b>第8 県、市町村、国及び関係機関の連携</b></p> <p>1 県と国機関との連携</p>	<p><b>第8 県、市町村、国及び関係機関の連携</b></p> <p>1 県と国機関との連携</p>							

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
	<p>県は、災害対策本部が設置された際には、国に対しその旨を速やかに連絡するとともに、必要な情報等の各省庁への伝達については基本的に関係部局で対応する。このため、各部局は関係する国機関の連絡先、伝達事項等について事前に把握しておく。また、国による現地対策本部が設置された場合には、<u>連携を密にして円滑な応急対策の推進を図る。</u></p> <hr/> <p>5 防災関係機関相互の連携                      防災関係機関は、様々な災害の様態に的確に対応するため県、市町村はもとより他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。  <u>(新設)</u></p> <p>6 ヘリコプター__運用調整会議の運営                      _____ヘリコプターを有する防災関係機関とともに、ヘリコプター運用調整会議を設置し、災害時における「ヘリコプター災害対策活動計画」や「ヘリコプター安全運航確保計画」を定め、運用を図ってきたが、東日本大震災による活動を通じて明らかになった問題点等に基づき、同計画を見直し、ヘリコプターによる効率的な災害対策活動等の実施とヘリコプターの安全な運航の確保を図る。  <u>(新設)</u></p>	<p>県は、災害対策本部が設置された際には、国に対しその旨を速やかに連絡するとともに、必要な情報等の各省庁への伝達については基本的に関係部局で対応する。このため、各部局は関係する国機関の連絡先、伝達事項等について事前に把握しておく。また、国による現地対策本部が設置された場合には、<u>合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進するものとする。</u></p> <p>5 防災関係機関相互の連携                      防災関係機関は、様々な災害の様態に的確に対応するため県、市町村はもとより他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。  <u>また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害現場で活動する災害派遣チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。</u></p> <p>6 ヘリコプター<u>の運用調整</u>  <u>県は、ヘリコプターを有する防災関係機関とともに、ヘリコプター運用調整会議を設置し、災害時における「ヘリコプター災害対策活動計画」や「ヘリコプター安全運航確保計画」を定め、運用を図ってきたが、東日本大震災による活動を通じて明らかになった問題点等に基づき、同計画を見直し、ヘリコプターによる効率的な災害対策活動等の実施とヘリコプターの安全な運航の確保を図る。</u>  <u>また、県は、ヘリコプターを有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のためのヘリコプターの運用に関し、災害対策本部事務局内にヘリコプター運用調整グループを設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</u></p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>表現修正</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>
203	<p><b>第6節 自衛隊の災害派遣</b>  <b>第4 派遣部隊の活動内容</b>                      2 災害派遣時に実施する救援活動等                      (1) 被害状況の把握：車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動                      (2) 避難の援助：避難者の誘導、輸送等                      (3) <u>遭難者</u>等の救出：救助及び捜索活動：_____行方不明者、負傷者等の捜索、                      _____救助活動</p>	<p><b>第6節 自衛隊の災害派遣</b>  <b>第4 派遣部隊の活動内容</b>                      2 災害派遣時に実施する救援活動等                      (1) 被害状況の把握：車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動                      (2) 避難の援助：避難者の誘導、輸送等                      (3) <u>要救助者等の捜索救助</u>_____活動：<u>要救助者</u>、行方不明者、負傷者等の捜索、  <u>救出</u>・救助活動</p>	<p>防災基本計画の修正・表現の反</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
	<p>(4) 水防活動：土嚢作成、運搬、積込み等の水防活動</p> <p>(5) 消防活動の支援：消防機関との協力による消火活動</p> <p>(6) 道路又は水路の啓開：道路又は水路等の交通路上の障害物の排除</p> <p>(7) 応急医療、救護及び防疫：被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動</p> <p>(8) 人員及び物資の緊急輸送：緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送</p> <p>(9) 炊飯及び給水：被災者に対する炊飯及び給食の実施</p> <p>(10) 援助物資の無償貸付又は譲与：「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施</p> <p>(11) 危険物の保安及び除去：自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去</p> <p>(12) その他：その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援</p>	<p>(4) 水防活動：土嚢作成、運搬、積込み等の水防活動</p> <p>(5) 消防活動_____：消防機関との協力による消火活動（空中消火を含む）</p> <p>(6) 道路_____の啓開：道路_____等の交通路上の障害物の排除</p> <p>(7) 応急医療、救護及び防疫：被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動</p> <p>(8) 人員及び物資の緊急輸送：緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送</p> <p>(9) 炊飯及び給水：被災者に対する炊飯及び給水の実施</p> <p>(10) 援助物資の無償貸付又は譲与：「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施</p> <p>(11) 危険物の保安及び除去：自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去</p> <p>(12) その他：その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援</p>	映
210	<p><b>第7節 救急・救助活動</b></p> <p><b>第9 惨事ストレス対策</b></p> <p>_____救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。</p> <p>（略）</p>	<p><b>第7節 救急・救助活動</b></p> <p><b>第9 惨事ストレス対策</b></p> <p>_____救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。</p> <p>（略）</p>	防災基本計画の修正の反映
214	<p><b>第8節 医療救護活動</b></p> <p><b>第4 災害時後方医療体制</b></p> <p>3 県は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、<u>広域</u>搬送拠点を確保・運営するとともに、県内の医療機関から<u>広域</u>搬送拠点までの重病者等の輸送を実施する。</p>	<p><b>第8節 医療救護活動</b></p> <p><b>第4 災害時後方医療体制</b></p> <p>3 県は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、<u>航空</u>搬送拠点を確保・運営するとともに、県内の医療機関から<u>航空</u>搬送拠点までの重病者等の輸送を実施する。</p>	防災基本計画の修正の反映
220	<p><b>第10節 交通・輸送活動</b></p> <p><b>第2 県の活動</b></p> <p>1 輸送の優先順位</p> <p>輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に留意して行う。</p> <p>(1) 人命の安全</p> <p>(2) 被害の拡大防止_____</p> <p>(3) 災害応急対策の円滑な実施</p>	<p><b>第10節 交通・輸送活動</b></p> <p><b>第2 県の活動</b></p> <p>1 輸送の優先順位</p> <p>輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に留意して行う。</p> <p>(1) 人命の安全</p> <p>(2) 被害の拡大防止（<u>二次災害の発生防止を含む</u>）</p> <p>(3) 災害応急対策の円滑な実施</p>	防災基本計画の修正の反映

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
225	<p><b>第5 陸上交通の確保</b></p> <p>2 交通規制</p> <p>(2) 緊急交通路確保のための措置</p> <p>ロ 放置車両<sup>〃</sup>の撤去</p> <p>緊急交通路を確保するために必要な場合は、放置車両<sup>〃</sup>の撤去、警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。</p>	<p><b>第5 陸上交通の確保</b></p> <p>2 交通規制</p> <p>(2) 緊急交通路確保のための措置</p> <p>ロ 放置車両等の撤去</p> <p>緊急交通路を確保するために必要な場合は、放置車両等の撤去、警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
227	<p><b>第6 海上交通の確保</b></p> <p>2 港湾管理者の役割</p> <p>港湾管理者は、防波堤、航路及び岸壁等の被災状況について海上保安部等の関係機関に連絡するとともに、障害物の除去及び被災施設の応急復旧等を行い、緊急物資等の輸送に支障を生じさせないように努める。</p>	<p><b>第6 海上交通の確保</b></p> <p>2 港湾管理者の役割</p> <p>港湾管理者は、防波堤、航路及び岸壁等の被災状況について東北地方整備局・海上保安部等の関係機関に連絡するとともに、障害物の除去及び水深の調査並びに被災施設の応急復旧等を行い、緊急物資等の輸送に支障を生じさせないように努める。</p>	<p>東北地方整備局所掌事務に係る緊急事案連絡要領による安全航行に必要な事項の追記</p>
230	<p><b>第12節 避難活動</b></p> <p><b>第1 目的</b></p> <p>市町村及び防災関係機関は、地震が発生した場合、直ちに警戒態勢を整え、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、適切に避難の勧告又は指示を行うとともに、速やかに避難所を開設し、管理運営に当たる。</p>	<p><b>第12節 避難活動</b></p> <p><b>第1 目的</b></p> <p>市町村及び防災関係機関は、地震が発生した場合、直ちに警戒態勢を整え、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、適切に勧告又は指示等を行うとともに、速やかに避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
232	<p><b>第3 避難の勧告又は指示の内容及び周知</b></p> <p>3 避難の措置と周知</p> <p>(1) 住民等への周知</p> <p>(略)</p> <p>なお、避難勧告等の周知に当たっては、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。</p>	<p><b>第3 避難の勧告又は指示の内容及び周知</b></p> <p>3 避難の措置と周知</p> <p>(1) 住民等への周知</p> <p>(略)</p> <p>なお、避難勧告等の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メールや一斉FAXにより周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。</p>	<p>要配慮者への例示を追加</p>
	<p><b>第4 避難誘導</b></p> <p>1 住民等の避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先(避難場所、避難所)への円滑な誘導に努める。</p>	<p><b>第4 避難誘導</b></p> <p>1 住民等の避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先(避難場所、避難所)への円滑な誘導に努める。</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
234	<p>誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行う_____。</p> <p>(新設)</p> <p><b>第5 避難所の開設及び運営</b></p> <p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の管理</p> <p>へ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援</p> <p>市町村は、それぞれの避難所に<u>収容されている避難者</u>に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受取にきている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。</p> <p>(4) 県による支援</p> <p>ロ 県が管理する施設での対応</p> <p>県は、県が管理する施設を避難所として開設する際の協力、第三者の介護を必要とする<u>者を収容する施設のうち県が管理するもの</u>について、<u>収容者の救護のため</u>の必要な措置及び避難所の管理運営についての指導助言を行う。</p> <p><b>第6 避難長期化への対処</b></p> <p>2 市町村は、災害の規模、被災者の避難及び<u>収容</u> 状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。</p> <p>(略)</p> <p>3 市町村は、災害の規模、被災者の避難・<u>収容</u> 状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への<u>収容</u>が必要であると判断した場合において、_____市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p>	<p>誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行う<u>とともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</u></p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>近隣の緊急的な待避場所への移動等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。</u></p> <p><b>第5 避難所の開設及び運営</b></p> <p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の管理</p> <p>へ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援</p> <p>市町村は、それぞれの避難所で<u>受け入れている避難者</u>に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受取にきている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。</p> <p>(4) 県による支援</p> <p>ロ 県が管理する施設での対応</p> <p>県は、県が管理する施設を避難所として開設する際の協力、第三者の介護を必要とする<u>避難者を受け入れる施設のうち県が管理するもの</u>について、<u>避難者の救護のため</u>の必要な措置及び避難所の管理運営についての指導助言を行う。</p> <p><b>第6 避難長期化への対処</b></p> <p>2 市町村は、災害の規模、被災者の避難及び<u>受け入れ</u>状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。</p> <p>(略)</p> <p>3 市町村は、災害の規模、被災者の避難及び<u>受け入れ</u>状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等での<u>受け入れ</u>が必要であると判断した場合において、<u>県内の他の市町村への受入れ</u>については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>表現修正</p> <p>表現修正</p> <p>表現修正</p> <p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
	<p>4 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待つかとまがないと_____ときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。</p>	<p>4 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待つかとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。</p>	
239	<p><b>第13節 応急仮設住宅等の確保</b>  <b>第2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備と維持管理</b>  <b>1 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備</b>  (1) 県の対応  イ 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備  (略)  整備に当たっては、_____被災市町村内の公有地その他の安全な用地の確保に努めるとともに、被災者に係る世帯人数や高齢者・障害者等に十分配慮した仕様及び設計に努める。</p>	<p><b>第13節 応急仮設住宅等の確保</b>  <b>第2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備と維持管理</b>  <b>1 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備</b>  (1) 県の対応  イ 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備  (略)  整備に当たっては、<u>二次災害に十分配慮し</u>、被災市町村内の公有地その他の安全な用地の確保に努めるとともに、被災者に係る世帯人数や高齢者・障害者等に十分配慮した仕様及び設計に努める。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
240	<p><b>第4 民間賃貸住宅の活用等</b>  災害救助法に基づく応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備には一定期間が必要となるため、_____被災者の避難所生活の長期化を回避するため、_____協定を締結している不動産関係団体の協力のもと、市町村と連携を図りながら、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていく。</p>	<p><b>第4 民間賃貸住宅の活用等</b>  災害救助法に基づく応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備には一定期間が必要となるため、<u>また</u>、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、<u>民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には</u>、協定を締結している不動産関係団体の協力のもと、市町村と連携を図りながら、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていく。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
253	<p><b>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</b>  <b>第5 飲料水</b>  3 県は、市町村から飲料水供給の要請があった場合、応急給水対策フロー_____により対応する。</p>	<p><b>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</b>  <b>第5 飲料水</b>  3 県は、市町村から飲料水供給の要請があった場合、応急給水対策フロー<u>チャート</u>により対応する。</p>	<p>記述の統一</p>
254	<p>4 県は、大規模地震による断水が発生したときは、あらかじめ「災害時における車両の派遣に関する協定」を締結している運送_業者に対して、飲料水等輸送のため車両の派遣を依頼し、沿岸市町で必要な飲料水及び生活用水の供給に努める。</p>	<p>4 県は、大規模地震による断水が発生したときは、あらかじめ「災害時における車両の派遣に関する協定」を締結している運送事業者に対して、飲料水等輸送のため車両の派遣を依頼し、沿岸市町で必要な飲料水及び生活用水の供給に努める。</p>	<p>表現修正</p>
256	<p><b>第9 燃料の調達・供給</b></p>	<p><b>第9 燃料の調達・供給</b></p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考
	<p>2 重要施設への供給</p> <p>県は、災害発生時においても、その機能を維持する必要がある病院などの重要施設については、必要量の情報収集とあらかじめ想定された必要量の供給に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>2 重要施設への供給</p> <p>県は、災害発生時においても、その機能を維持する必要がある病院などの重要施設については、必要量の情報収集とあらかじめ想定された必要量の供給に努める。</p> <p><u>なお、必要量の確保が困難な場合は、燃料調達シートに必要事項を記入し、政府緊急対策本部に対し、緊急供給要請を行う。</u></p>	<p>記述の統一</p>

頁	現行 (平成 27年 2月)	修正後	備考																																																																																																																																																																																	
	(新設)	<p style="text-align: right;"><b>様式 4</b></p> <p style="text-align: center;"><b>燃料調整シート</b></p> <p style="text-align: right;">&lt;本件問い合わせ先(担当課)&gt;</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 100px;">燃料要請通し番号</td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;">石油精製備蓄課</td> <td style="width: 100px;">03-3501-xxxx</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>石油流通課</td> <td>03-3501-yyyy</td> </tr> </table> <p><b>1. 処理状況</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日時</th> <th>内容</th> <th>所属</th> <th>担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>要請発生</td> <td>(被災地自治体→) <b>内閣府</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>要請受領</td> <td>(内閣府→) <b>資源エネルギー庁</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>要請発信</td> <td><b>資源エネルギー庁</b> (→石油連盟/全石連)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>要請受領・仕分開始①</td> <td><b>石油連盟</b> (対元売) / <b>全石連</b> (県石、石商、役員等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>要請受領・仕分開始②</td> <td><b>都道府県石商</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>要請受領・仕分開始③</td> <td><b>石商</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>要請仕分報告</td> <td><b>石油連盟/全石連</b> (→資工庁)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>運送事業者報告</td> <td><b>石油連盟/全石連</b> (→資工庁)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2. 要請元・納入先・清算情報</b></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発注・要請元</td> <td>名称</td> <td></td> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当者名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">納入先施設等</td> <td>名称</td> <td></td> <td>施設番号※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>燃料担当者名</td> <td></td> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>携帯電話</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平時納入業者名</td> <td></td> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料供給費用支払予定者</td> <td>組織名 (請求書宛名)</td> <td></td> <td>担当者部署・氏名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3. 要請内容</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品目</th> <th rowspan="2">数量 (kl)</th> <th rowspan="2">荷姿</th> <th rowspan="2">タンク形態</th> <th rowspan="2">タンク容量</th> <th rowspan="2">必要ホース長 (m)</th> <th colspan="3">給油口規格</th> </tr> <tr> <th>口径</th> <th>名称</th> <th>形式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ジェット</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A重油 ( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他 ( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="9">(備考)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>4. 配送手配状況</b></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">燃料提供者 (元売)</td> <td>事業者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支店/部署名</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料提供者 (特約店・販売店)</td> <td>事業者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支店/部署名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>輸送事業者</td> <td>事業者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">配送車輛・予定</td> <td>車番</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドライバー名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出荷予定</td> <td style="text-align: center;">到着予定</td> </tr> <tr> <td>出荷基地</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	燃料要請通し番号		石油精製備蓄課	03-3501-xxxx			石油流通課	03-3501-yyyy	日時	内容	所属	担当者		要請発生	(被災地自治体→) <b>内閣府</b>			要請受領	(内閣府→) <b>資源エネルギー庁</b>			要請発信	<b>資源エネルギー庁</b> (→石油連盟/全石連)			要請受領・仕分開始①	<b>石油連盟</b> (対元売) / <b>全石連</b> (県石、石商、役員等)			要請受領・仕分開始②	<b>都道府県石商</b>			要請受領・仕分開始③	<b>石商</b>			要請仕分報告	<b>石油連盟/全石連</b> (→資工庁)			運送事業者報告	<b>石油連盟/全石連</b> (→資工庁)		発注・要請元	名称		電話番号		担当者名				納入先施設等	名称		施設番号※		住所				燃料担当者名		電話番号				携帯電話			平時納入業者名		電話番号		燃料供給費用支払予定者	組織名 (請求書宛名)		担当者部署・氏名		品目	数量 (kl)	荷姿	タンク形態	タンク容量	必要ホース長 (m)	給油口規格			口径	名称	形式	ガソリン									ジェット									灯油									軽油									A重油 ( )									その他 ( )									(備考)									燃料提供者 (元売)	事業者名		支店/部署名		燃料提供者 (特約店・販売店)	事業者名		支店/部署名		輸送事業者	事業者名		配送車輛・予定	車番		ドライバー名		出荷予定	到着予定	出荷基地		
燃料要請通し番号		石油精製備蓄課	03-3501-xxxx																																																																																																																																																																																	
		石油流通課	03-3501-yyyy																																																																																																																																																																																	
日時	内容	所属	担当者																																																																																																																																																																																	
	要請発生	(被災地自治体→) <b>内閣府</b>																																																																																																																																																																																		
	要請受領	(内閣府→) <b>資源エネルギー庁</b>																																																																																																																																																																																		
	要請発信	<b>資源エネルギー庁</b> (→石油連盟/全石連)																																																																																																																																																																																		
	要請受領・仕分開始①	<b>石油連盟</b> (対元売) / <b>全石連</b> (県石、石商、役員等)																																																																																																																																																																																		
	要請受領・仕分開始②	<b>都道府県石商</b>																																																																																																																																																																																		
	要請受領・仕分開始③	<b>石商</b>																																																																																																																																																																																		
	要請仕分報告	<b>石油連盟/全石連</b> (→資工庁)																																																																																																																																																																																		
	運送事業者報告	<b>石油連盟/全石連</b> (→資工庁)																																																																																																																																																																																		
発注・要請元	名称		電話番号																																																																																																																																																																																	
	担当者名																																																																																																																																																																																			
納入先施設等	名称		施設番号※																																																																																																																																																																																	
	住所																																																																																																																																																																																			
	燃料担当者名		電話番号																																																																																																																																																																																	
			携帯電話																																																																																																																																																																																	
	平時納入業者名		電話番号																																																																																																																																																																																	
燃料供給費用支払予定者	組織名 (請求書宛名)		担当者部署・氏名																																																																																																																																																																																	
品目	数量 (kl)	荷姿	タンク形態	タンク容量	必要ホース長 (m)	給油口規格																																																																																																																																																																														
						口径	名称	形式																																																																																																																																																																												
ガソリン																																																																																																																																																																																				
ジェット																																																																																																																																																																																				
灯油																																																																																																																																																																																				
軽油																																																																																																																																																																																				
A重油 ( )																																																																																																																																																																																				
その他 ( )																																																																																																																																																																																				
(備考)																																																																																																																																																																																				
燃料提供者 (元売)	事業者名																																																																																																																																																																																			
	支店/部署名																																																																																																																																																																																			
燃料提供者 (特約店・販売店)	事業者名																																																																																																																																																																																			
	支店/部署名																																																																																																																																																																																			
輸送事業者	事業者名																																																																																																																																																																																			
配送車輛・予定	車番																																																																																																																																																																																			
	ドライバー名																																																																																																																																																																																			
	出荷予定	到着予定																																																																																																																																																																																		
	出荷基地																																																																																																																																																																																			



宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
258	<p><b>第18節 防疫・保健衛生活動</b>  <b>第3 保健対策</b>                  2 <u>メンタルヘルスカケア（精神保健相談）</u>                  (1) <u>メンタルヘルスカケアの実施</u>                  被災地、特に避難所においては、大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、_____県（保健所・精神保健福祉センター・児童相談所及び子ども総合センターが中心となる）及び市町村は、<u>県の精神科医や他の精神科医_____等の協力を得て、メンタルヘルスカケア_____を実施する。</u>                  (2) <u>メンタルヘルスカケアの実施体制の確保</u>                  県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じ、被災地域外の医療機関、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対し、災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求める。                  また県は、災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。                  (3) <u>メンタルヘルスカケアの継続</u>                  県は、被災後の復興は長期化し混乱が続くことから、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、<u>メンタルヘルスカケアを長期的に実施する。</u></p>	<p><b>第18節 防疫・保健衛生活動</b>  <b>第3 保健対策</b>                  2 <u>心のケア</u>                  (1) <u>心のケアの実施</u>                  _____大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、_____心身の不調をきたしやすく、<u>ストレス反応や精神症状の悪化等が考えられるため、</u>県（保健所・精神保健福祉センター・児童相談所及び子ども総合センターが中心となる）及び市町村は、_____精神科医や心理職等の協力を得て、<u>被災後の時期や被災状況に応じた災害後の心のケアを実施する。</u>                  (2) <u>心のケアの実施体制の確保</u>                  県は、_____被災者のストレスケア等のため、_____災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成し被災地に派遣し、必要に応じて<u>厚生労働省や被災地域以外の都道府県に対してチームの派遣を要請する。</u>                  また県は、災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。                  (3) <u>心のケアの継続</u>                  _____復興が長期化する_____ことにより、被災者は<u>生活再建への不安等からストレス状態が続く_____ことが想定されるので、心のケア_____を長期的に実施する。</u></p>	<p>メンタルヘルスカケアより心のケアの方が一般に広く普及しているため表現を修正</p>
262	<p><b>第20節 廃棄物処理活動</b>  <b>第3 処理体制</b>                  4 県は、市町村からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の他の市町村及び関係団体等に対して、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、県域を越える対応が必要と認める場合は、<u>環境省_____</u>に対して支援を要請する。</p>	<p><b>第20節 廃棄物処理活動</b>  <b>第3 処理体制</b>                  4 県は、市町村からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の他の市町村及び関係団体等に対して、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、県域を越える対応が必要と認める場合は、<u>東北地方環境事務所</u>に対して支援を要請する。</p>	<p>記述の統一</p>
	<p><b>第23節 防災資機材及び労働力の確保</b>  <b>第6 従事命令等による応急措置の業務</b></p>	<p><b>第23節 防災資機材及び労働力の確保</b>  <b>第6 従事命令等による応急措置の業務</b></p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
271	<p>災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各関係機関は、各法律に基づく従事命令等による応急業務を行う。</p> <p>1 知事の従事命令等</p> <p>(1) 従事命令…応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。</p> <p>ホ 土木_業者又は建築業者及びこれらの者の従事者</p> <p>へ 鉄道事業者及びその従事者</p> <p>ト 自動車運送_業者及びその従事者</p> <p>チ 船舶運送_業者及びその従事者</p> <p>(略)</p>	<p>災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各関係機関は、各法律に基づく従事命令等による応急業務を行う。</p> <p>1 知事の従事命令等</p> <p>(1) 従事命令…応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。</p> <p>ホ 土木事業者又は建設技術者及びこれらの者の従事者</p> <p>へ 鉄道事業者及びその従事者</p> <p>ト 自動車運送事業者及びその従事者</p> <p>チ 船舶運送事業者及びその従事者</p> <p>(略)</p>	表現修正
279	<p><b>第24節 公共土木施設等の応急対策</b></p> <p><b>第10 鉄道施設</b></p> <p>2 阿武隈急行(株)</p> <p>(1) 地震発生時の運転規制</p> <p>ロ 震度5_____のとき</p>	<p><b>第24節 公共土木施設等の応急対策</b></p> <p><b>第10 鉄道施設</b></p> <p>2 阿武隈急行(株)</p> <p>(1) 地震発生時の運転規制</p> <p>ロ 震度5弱以上のとき</p>	記述の統一

頁	現行 (平成 27年 2月)	修正後	備考
286	<p>第25節 ライフライン施設等の応急復旧 第2 水道施設</p> <p>6 (略) なお、応急給水及び応急復旧対策は、次のフロー_____により行う。</p>	<p>第25節 ライフライン施設等の応急復旧 第2 水道施設</p> <p>6 (略) なお、応急給水及び応急復旧対策は、次のフロー_____により行う。</p>	記述の統一
287	<p style="text-align: center;">応急給水フローチャート</p>	<p style="text-align: center;">応急給水フローチャート</p>	時点修正

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考
294	<p><b>第26節 危険物施設等の安全確保</b>  <b>第6 毒物・劇物貯蔵施設</b>                      情報の収集、伝達及び必要物等の手配</p>	<p><b>第26節 危険物施設等の安全確保</b>  <b>第6 毒物・劇物貯蔵施設</b>                      情報の収集、伝達及び必要物等の手配</p>	組織名の修正
295	<p>5 災害による有害大気汚染物質（重金属類）やアスベスト等の粉じんなど（毒物劇物）の散乱・流出について、その状況を早期に把握し、<u>防じんマスクの配布</u>や二次災害についての注意喚起を行う。</p>	<p>5 県は災害による_____毒物劇物_の散乱・流出について、その状況を早期に把握し、_____二次災害についての注意喚起を行う。</p>	毒物劇物以外のことについて言及しているため修正
303	<p><b>第29節 応急公用負担等の実施</b>  <b>第2 応急公用負担等の権限</b>                      4 指定地方行政機関の長                      応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送__業者等に対しその取り扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収容することができる。</p>	<p><b>第29節 応急公用負担等の実施</b>  <b>第2 応急公用負担等の権限</b>                      4 指定地方行政機関の長                      応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送<u>事業者等</u>に対しその取り扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収用することができる。</p>	表現修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考												
306	<p><b>第30節 ボランティア活動</b>  <b>第3 専門ボランティア</b>                      関係する組織からの申し込みについては、県の部局で対応し、主な種類は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="241 363 1055 475"> <thead> <tr> <th>主な受入れ項目</th> <th>担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ハ 被災建築物危険度判定</td> <td>土木部</td> </tr> </tbody> </table>	主な受入れ項目	担当部局	(略)	(略)	ハ 被災建築物危険度判定	土木部	<p><b>第30節 ボランティア活動</b>  <b>第3 専門ボランティア</b>                      関係する組織からの申し込みについては、県の部局で対応し、主な種類は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1146 363 1946 475"> <thead> <tr> <th>主な受入れ項目</th> <th>担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ハ 被災宅地_危険度判定</td> <td>土木部</td> </tr> </tbody> </table>	主な受入れ項目	担当部局	(略)	(略)	ハ 被災宅地_危険度判定	土木部	誤記修正
主な受入れ項目	担当部局														
(略)	(略)														
ハ 被災建築物危険度判定	土木部														
主な受入れ項目	担当部局														
(略)	(略)														
ハ 被災宅地_危険度判定	土木部														

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
310	<p style="text-align: center;"><b>第4章 災害復旧・復興対策</b></p> <p><b>第1節 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第3 災害復旧計画</b></p> <p>3 事業の実施</p> <p>(2) 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業_____を行い、又は支援する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 災害復旧・復興対策</b></p> <p><b>第1節 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第3 災害復旧計画</b></p> <p>3 事業の実施</p> <p>(2) 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設等の復旧事業及び災害廃棄物の処理事業を行い、又は支援する。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
313	<p><b>第2節 生活再建支援</b></p> <p><b>第2 罹災証明書の交付</b></p> <p>(略)</p> <p>県は、市町村で実施する_____被害認定や罹災証明書の交付業務に_____</p> <p>_____必要となる職員の派遣や技術的な支援を行う。</p> <p>_____</p>	<p><b>第2節 生活再建支援</b></p> <p><b>第2 罹災証明書の交付</b></p> <p>(略)</p> <p>県は、市町村で実施する住家等の被害認定や罹災証明書の交付業務について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な職員の派遣や技術的な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図るものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
321	<p><b>第3節 住宅復旧支援</b></p> <p><b>第3 住宅の建設等</b></p> <p>(4) 生活維持の支援</p> <p>県_____は、復興過程の被災者については、応急仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。</p> <p>(新設)</p>	<p><b>第3節 住宅復旧支援</b></p> <p><b>第3 住宅の建設等</b></p> <p>(4) 生活維持の支援</p> <p>県及び市町村は、復興過程の被災者については、応急仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。</p> <p>(5) 計画的な恒久住宅への移行</p> <p>県及び市町村は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。</p>	<p>表現修正</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
3	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 計画の目的と構成</b></p> <p><b>第5 基本方針</b></p> <p>2 津波避難を迅速かつ円滑に行うための体制整備（略）</p> <p>そのため、大津波警報、津波警報、津波注意報（以下「津波警報等」という。）等の情報伝達体制や地震・津波観測体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 計画の目的と構成</b></p> <p><b>第5 基本方針</b></p> <p>2 津波避難を迅速かつ円滑に行うための体制整備（略）</p> <p>そのため、大津波警報、津波警報、津波注意報（以下「津波警報等」という。）等の情報伝達体制や地震・津波観測体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。</p>	形式的修正
7  10  13 14	<p><b>第2節 各機関の役割と業務大綱</b></p> <p><b>第3 各機関の役割</b></p> <p>7 企業</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割_____を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化_____などに加え、災害時の緊急時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保を行うなど事業継続力の向上に努める。</p> <p>また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。</p> <p><b>第4 防災機関の業務大綱</b></p> <p>沿岸市町村（6）避難の指示、勧告及び_____避難所_の開設</p> <p><b>【指定公共機関】</b></p> <p><u>ソフトバンクテレコム株式会社</u></p> <p><u>ソフトバンクモバイル株式会社</u></p>	<p><b>第2節 各機関の役割と業務大綱</b></p> <p><b>第3 各機関の役割</b></p> <p>7 企業</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割（<u>生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生</u>）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化_____などに加え、災害時の緊急時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保を行うなど事業継続力の向上に努める。</p> <p>また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。</p> <p><b>第4 防災機関の業務大綱</b></p> <p>沿岸市町村（6）避難の指示、勧告及び<u>避難準備情報の発表並びに避難所等</u>の開設</p> <p><b>【指定公共機関】</b></p> <p><u>ソフトバンク株式会社</u></p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>市町村の役割に避難準備情報の発表を追加</p> <p>社名の変更</p>

宮城県地域防災計画 [津波災害対策編] 新旧対照表 (案)

頁	現行 (平成 27 年 2 月)	修正後	備考																																																																																																																																																																																																																																										
17	<p><b>第4節 宮城県の津波被害</b></p> <p><b>第1 地理的特性と過去の津波被害</b></p> <p>宮城県における主な津波災害(明治以降) ※抜粋</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称(災害種別)</th> <th>死者</th> <th>行方不明者</th> <th>重傷者</th> <th>軽傷者</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>床下浸水</th> <th>被害総額(千円)</th> <th>発生日</th> <th>震源</th> <th>マグニチュード</th> <th>最大波高(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明治三陸地震津波(大津波)</td> <td>3,452</td> <td></td> <td></td> <td>1,241</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1896年 明治29年6月15日</td> <td>三陸沖</td> <td>8.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>十勝沖地震(津波)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1952年 昭和27年3月4日</td> <td>十勝沖</td> <td>8.2</td> <td>雄勝 2</td> </tr> <tr> <td>チリ地震津波(大津波)</td> <td>41</td> <td>12</td> <td>625</td> <td>1206</td> <td>899</td> <td>6,097</td> <td></td> <td>11,618,000</td> <td>1960年 注1) 昭和35年5月24日</td> <td>チリ沖</td> <td>9.5</td> <td>牡鹿 5.65</td> </tr> <tr> <td>(津波)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>89,657</td> <td>1963年 昭和38年 10月13日</td> <td>択捉島 南東沖</td> <td>8.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>十勝沖地震(地震・津波)</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>54</td> <td>1,932,053</td> <td>1968年 昭和43年 5月16日</td> <td>青森県 東方沖</td> <td>7.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(津波)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>55,036</td> <td>1994年 平成6年 10月4～5日</td> <td>北海道 東方沖</td> <td>8.2</td> <td>鮎川 0.43</td> </tr> <tr> <td>2003年_十勝沖地震(津波)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td>95,426</td> <td>2003年 平成15年 9月26日</td> <td>十勝沖</td> <td>8.0</td> <td>鮎川 0.32</td> </tr> <tr> <td>東北地方太平洋沖地震(地震・大津波)※</td> <td>10,507</td> <td>1,259</td> <td>502</td> <td>3,615</td> <td>82,998</td> <td>155,125</td> <td>7,796</td> <td>9,220,722,315</td> <td>2011年 平成23年 3月11日</td> <td>三陸沖</td> <td>9.0</td> <td>鮎川 8.6以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成26年10月31日現在</p>	名称(災害種別)	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	床下浸水	被害総額(千円)	発生日	震源	マグニチュード	最大波高(m)	明治三陸地震津波(大津波)	3,452			1,241					1896年 明治29年6月15日	三陸沖	8.2		十勝沖地震(津波)									1952年 昭和27年3月4日	十勝沖	8.2	雄勝 2	チリ地震津波(大津波)	41	12	625	1206	899	6,097		11,618,000	1960年 注1) 昭和35年5月24日	チリ沖	9.5	牡鹿 5.65	(津波)								89,657	1963年 昭和38年 10月13日	択捉島 南東沖	8.5		十勝沖地震(地震・津波)	1		1				54	1,932,053	1968年 昭和43年 5月16日	青森県 東方沖	7.9		(津波)								55,036	1994年 平成6年 10月4～5日	北海道 東方沖	8.2	鮎川 0.43	2003年_十勝沖地震(津波)							8	95,426	2003年 平成15年 9月26日	十勝沖	8.0	鮎川 0.32	東北地方太平洋沖地震(地震・大津波)※	10,507	1,259	502	3,615	82,998	155,125	7,796	9,220,722,315	2011年 平成23年 3月11日	三陸沖	9.0	鮎川 8.6以上	<p><b>第4節 宮城県の津波被害</b></p> <p><b>第1 地理的特性と過去の津波被害</b></p> <p>宮城県における主な津波災害(明治以降) ※抜粋</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称(災害種別)</th> <th>死者</th> <th>行方不明者</th> <th>重傷者</th> <th>軽傷者</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>床下浸水</th> <th>被害総額(千円)</th> <th>発生日</th> <th>震源</th> <th>マグニチュード</th> <th>最大波高(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明治三陸地震(大津波)</td> <td>3,452</td> <td></td> <td></td> <td>1,241</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1896年 明治29年6月15日</td> <td>三陸沖</td> <td>8.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>十勝沖地震(津波)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1952年 昭和27年3月4日</td> <td>十勝沖</td> <td>8.2</td> <td>雄勝 1.9</td> </tr> <tr> <td>チリ地震津波(大津波)</td> <td>41</td> <td>12</td> <td>625</td> <td>1206</td> <td>899</td> <td>6,097</td> <td></td> <td>11,618,000</td> <td>1960年 注1) 昭和35年5月24日</td> <td>チリ沖</td> <td>9.5</td> <td>牡鹿 5.4</td> </tr> <tr> <td>(津波)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>89,657</td> <td>1963年 昭和38年 10月13日</td> <td>択捉島 南東沖</td> <td>8.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1968年十勝沖地震(地震・津波)</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>54</td> <td>1,932,053</td> <td>1968年 昭和43年 5月16日</td> <td>青森県 東方沖</td> <td>7.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成6年(1994年)北海道東方沖地震津波</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>55,036</td> <td>1994年 平成6年 10月4～5日</td> <td>北海道 東方沖</td> <td>8.2</td> <td>鮎川 0.42</td> </tr> <tr> <td>平成15年(2003年)十勝沖地震(津波)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td>95,426</td> <td>2003年 平成15年 9月26日</td> <td>十勝沖</td> <td>8.0</td> <td>鮎川 0.32</td> </tr> <tr> <td>平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(地震・大津波)※</td> <td>10,507</td> <td>1,239</td> <td>502</td> <td>3,615</td> <td>82,998</td> <td>155,129</td> <td>7,796</td> <td>9,227,542,356</td> <td>2011年 平成23年 3月11日</td> <td>三陸沖</td> <td>9.0</td> <td>鮎川 8.6以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成27年10月31日現在 (被害総額は平成27年9月10日現在)</p>	名称(災害種別)	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	床下浸水	被害総額(千円)	発生日	震源	マグニチュード	最大波高(m)	明治三陸地震(大津波)	3,452			1,241					1896年 明治29年6月15日	三陸沖	8.2		十勝沖地震(津波)									1952年 昭和27年3月4日	十勝沖	8.2	雄勝 1.9	チリ地震津波(大津波)	41	12	625	1206	899	6,097		11,618,000	1960年 注1) 昭和35年5月24日	チリ沖	9.5	牡鹿 5.4	(津波)								89,657	1963年 昭和38年 10月13日	択捉島 南東沖	8.1		1968年十勝沖地震(地震・津波)	1		1				54	1,932,053	1968年 昭和43年 5月16日	青森県 東方沖	7.9		平成6年(1994年)北海道東方沖地震津波								55,036	1994年 平成6年 10月4～5日	北海道 東方沖	8.2	鮎川 0.42	平成15年(2003年)十勝沖地震(津波)							8	95,426	2003年 平成15年 9月26日	十勝沖	8.0	鮎川 0.32	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(地震・大津波)※	10,507	1,239	502	3,615	82,998	155,129	7,796	9,227,542,356	2011年 平成23年 3月11日	三陸沖	9.0	鮎川 8.6以上	<p>気象庁の資料等に基づく名称等の修正</p>
名称(災害種別)	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	床下浸水	被害総額(千円)	発生日	震源	マグニチュード	最大波高(m)																																																																																																																																																																																																																																	
明治三陸地震津波(大津波)	3,452			1,241					1896年 明治29年6月15日	三陸沖	8.2																																																																																																																																																																																																																																		
十勝沖地震(津波)									1952年 昭和27年3月4日	十勝沖	8.2	雄勝 2																																																																																																																																																																																																																																	
チリ地震津波(大津波)	41	12	625	1206	899	6,097		11,618,000	1960年 注1) 昭和35年5月24日	チリ沖	9.5	牡鹿 5.65																																																																																																																																																																																																																																	
(津波)								89,657	1963年 昭和38年 10月13日	択捉島 南東沖	8.5																																																																																																																																																																																																																																		
十勝沖地震(地震・津波)	1		1				54	1,932,053	1968年 昭和43年 5月16日	青森県 東方沖	7.9																																																																																																																																																																																																																																		
(津波)								55,036	1994年 平成6年 10月4～5日	北海道 東方沖	8.2	鮎川 0.43																																																																																																																																																																																																																																	
2003年_十勝沖地震(津波)							8	95,426	2003年 平成15年 9月26日	十勝沖	8.0	鮎川 0.32																																																																																																																																																																																																																																	
東北地方太平洋沖地震(地震・大津波)※	10,507	1,259	502	3,615	82,998	155,125	7,796	9,220,722,315	2011年 平成23年 3月11日	三陸沖	9.0	鮎川 8.6以上																																																																																																																																																																																																																																	
名称(災害種別)	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	床下浸水	被害総額(千円)	発生日	震源	マグニチュード	最大波高(m)																																																																																																																																																																																																																																	
明治三陸地震(大津波)	3,452			1,241					1896年 明治29年6月15日	三陸沖	8.2																																																																																																																																																																																																																																		
十勝沖地震(津波)									1952年 昭和27年3月4日	十勝沖	8.2	雄勝 1.9																																																																																																																																																																																																																																	
チリ地震津波(大津波)	41	12	625	1206	899	6,097		11,618,000	1960年 注1) 昭和35年5月24日	チリ沖	9.5	牡鹿 5.4																																																																																																																																																																																																																																	
(津波)								89,657	1963年 昭和38年 10月13日	択捉島 南東沖	8.1																																																																																																																																																																																																																																		
1968年十勝沖地震(地震・津波)	1		1				54	1,932,053	1968年 昭和43年 5月16日	青森県 東方沖	7.9																																																																																																																																																																																																																																		
平成6年(1994年)北海道東方沖地震津波								55,036	1994年 平成6年 10月4～5日	北海道 東方沖	8.2	鮎川 0.42																																																																																																																																																																																																																																	
平成15年(2003年)十勝沖地震(津波)							8	95,426	2003年 平成15年 9月26日	十勝沖	8.0	鮎川 0.32																																																																																																																																																																																																																																	
平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(地震・大津波)※	10,507	1,239	502	3,615	82,998	155,129	7,796	9,227,542,356	2011年 平成23年 3月11日	三陸沖	9.0	鮎川 8.6以上																																																																																																																																																																																																																																	
18	<p><b>第3 東日本大震災の津波災害の概況</b></p> <p>1 津波観測状況 (略)</p> <p>宮城県内の浸水面積は284平方キロメートル(国土交通省国土地理院：概略値)に達した。</p>	<p><b>第3 東日本大震災の津波災害の概況</b></p> <p>1 津波観測状況 (略)</p> <p>宮城県内の浸水面積は327平方キロメートル(国土交通省国土地理院：概略値)に達した。</p>	<p>国土地理院概略値(第5報)による時点修正</p>																																																																																																																																																																																																																																										



宮城県地域防災計画 [津波災害対策編] 新旧対照表 (案)

頁	現行 (平成 27 年 2 月)	修正後	備考
27	<p style="text-align: center;"><b>第 2 章 災害予防対策</b></p> <p><b>第 1 節 総則</b></p> <p><b>第 1 東日本大震災の主な特徴</b> (略)</p> <p>さらに、地震発生後の津波警報等の発表状況及び _____ 伝達状況、住民等による避難行動の仕方、避難場所が必ずしも身近になかったこと、従前の被害想定やハザードマップより大きな津波であったことも、被害が大きくなった要因と考えられる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 2 章 災害予防対策</b></p> <p><b>第 1 節 総則</b></p> <p><b>第 1 東日本大震災の主な特徴</b> (略)</p> <p>さらに、地震発生後の津波警報等の発表状況及び <u>市町村から住民へ</u>の伝達状況、住民等による避難行動の仕方、避難場所が必ずしも身近になかったこと、従前の被害想定やハザードマップより大きな津波であったことも、被害が大きくなった要因と考えられる。</p>	表現修正
28	<p><b>第 3 想定される津波の考え方</b></p> <p>1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波 (東北地方太平洋沖地震津波)</p> <p>あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波を想定し、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、緊急避難場所 (津波避難ビル等を含む) や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。</p>	<p><b>第 3 想定される津波の考え方</b></p> <p>1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波 (東北地方太平洋沖地震津波)</p> <p>あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波を想定し、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、緊急避難場所 (津波避難ビル等を含む) や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。</p>	形式的修正
30	<p><b>第 2 節 津波に強いまちの形成</b></p> <p><b>第 3 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置</b></p> <p>沿岸市町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所 (津波避難ビル等を含む) 及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等に努める。</p>	<p><b>第 2 節 津波に強いまちの形成</b></p> <p><b>第 3 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置</b></p> <p>沿岸市町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所 (津波避難ビル等を含む) 及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等に努める。</p>	形式的修正

宮城県地域防災計画 [津波災害対策編] 新旧対照表 (案)

頁	現行 (平成 27 年 2 月)							修正後							備考
35	<b>第3節 海岸保全施設等の整備</b>							<b>第3節 海岸保全施設等の整備</b>							時点修正
	<b>第2 海岸保全施設等の整備</b>							<b>第2 海岸保全施設等の整備</b>							
	1 本県の海岸保全施設							1 本県の海岸保全施設							
	宮城県の海岸状況(平成23年3月現在)							宮城県の海岸状況(平成26年3月現在)							
	区分	海岸線		海岸保全	海岸保全施設			海岸線	海岸線		海岸保全	海岸保全施設			
	所管別	総延長	要保全 海岸延 長	区域指定 済長	堤防	護岸	閘門・水 門・樋門	総延長	要保全 海岸延 長	区域指定 済長	堤防	護岸	閘門・水 門・樋門	海岸保全 施設の有 効延長	
	国土交通省	m	m	m	m	m	カ所	m	m	m	m	m	カ所	m	
	水管理・国土 保全局	415,449	92,463	92,463	38,875	23,219	142	415,653	91,994	91,994	51,785	10,294	104	65,999	
	港湾局	124,599	37,025	37,025	18,824	6,649	255	124,599	59,238	59,238	19,149	6,442	255	28,673	
	農林水産省														
農村振興局	29,039	29,039	29,039	19,567	7,704	126	29,039	29,039	29,039	20,348	7,519	137	27,867		
水産庁	258,872	101,542	84,608	22,276	20,612	338	257,056	100,136	83,891	22,098	20,757	338	43,574		
計	827,959	260,069	243,135	99,542	58,184	861	826,347	280,407	264,162	113,380	45,012	834	166,113		

頁	現行 (平成 27 年 2 月)	修正後	備考																																																																																																																																																																																										
36	<p>6 海岸堤防の整備 (3) 海岸堤防の整備高さについて 基本計画堤防高一覧</p> <p style="text-align: right;">単位: m (T.P.)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域海岸名</th> <th rowspan="2">今次津波痕跡高</th> <th rowspan="2">対象地震</th> <th colspan="4">基本計画堤防高</th> </tr> <tr> <th>代表高</th> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>唐桑半島西部①</td> <td>24.0</td> <td>明治三陸地震</td> <td>11.2</td> <td>御崎</td> <td>大明</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>唐桑半島西部②</td> <td>13.8</td> <td>明治三陸地震</td> <td>9.9</td> <td>田の浜</td> <td>鶴ヶ浦</td> <td>9.9</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">気仙沼湾奥部</td> <td rowspan="3">8.9</td> <td rowspan="3">明治三陸地震</td> <td rowspan="3">5.0</td> <td>潮見町</td> <td>港町</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>港町</td> <td>魚町</td> <td>6.2</td> </tr> <tr> <td>魚町</td> <td>大浦</td> <td>5.1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">本吉海岸</td> <td rowspan="3">18.8</td> <td rowspan="3">明治三陸地震</td> <td rowspan="3">9.8</td> <td>岩井崎</td> <td>大沢</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>大沢</td> <td>蔵内</td> <td>14.7</td> </tr> <tr> <td>蔵内</td> <td>石浜</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雄勝湾奥部</td> <td>16.3</td> <td>明治三陸地震</td> <td>9.7</td> <td>小島</td> <td>雄勝</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地域海岸名	今次津波痕跡高	対象地震	基本計画堤防高				代表高	起点	終点	高さ	(略)							唐桑半島西部①	24.0	明治三陸地震	11.2	御崎	大明	11.2	唐桑半島西部②	13.8	明治三陸地震	9.9	田の浜	鶴ヶ浦	9.9	(略)							気仙沼湾奥部	8.9	明治三陸地震	5.0	潮見町	港町	5.0	港町	魚町	6.2	魚町	大浦	5.1	(略)							本吉海岸	18.8	明治三陸地震	9.8	岩井崎	大沢	9.8	大沢	蔵内	14.7	蔵内	石浜	9.8	(略)							雄勝湾奥部	16.3	明治三陸地震	9.7	小島	雄勝	9.7	(略)							<p>6 海岸堤防の整備 (3) 海岸堤防の整備高さについて 基本計画堤防高一覧</p> <p style="text-align: right;">単位: m (T.P.)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域海岸名</th> <th rowspan="2">今次津波痕跡高</th> <th rowspan="2">対象地震</th> <th colspan="4">基本計画堤防高</th> </tr> <tr> <th>代表高</th> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>唐桑半島西部①</td> <td>24.0</td> <td>明治三陸地震</td> <td>11.2</td> <td>御崎</td> <td>大明神崎</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>唐桑半島西部②</td> <td>13.8</td> <td>明治三陸地震</td> <td>9.9</td> <td>大明神崎</td> <td>鶴ヶ浦</td> <td>9.9</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">気仙沼湾奥部</td> <td rowspan="3">8.9</td> <td rowspan="3">明治三陸地震</td> <td rowspan="3">5.0</td> <td>潮見町</td> <td>港町</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>港町</td> <td>魚町</td> <td>5.1</td> </tr> <tr> <td>魚町</td> <td>大浦</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小泉湾</td> <td rowspan="3">18.8</td> <td rowspan="3">明治三陸地震</td> <td rowspan="3">9.8</td> <td>岩井崎</td> <td>大沢</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>大沢</td> <td>蔵内</td> <td>14.7</td> </tr> <tr> <td>蔵内</td> <td>石浜</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雄勝湾奥部</td> <td>16.3</td> <td>明治三陸地震</td> <td>9.7</td> <td>明神</td> <td>雄勝</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地域海岸名	今次津波痕跡高	対象地震	基本計画堤防高				代表高	起点	終点	高さ	(略)							唐桑半島西部①	24.0	明治三陸地震	11.2	御崎	大明神崎	11.2	唐桑半島西部②	13.8	明治三陸地震	9.9	大明神崎	鶴ヶ浦	9.9	(略)							気仙沼湾奥部	8.9	明治三陸地震	5.0	潮見町	港町	5.0	港町	魚町	5.1	魚町	大浦	5.0	(略)							小泉湾	18.8	明治三陸地震	9.8	岩井崎	大沢	9.8	大沢	蔵内	14.7	蔵内	石浜	9.8	(略)							雄勝湾奥部	16.3	明治三陸地震	9.7	明神	雄勝	9.7	(略)							誤記修正
地域海岸名	今次津波痕跡高				対象地震	基本計画堤防高																																																																																																																																																																																							
		代表高	起点	終点		高さ																																																																																																																																																																																							
(略)																																																																																																																																																																																													
唐桑半島西部①	24.0	明治三陸地震	11.2	御崎	大明	11.2																																																																																																																																																																																							
唐桑半島西部②	13.8	明治三陸地震	9.9	田の浜	鶴ヶ浦	9.9																																																																																																																																																																																							
(略)																																																																																																																																																																																													
気仙沼湾奥部	8.9	明治三陸地震	5.0	潮見町	港町	5.0																																																																																																																																																																																							
				港町	魚町	6.2																																																																																																																																																																																							
				魚町	大浦	5.1																																																																																																																																																																																							
(略)																																																																																																																																																																																													
本吉海岸	18.8	明治三陸地震	9.8	岩井崎	大沢	9.8																																																																																																																																																																																							
				大沢	蔵内	14.7																																																																																																																																																																																							
				蔵内	石浜	9.8																																																																																																																																																																																							
(略)																																																																																																																																																																																													
雄勝湾奥部	16.3	明治三陸地震	9.7	小島	雄勝	9.7																																																																																																																																																																																							
(略)																																																																																																																																																																																													
地域海岸名	今次津波痕跡高	対象地震	基本計画堤防高																																																																																																																																																																																										
			代表高	起点	終点	高さ																																																																																																																																																																																							
(略)																																																																																																																																																																																													
唐桑半島西部①	24.0	明治三陸地震	11.2	御崎	大明神崎	11.2																																																																																																																																																																																							
唐桑半島西部②	13.8	明治三陸地震	9.9	大明神崎	鶴ヶ浦	9.9																																																																																																																																																																																							
(略)																																																																																																																																																																																													
気仙沼湾奥部	8.9	明治三陸地震	5.0	潮見町	港町	5.0																																																																																																																																																																																							
				港町	魚町	5.1																																																																																																																																																																																							
				魚町	大浦	5.0																																																																																																																																																																																							
(略)																																																																																																																																																																																													
小泉湾	18.8	明治三陸地震	9.8	岩井崎	大沢	9.8																																																																																																																																																																																							
				大沢	蔵内	14.7																																																																																																																																																																																							
				蔵内	石浜	9.8																																																																																																																																																																																							
(略)																																																																																																																																																																																													
雄勝湾奥部	16.3	明治三陸地震	9.7	明神	雄勝	9.7																																																																																																																																																																																							
(略)																																																																																																																																																																																													
55	<p>第7節 ライフライン施設等の予防対策 第8 共同溝・電線共同溝の整備 県及び沿岸市町は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るよう努める。</p>	<p>第7節 ライフライン施設等の予防対策 第8 共同溝・電線共同溝の整備 県及び沿岸市町は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るよう努める。<u>その際には、各種ライフラインの特性等を勘案する。</u></p>	防災基本計画の修正の反映																																																																																																																																																																																										
59	<p>第9節 防災知識の普及 第1 目的 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時_____には</p>	<p>第9節 防災知識の普及 第1 目的 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時<u>及び発災が予想される時には</u></p>	災害予防行動を																																																																																																																																																																																										

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
61	<p>自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。</p> <p>(略)</p> <p><b>第2 防災知識の普及、徹底</b></p> <p>2 住民への防災知識の普及</p> <p>(3) 普及・啓発の実施</p> <p><b>【住民等への普及・啓発を図る事項】</b></p> <p>⑤ 避難行動に関する知識</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波の規模によっては、2次的、3次的な避難行動を行うこと</li> </ul> <p><u>(新設)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各地域における _____ 避難地及び避難路に関する知識 <u>など</u></li> </ul> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑦ 津波に関する想定・予測の不確実性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること</li> <li>・ <u>地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること</u></li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること</li> <li>・ 避難場所 _____ の孤立や避難場所 _____ 自体の被災も有り得ること</li> <li>・ 津波は地形に影響されるため津波高や浸水域が変わってくること など</li> </ul> <p>⑧ 家庭内での予防・安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u> 3日 _____ 分の食料、飲料水、携帯トイレ、 _____ トイレトペーパー等の備蓄</u></li> <li>・ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備</li> <li>・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策</li> <li>・ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備</li> <li>・ 出火防止等の対策の内容 など</li> <li>・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること</li> </ul> <p>⑨ 災害時にとるべき行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣の人々と協力して行う救助活動</li> </ul>	<p>自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。</p> <p>(略)</p> <p><b>第2 防災知識の普及、徹底</b></p> <p>2 住民への防災知識の普及</p> <p>(3) 普及・啓発の実施</p> <p><b>【住民等への普及・啓発を図る事項】</b></p> <p>⑤ 避難行動に関する知識</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波の規模によっては、2次的、3次的な避難行動を行うこと</li> <li>・ <u>指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の近隣の待避場所への避難</u></li> <li>・ 各地域における <u>災害種別毎の避難場所及び避難路に関する知識</u> _____</li> <li>・ <u>各地域における避難勧告等の伝達方法</u> <u>など</u></li> </ul> <p>⑦津波に関する想定・予測の不確実性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること</li> <li>・ <u>大津波警報や津波警報は、巨大地震の場合に津波の高さを「巨大」等と定性的な表現になること</u></li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること</li> <li>・ 避難場所・避難所の孤立や避難場所・避難所自体の被災も有り得ること</li> <li>・ 津波は地形に影響されるため津波高や浸水域が変わってくること など</li> </ul> <p>⑧ 家庭内での予防・安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>「最低3日間、推奨一週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ・トイレトペーパー等の備蓄</u></li> <li>・ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備</li> <li>・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策</li> <li>・ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備</li> <li>・ 出火防止等の対策の内容 など</li> <li>・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること</li> </ul> <p>⑨ 災害時にとるべき行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣の人々と協力して行う救助活動</li> </ul>	<p>明記</p> <p>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(以下、「避難勧告等ガイドライン」という。)の改定の反映</p> <p>表現の修正</p> <p>防災基本計画の表現に修正</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>

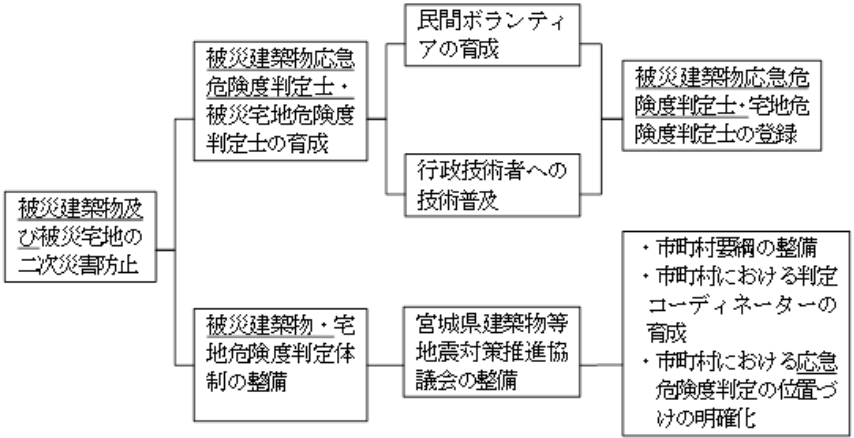
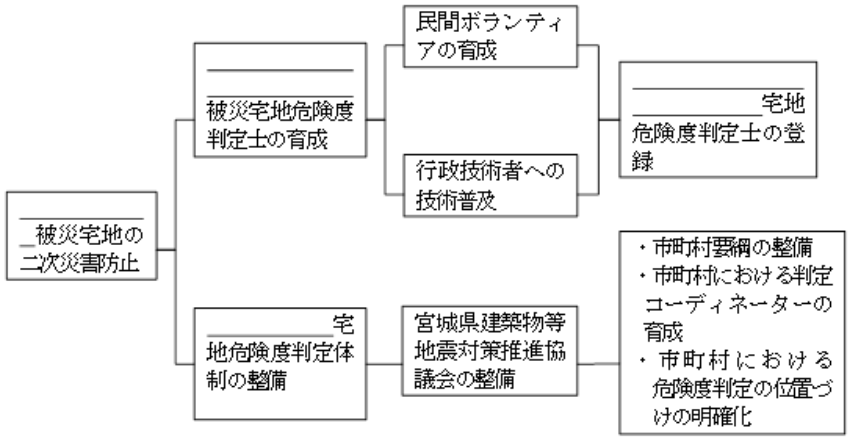
宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車運行の自粛</li> <li>・ 警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時に取るべき行動</li> <li>・ _____避難場所 _____での行動 など</li> <li>⑩ その他             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正確な情報入手の方法</li> <li>・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</li> <li>・ 災害時の家族内の連絡体制_____の確保</li> <li>・ 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」 など</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車運行の自粛</li> <li>・ 警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時に取るべき行動</li> <li>・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、<u>避難場所や避難所</u>での行動 など</li> <li>⑩ その他             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正確な情報入手の方法</li> <li>・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</li> <li>・ 災害時の家族内の連絡体制等（<u>連絡方法や避難ルール</u>の取決め等）の確保</li> <li>・ 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」 など</li> </ul> </li> </ul>	<p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>
62	<p>(4) 要配慮者及び観光客等への配慮</p> <p>ロ 観光客等への対応</p> <p>沿岸市町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、沿岸市町及び施設管理者は、津波注意、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）を示す標識を設置する等、広報に努める。</p>	<p>(4) 要配慮者及び観光客等への配慮</p> <p>ロ 観光客等への対応</p> <p>沿岸市町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、沿岸市町及び施設管理者は、津波注意、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）を示す標識を設置する等、広報に努める。</p>	<p>形式的修正</p>
63	<p>4 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及</p> <p>(2) 日常生活の中での情報揭示</p> <p>イ 円滑な避難を支援するための情報揭示</p> <p>県及び沿岸市町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。</p>	<p>4 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及</p> <p>(2) 日常生活の中での情報揭示</p> <p>イ 円滑な避難を支援するための情報揭示</p> <p>県及び沿岸市町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。</p>	<p>形式的修正</p>
64	<p>(3) 観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知</p> <p>県及び沿岸市町は、観光地、観光施設、海水浴場、釣りスポット、鉄道駅及び乗船場といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や、津波による浸水が予想される地域内を通行する車両の多い道路の沿道において、津波浸水域や浸水高、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。</p>	<p>(3) 観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知</p> <p>県及び沿岸市町は、観光地、観光施設、海水浴場、釣りスポット、鉄道駅及び乗船場といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や、津波による浸水が予想される地域内を通行する車両の多い道路の沿道において、津波浸水域や浸水高、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。</p>	<p>形式的修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
65	<p><b>第4 県民の取組</b> (略)</p> <p>また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、災害時には、初期消火____、近隣の負傷者_____を救助するなどの、防災への寄与に努める。</p> <p>1 食料・飲料水等の備蓄 概ね 3日 _____分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。</p>	<p><b>第4 県民の取組</b> (略)</p> <p>また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助けるなどの、防災への寄与に努める。</p> <p>1 食料・飲料水等の備蓄 「最低3日間、推奨1週間」分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>
66	<p><b>第6 災害教訓の伝承</b> (新規)</p>	<p><b>第6 災害教訓の伝承</b> 5 <u>津波浸水表示板の設置</u> 実物大のハザードマップとして地域住民のみならず地元の地理に不案内な観光客への津波防災意識の啓発及び被災事実の後世への伝承のため、津波浸水表示板を設置している。</p>	<p>実施事業の追記</p>
73	<p><b>第10節 地震・津波防災訓練の実施</b> <b>第9 訓練及び普及内容</b> 1 一般住民に対する内容 (4) 津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることがあるので、津波警報・注意報 が解除され安全になるまで避難行動を止めない。</p>	<p><b>第10節 地震・津波防災訓練の実施</b> <b>第9 訓練及び普及内容</b> 1 一般住民に対する内容 (4) 津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることがあるので、津波警報 _____等が解除され安全になるまで避難行動を止めない。</p>	<p>記述の統一</p>
78	<p><b>第12節 ボランティアの受入れ</b> <b>第2 ボランティアの役割</b> ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。</p> <p>2 専門的な知識を要する業務 (1) 救護所等での医療、看護、保健予防 (2) <u>被災建築物の応急危険度判定</u> (3) 被災宅地の危険度判定 (4) 外国人のための通訳 (5) 被災者へのメンタルヘルスケア (6) 高齢者、障害者等への介護</p>	<p><b>第12節 ボランティアの受入れ</b> <b>第2 ボランティアの役割</b> ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。</p> <p>2 専門的な知識を要する業務 (1) 救護所等での医療、看護、保健予防 (2) 被災宅地の危険度判定 (3) 外国人のための通訳 (4) 被災者へのメンタルヘルスケア (5) 高齢者、障害者等への介護</p>	<p>津波災害の被害は、判定適用外であるため削除</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
79	<p>(7) アマチュア無線等を利用した情報通信事務                      (8) 公共土木施設の調査等                      (9) IT機器を利用した情報の受発信                      (10) その他専門的な技術・知識が必要な業務</p> <p><b>第4 専門ボランティアの登録</b>                      平成24年3月現在、確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。</p> <p>1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定                      被災建築物応急危険度判定は地震で被災した建築物について、被災宅地危険度判定は地震で被災した宅地について、それぞれその後の余震などによる二次災害の防止を目的として、その安全性を判定するものである。</p> <p style="text-align: center;">宮城県建築物等地震防災総合対策フロー(部分)</p> 	<p>(6) アマチュア無線等を利用した情報通信事務                      (7) 公共土木施設の調査等                      (8) IT機器を利用した情報の受発信                      (9) その他専門的な技術・知識が必要な業務</p> <p><b>第4 専門ボランティアの登録</b>                      平成24年3月現在、確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。</p> <p>1 _____被災宅地危険度判定                      _____被災宅地危険度判定は地震で被災した宅地について、_____その後の余震などによる二次災害の防止を目的として、その安全性を判定するものである。</p> <p style="text-align: center;">宮城県建築物等地震防災総合対策フロー(部分)</p> 	<p>津波災害の被害は、判定適用外であるため削除</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
82	<p><b>第13節 企業等の防災対策の推進</b>  <b>第2 企業等の役割</b>            (2) 事業継続上の取組の実施            企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化_____、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等_____を行うなど、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。            特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業_は、県及び市町村が実施する企業_との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p> <p>(3) 事業継続計画(BCP)の策定            事業継続計画(BCP)においては、災害発生後の緊急時対応(人命救助、安否・安全確認等)と復旧対応(片付け、施設・設備復旧等)を峻別し、規定するとともに、平常時から継続して対応すべき業務についても配慮したものとする。</p> <p>(4) 帰宅困難者対策の実施</p>	<p><b>第13節 企業等の防災対策の推進</b>  <b>第2 企業等の役割</b>            (2) 事業継続上の取組の実施            企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。            特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等_は、県及び市町村が実施する企業等_との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 帰宅困難者対策の実施</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>(2)の「事業継続上の取組の実施」と内容が重複するため削除</p>
87	<p><b>第15節 津波監視体制、伝達体制の整備</b>  <b>第3 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備</b>            2 沿岸市町の対応            (1) 避難指示等の発令基準の設定            イ 発令基準の策定・見直し            沿岸市町は、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成26年9月)を踏まえるとともに、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。</p> <p>(2) 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化            ロ 確実な伝達方法の確保            沿岸市町は、気象庁からの津波警報等及び地震情報等の迅速かつ確実な受信のため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)_____等を</p>	<p><b>第15節 津波監視体制、伝達体制の整備</b>  <b>第3 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備</b>            2 沿岸市町の対応            (1) 避難指示等の発令基準の設定            イ 発令基準の策定・見直し            沿岸市町は、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月)を踏まえるとともに、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。</p> <p>(2) 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化            ロ 確実な伝達方法の確保            沿岸市町は、気象庁からの津波警報等及び地震情報等の迅速かつ確実な受信のため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、災害情報共有システム(Lアラート)_____等を</p>	<p>時点修正</p> <p>防災基本計画の</p>



宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考
88	<p>整備すると共に、同報無線との自動起動を推進する。</p> <p>4 第二管区海上保安本部の対応</p> <p>(2) 情報伝達訓練等の実施</p> <p>迅速・的確な津波警報・注意報等の情報伝達を図るため、定期的に伝達訓練を実施するとともに必要に応じて連絡系統図の見直しを行う。</p>	<p>整備すると共に、同報無線との自動起動を推進する。</p> <p>4 第二管区海上保安本部の対応</p> <p>(2) 情報伝達訓練等の実施</p> <p>迅速・的確な津波警報_____等の情報伝達を図るため、定期的に伝達訓練を実施するとともに必要に応じて連絡系統図の見直しを行う。</p>	<p>修正の反映</p> <p>記述の統一</p>
89	<p>5 東日本電信電話株式会社の対応</p> <p>(1) 津波_____情報伝達の迅速化，確実化</p>	<p>5 東日本電信電話株式会社の対応</p> <p>(1) 津波警報等_____伝達の迅速化，確実化</p>	<p>記述の統一</p>

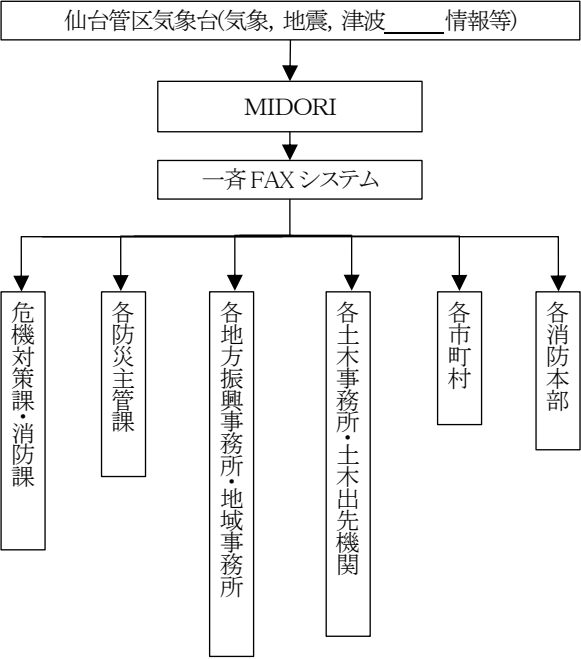
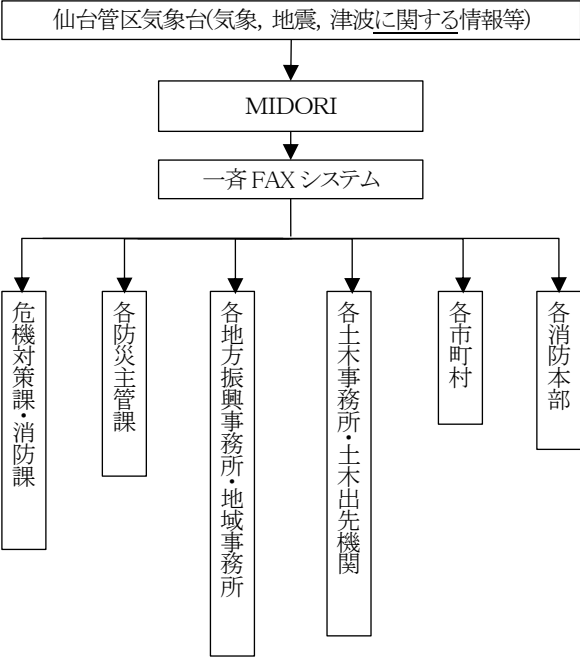
頁	現行 (平成 27 年 2 月)	修正後	備考
89	<p><b>第4 役割・責任等の明確化</b></p>	<p><b>第4 役割・責任等の明確化</b></p>	<p>表現修正</p> <p>伝達システムの明確化が主内容であるため電話台数を削除</p>
91	<p><b>第16節 情報通信網の整備</b>  <b>第2 県における災害通信網の整備</b>  <b>4 総合防災情報システムの機能拡充</b>  (2) 防災担当者が所持する携帯電話に気象特別警報、気象警報及び震度情報(震度4以上)、津波警報・注意報等を一斉伝達し、緊急時における職員参集等、迅速な初動体制</p>	<p><b>第16節 情報通信網の整備</b>  <b>第2 県における災害通信網の整備</b>  <b>4 総合防災情報システムの機能拡充</b>  (2) 防災担当者が所持する携帯電話に気象特別警報、気象警報及び震度情報(震度4以上)、津波警報_____等を一斉伝達し、緊急時における職員参集等、迅速な初動体制</p>	<p>記述の統一</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
93	<p>の確保を図る。</p> <p>9 非常通信体制の整備</p> <p>(2) 重要機関・部局との連絡体制の確保</p> <p>県は、消防庁など重要機関との連絡網について、ふくそうなどの影響をうけない連絡手段を確保するよう努めるとともに、初動時に通信確保の必要性が特に高い部局や求められる_____台数等について、通信事業者等からの衛星携帯電話等の調達や関係部局への配布リストを事前に整理するなど、通信体制の確保に努める_____。</p>	<p>の確保を図る。</p> <p>9 非常通信体制の整備</p> <p>(2) 重要機関・部局との連絡体制の確保</p> <p>県は、消防庁など重要機関との連絡網について、ふくそうなどの影響をうけない連絡手段を確保するよう努めるとともに、初動時に通信確保の必要性が特に高い部局や求められる衛星携帯電話等の台数等について、通信事業者等からの_____調達や関係部局への配布リストを事前に整理するなど、通信体制の確保に努めるとともに、災害時の利用を考慮した十分な電気通信回線容量を確保する。</p>	<p>表現修正</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>
94	<p>11 地域住民等に対する通信手段の整備</p> <p>(2) 情報伝達手段の確保</p> <p>県は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、_____Lアラート_を介し、NHK、民間放送、ケーブルテレビ(CATV)、ラジオ(コミュニティFMを含む。)等のメディアの活用を図るほか、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ツイッターなどのソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。</p>	<p>11 地域住民等に対する通信手段の整備</p> <p>(2) 情報伝達手段の確保</p> <p>県は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、<u>災害情報共有システム(Lアラート)</u>を介し、NHK、民間放送、ケーブルテレビ(CATV)、ラジオ(コミュニティFMを含む。)等のメディアの活用を図るほか、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ツイッターなどのソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。</p>	<p>表現修正</p>
	<p>13 非常用電源の確保</p> <p>県は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、_____津波により浸水する危険性が低い_____堅固な場所への設置等に努める。</p>	<p>13 非常用電源の確保</p> <p>県は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、<u>専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ津波により浸水する危険性が低い</u>など堅固な場所への設置等に努める。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
95	<p>第3 沿岸市町における災害通信網の整備</p> <p>4 地域住民等に対する通信手段の整備</p> <p>(2) 情報伝達手段の確保</p> <p>沿岸市町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、_____Lアラート_を介し、NHK、民間放送、CATV、ラジオ(コミュニティFM含む。)等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害</p>	<p>第3 沿岸市町における災害通信網の整備</p> <p>4 地域住民等に対する通信手段の整備</p> <p>(2) 情報伝達手段の確保</p> <p>沿岸市町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、<u>災害情報共有システム(Lアラート)</u>を介し、NHK、民間放送、CATV、ラジオ(コミュニティFM含む。)等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害</p>	<p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画 [津波災害対策編] 新旧対照表 (案)

頁	現行 (平成 27 年 2 月)	修正後	備考
	<p>時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。 (略)</p> <p>6 非常用電源の確保 沿岸市町は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、 津波により浸水する危険性が低い 堅固な場所への設置等に努める。</p>	<p>時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。 (略)</p> <p>6 非常用電源の確保 沿岸市町は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、<u>専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ津波により浸水する危険性が低い</u>など堅固な場所への設置等に努める。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
101	<p><b>第17節 職員の配備体制</b> <b>第1 目的</b> 県内において地震・津波により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、県、沿岸市町及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。このため、県、沿岸市町及び防災関係機関は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画を定めておく。 (新設)</p> <p>(略)</p>	<p><b>第17節 職員の配備体制</b> <b>第1 目的</b> 県内において地震・津波により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、県、沿岸市町及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。このため、県、沿岸市町及び防災関係機関は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画を定めておく。 <u>また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考
103	<p>第2 県の配備体制</p> <p>5 県職員の動員配備</p> <p>(3) 伝達系統</p> <p>職員の非常招集の概要は次の系統で伝達し、細部の連絡系統について各組織にあらかじめ周知する。</p> <p>イ 宮城県総合防災情報システム（MIDORI）、一斉同報FAXを用いた場合</p> 	<p>第2 県の配備体制</p> <p>5 県職員の動員配備</p> <p>(3) 伝達系統</p> <p>職員の非常招集の概要は次の系統で伝達し、細部の連絡系統について各組織にあらかじめ周知する。</p> <p>イ 宮城県総合防災情報システム（MIDORI）、一斉同報FAXを用いた場合</p> 	<p>表現修正</p>
104	<p>(5) 被災市町村への職員の派遣</p> <p>被災沿岸市町村への災害対策支援のため、震度6弱以上を観測する地震又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合は、次の職員を派遣する。</p>	<p>(5) 被災沿岸市町村への職員の派遣</p> <p>迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡確保及び被災沿岸市町村への災害対策支援のため、震度6弱以上を観測する地震又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合は、次の職員を派遣する。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考
	<p>イ 初動派遣職員  <u>情報途絶沿岸市町</u>に対し、被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報（人命救助、人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る被災沿岸市町村の現状及び要望等）を収集し、被災市町村職員に代わって宮城県総合防災情報システム（MIDORI）、防災FAX（市町村被害状況報告要領に基づく報告様式）又は持参した衛星携帯電話により、地方支部及び地域部等に報告する。また、<u>県災害対策本部と市町村災害対策本部間の総合調整を行うとともに、必要に応じて、被災市町村に参集した応援自治体間の情報共有と応援方針等の確認等を目的に応援自治体等連絡会議を主催する。</u></p> <p>ロ 災害対策本部会議連絡員の派遣          被災沿岸市町において災害対策本部が設置された場合、本部会議の内容等について情報収集を行う職員を派遣する。  <u>なお、イに規定する初動派遣職員が派遣されている期間は当該職員が兼ねるものとする。</u></p>	<p>イ 初動派遣職員  <u>被災</u>沿岸市町に対し、被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報（人命救助、人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る被災沿岸市町村の現状及び要望等）を収集し、被災沿岸市町職員に代わって宮城県総合防災情報システム（MIDORI）、防災FAX（市町村被害状況報告要領に基づく報告様式）又は持参した衛星携帯電話により、地方支部及び地域部等に報告する。また、<u>県災害対策本部と市町村災害対策本部間の総合調整を行うとともに、必要に応じて、被災沿岸市町に参集した応援自治体間の情報共有と応援方針等の確認等を目的に応援自治体等連絡会議を主催する。</u></p> <p>ロ 災害対策本部会議連絡員の派遣          被災沿岸市町において災害対策本部が設置された場合、本部会議の内容等について情報収集を行う職員を派遣する。  <u>なお、上記イに規定する初動派遣職員が派遣されている期間は当該職員が兼ねるものとする。</u></p>	<p>記述の統一</p>
108	<p><b>第18節 防災拠点等の整備・充実</b>  <b>第2 防災拠点の整備及び連携</b>          2 県は、広域防災拠点及び市町村の地域防災拠点と相互に補完・連携しながら圏域内の市町村を支援する拠点として、また必要に応じ他圏域への支援にも対応するための拠点として、圏域ごとに圏域防災拠点を確保する_____。</p> <p>県は、各圏域の防災対策の中核的な施設として県合同庁舎を位置づける。また、<u>県又は沿岸市町が有する既存の公共施設のうち、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等への活用が見込まれる施設を圏域防災拠点としてあらかじめ選定するとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点を円滑に開設及び運用できるよう、圏域内の沿岸市町等と調整を図る。</u></p> <p><b>第3 防災拠点機能の確保・充実</b>          4 県及び沿岸市町村は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点_____の確保_____に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。</p>	<p><b>第18節 防災拠点等の整備・充実</b>  <b>第2 防災拠点の整備及び連携</b>          2 県は、広域防災拠点及び市町村の地域防災拠点と相互に補完・連携しながら圏域内の市町村を支援する拠点として、また必要に応じ他圏域への支援にも対応するための拠点として、圏域ごとに圏域防災拠点を確保するとともに、<u>運営マニュアルの作成や運営資機材の整備を行う。</u></p> <p>県は、各圏域の防災対策の中核的な施設として県合同庁舎を位置づける。また、_____応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等への活用が見込まれる施設を圏域防災拠点としてあらかじめ選定するとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点を円滑に開設及び運用できるよう、圏域内の沿岸市町等と調整を図る。</p> <p><b>第3 防災拠点機能の確保・充実</b>          4 県及び沿岸市町村は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。</p>	<p>圏域防災拠点の継続的な確保に加え、運営マニュアルや資機材等の整備を行うため修正</p> <p>拠点となるのは公共施設に限らないため削除</p> <p>防災基本計画の修正による</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
110	<p><b>第6 防災用資機材の確保対策</b></p> <p>2 備蓄困難な資機材の確保対策                      県及び沿岸市町は、支援物資を取り扱う<u>業者</u>一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。</p> <p>3 防災用備蓄拠点の整備                      県及び沿岸市町は、スーパー、百貨店、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通<u>業者</u>及び物流<u>業者</u>と連携し、緊急物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。</p>	<p><b>第6 防災用資機材の確保対策</b></p> <p>2 備蓄困難な資機材の確保対策                      県及び沿岸市町は、支援物資を取り扱う<u>事業者</u>一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。</p> <p>3 防災用備蓄拠点の整備                      県及び沿岸市町は、スーパー、百貨店、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通<u>事業者</u>及び物流<u>事業者</u>と連携し、緊急物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。</p>	<p>表現修正</p>
112	<p><b>第19節 相互応援体制の整備</b></p> <p><b>第4 県による沿岸市町への応援</b></p> <p>2 連携体制の構築                      沿岸市町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p><b>第11 自衛隊との連携体制</b></p> <p>3 派遣要請基準の想定                      県は、いかなる状況において、どのような分野(救急、救助、応急医療、緊急輸送<u>等</u>)について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。</p> <p><b>第14 救援活動拠点の確保</b>                      県及び沿岸市町は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点<u>の確保</u>に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。</p>	<p><b>第19節 相互応援体制の整備</b></p> <p><b>第4 県による沿岸市町への応援</b></p> <p>2 連携体制の構築                      沿岸市町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p><b>第11 自衛隊との連携体制</b></p> <p>3 派遣要請基準の想定                      県は、いかなる状況において、どのような分野(救助、救急、応急医療、緊急輸送、<u>消火等</u>)について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。</p> <p><b>第14 救援活動拠点の確保</b>                      県及び沿岸市町は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、<u>緊急輸送ルート等</u>の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。</p>	<p>表現修正</p> <p>表現修正</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>





宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
135	<p><b>第22節 緊急輸送体制の整備</b></p> <p><b>第7 港湾・漁港機能の確保</b></p> <p>港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、仙台塩釜港港湾機能継続協議会等を通じて発災時における港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p><b>第22節 緊急輸送体制の整備</b></p> <p><b>第7 港湾・漁港機能の確保</b></p> <p>港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、仙台塩釜港港湾機能継続協議会等を通じて発災時における港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。</p> <p><u>また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
136	<p><b>第23節 避難対策</b></p> <p><b>第1 目的</b></p> <p>大規模津波災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、県、沿岸市町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所(津波避難ビル等を含む_)及び避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化する。</p> <p><b>第3 避難場所の確保</b></p> <p>1 沿岸市町の対応</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底</p> <p>沿岸市町は、大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において_____安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を_____あらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じること_____</p> <p>_____についても、周知徹底に努める。</p>	<p><b>第23節 避難対策</b></p> <p><b>第1 目的</b></p> <p>大規模津波災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、県、沿岸市町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所(津波避難ビル等を含む_)及び避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化する。</p> <p><b>第3 避難場所の確保</b></p> <p>1 沿岸市町の対応</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底</p> <p>沿岸市町は、大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において<u>災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を災害種別に応じてあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。</u></p> <p><u>また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。</u></p>	<p>形式的変更</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>改行挿入 防災基本計画の修正の反映</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
141	<p>(新設)</p> <p><b>第7 避難誘導体制の整備</b> (新設)</p> <p><b>第8 避難行動要支援者の支援方策</b></p> <p>1 避難行動要支援者の支援方策の検討  <u>県及び沿岸市町は、地震・津波等災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。</u></p> <p>2 避難行動要支援者の支援体制の整備  <u>県及び沿岸市町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の了解を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。</u></p>	<p>なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、<u>施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努める。</u></p> <p><b>第7 避難誘導体制の整備</b></p> <p><b>5 夜間に備えた対応</b>  <u>本県から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があり、立ち退き避難が困難となる夜間において避難指示を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に避難準備情報、避難勧告を発令することを検討する。</u></p> <p><b>第8 避難行動要支援者の支援方策</b></p> <p>1 避難行動要支援者の支援方策の検討  <u>沿岸市町は、地震・津波等災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。</u></p> <p>2 避難行動要支援者の支援体制の整備  <u>沿岸市町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の了解を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。</u></p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>避難勧告等ガイドラインの改定の反映</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>
143	<p><b>第11 津波避難計画の作成</b></p> <p>1 沿岸市町の対応 (1) 津波避難計画の策定及び周知徹底  <u>沿岸市町は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、避難対象地域、指定緊急避難場所・避難施設、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、</u></p>	<p><b>第11 津波避難計画の策定</b></p> <p>1 沿岸市町の対応 (1) 津波避難計画の策定及び周知徹底  <u>沿岸市町は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、避難対象地域、指定緊急避難場所・避難施設、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、</u></p>	<p>記述の統一</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
144	<p>その内容の住民等への周知徹底を図る。 (新設)</p> <p>(3) 地域防災力の向上 沿岸市町は、ハザードマップ_____の整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。 (新設)</p>	<p>その内容の住民等への周知徹底を図る。 なお、避難勧告又は指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、<u>「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」</u>（平成27年8月）を参考とする。 また、避難勧告及び避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、<u>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を伝達するよう努める。</u></p> <p>(3) 地域防災力の向上 沿岸市町は、ハザードマップ・<u>防災マップ</u>の整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。 なお、<u>防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。</u></p>	<p>時点修正</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>表現修正</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>
148	<p><b>第24節 避難収容対策</b> <b>第2 避難所の確保</b> 1 指定避難所の指定と周知 沿岸市町は、県と連携し、地震・津波による家屋の倒壊、焼失、流失等により住居を喪失した住民等を<u>収容す</u>るための指定避難所として、<u>避難収容施設</u>をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。 この場合、<u>避難収容施設</u>は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐える施設とする。 (新設)</p> <p>2 <u>指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底</u> 沿岸市町は、<u>避難所</u>_____の整備に当たり、これらを津波から緊急に避難する<u>避難場所</u>としても使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める一方で、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波から緊急</p>	<p><b>第24節 避難受入れ対策</b> <b>第2 避難所の確保</b> 1 指定避難所の指定と周知 沿岸市町は、県と連携し、地震・津波による家屋の倒壊、焼失、流出等により住居を喪失した住民等を<u>受け入れる</u>ための指定避難所として、<u>避難受入れ施設</u>をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。 この場合、<u>避難受入れ施設</u>は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐える施設とする。 なお、<u>指定避難所の指定を終えていない沿岸市町については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>避難関連施設の整備</u> 沿岸市町は、<u>指定緊急避難場所</u>の整備に当たり、これらを津波から緊急避難先_____としても使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める_____</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>防災基本計画の反映</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
151	<p>に避難する避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。</p> <p><b>第5 応急仮設住宅対策</b></p> <p>2 民間賃貸住宅の借上げ対策</p> <p>県は、(公社)宮城県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会宮城県本部_____との「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき、災害が発生し必要と認める場合には、民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与することとし、借上げの円滑化に向け、平常時からその借上げの方法、役割分担等について関係団体と協議・調整を図った上で、その取扱いについてあらかじめ定める。</p>	<p>_____。</p> <p><b>第5 応急仮設住宅対策</b></p> <p>2 民間賃貸住宅の借上げ対策</p> <p>県は、(公社)宮城県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会宮城県本部<u>並びに(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会</u>との「災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定」に基づき、災害が発生し必要と認める場合には、民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与することとし、借上げの円滑化に向け、平常時からその借上げの方法、役割分担等について関係団体と協議・調整を図った上で、その取扱いについてあらかじめ定める。</p>	<p>追記 表現修正</p>
158	<p><b>第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保</b></p> <p><b>第5 食料及び生活物資等の調達体制</b></p> <p>3 飲料水の調達</p> <p>(2) 広域水道の対応</p> <p>可能な限り受水市町の要請に応えられる体制の整備に努めるとともに、災害発生による断水が発生したときは、あらかじめ「災害時における車両の派遣に関する協定」を締結している運送__業者に対して、飲料水輸送のため車両の派遣を依頼するなど、必要な飲料水及び生活用水の供給に努める。</p> <p><b>第7 燃料の確保</b></p> <p>1 燃料の調達、供給体制の整備</p> <p>(2) 燃料の確保に関する協定等</p> <p>イ 県における協定</p> <p>県は、災害発生時に応急対策の実施及び県民生活の維持に必要な燃料供給が滞らないよう、県石油商業協同組合__と締結した「災害時における支援協力に関する協定」を活用し、燃料の確保に努める。</p> <p>159 (3) 石油燃料の買取・保管の検討</p> <p>160 県は、県石油商業協同組合__と連携し__た石油燃料の買取・保管(ランニングストック方式)の実施を検討する。</p>	<p><b>第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保</b></p> <p><b>第5 食料及び生活物資等の調達体制</b></p> <p>3 飲料水の調達</p> <p>(2) 広域水道の対応</p> <p>可能な限り受水市町村の要請に応えられる体制の整備に努めるとともに、災害発生による断水が発生したときは、あらかじめ「災害時における車両の派遣に関する協定」を締結している運送<u>事業者</u>に対して、飲料水輸送のため車両の派遣を依頼するなど、必要な飲料水及び生活用水の供給に努める。</p> <p><b>第7 燃料の確保</b></p> <p>1 燃料の調達、供給体制の整備</p> <p>(2) 燃料の確保に関する協定等</p> <p>イ 県における協定</p> <p>県は、災害発生時に応急対策の実施及び県民生活の維持に必要な燃料供給が滞らないよう、県石油商業協同組合等と締結した「災害時における支援__に関する協定」を活用し、燃料の確保に努める。</p> <p>(3) 石油燃料の備蓄_____</p> <p>県は、県石油商業協同組合等と連携し、石油燃料の備蓄_____（ランニングストック方式）_____を支援する。</p>	<p>表現修正</p> <p>表現修正</p> <p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
164	<p><b>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</b></p> <p><b>第2 高齢者、障害者等への支援対策</b></p> <p>2 要配慮者の災害予防対策</p> <p>(7) 防災設備等の整備 (略)</p> <p>また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための<u>文字放送受信装置等の普及</u>に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置を推進する。</p>	<p><b>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</b></p> <p><b>第2 高齢者、障害者等への支援対策</b></p> <p>2 要配慮者の災害予防対策</p> <p>(7) 防災設備等の整備 (略)</p> <p>また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための<u>緊急速報メールや一斉FAX送信等文字情報の提供システムの構築</u>に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置を推進する。</p>	<p>一般に普及している携帯電話やFAXを利用した方法への変更</p>



宮城県地域防災計画 [津波災害対策編] 新旧対照表 (案)

頁	現行 (平成 27 年 2 月)	修正後	備考
	(新設)	<p>津波警報等の伝達系統図</p> <pre>             graph TD             A[気象庁本庁] --&gt; B[仙台管区气象台]             B --&gt; C1[仙台市消防局]             B --&gt; C2[東日本旅客鉄道仙台支社]             B --&gt; C3[東北電力㈱]             B --&gt; C4[陸上自衛隊東北方面総監部]             B --&gt; C5[東北地方整備局]             B --&gt; C6[東北運輸局]             B --&gt; C7[第二管区海上保安本部]             B --&gt; C8[東北管区警察局]             B --&gt; C9[共同通信社仙台支社]             B --&gt; C10[河北新報社]             B --&gt; C11[㈱エフエム仙台]             B --&gt; C12[㈱宮城テレビ放送]             B --&gt; C13[㈱東日本放送]             B --&gt; C14[㈱仙台放送]             B --&gt; C15[東北放送㈱]             B --&gt; C16[日本放送協会仙台放送局]             B --&gt; C17[宮城県(危機対策課)]             B --&gt; C18[東日本電信電話㈱]             B --&gt; C19[消防庁]                          C1 --&gt; D1[消防署・分署・出張所]             C2 --&gt; D2[保線区その他関係部署・駅]             C3 --&gt; D3[営業所]             C4 --&gt; D4[第六師団司令部]             C5 --&gt; D5[日本道路交通情報センター(仙台センター)]             C5 --&gt; D6[第二十二普通科連隊]             C5 --&gt; D7[第二施設団]             C6 --&gt; D8[仙台河川国道事務所]             C6 --&gt; D9[出張所]             C7 --&gt; D10[宮城海上保安部]             C7 --&gt; D11[船舶(航行警報)]             C8 --&gt; D12[船舶(航行警報)]             C9 --&gt; D13[新聞]             C10 --&gt; D14[テレビ・ラジオ]             C11 --&gt; D14             C12 --&gt; D14             C13 --&gt; D14             C14 --&gt; D14             C15 --&gt; D14             C16 --&gt; D14             C17 --&gt; D15[関係機関]             C17 --&gt; D16[市町村]             C17 --&gt; D17[警察署]             C17 --&gt; D18[消防本部等]             C17 --&gt; D19[宮城県警察本部]             C17 --&gt; D20[地方振興事務所]             C18 --&gt; D21[交番・駐在所]             C19 --&gt; D22[市町村]             C19 --&gt; D23[関係機関内]                          D14 --&gt; E[住民]             D16 --&gt; E             D17 --&gt; E             D18 --&gt; E             D19 --&gt; E             D20 --&gt; E             D21 --&gt; E             D22 --&gt; E             D23 --&gt; E             </pre> <p>注) 二重枠の機関は、気象業務法第15条及び同施行令8条の規定に基づく法定伝達先              注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路</p>	追加

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
182	<p><b>第5 災害情報収集・伝達</b></p> <p>1 地震発生直後の被害の収集・伝達</p> <p>(1) 沿岸市町及び消防機関は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む)、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ<u>連絡</u>するとともに、119番通報に係る状況についても併せて総務省消防庁及び県に<u>連絡</u>する。</p> <p>なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害状況を<u>伝達</u>し、事後速やかにその旨を県に報告する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p><b>第5 災害情報収集・伝達</b></p> <p>1 地震発生直後の被害の収集・伝達</p> <p>(1) 沿岸市町及び消防機関は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む)、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ<u>報告</u>するとともに、119番通報に係る状況についても併せて総務省消防庁及び県に<u>報告</u>する。</p> <p>なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害情報を<u>報告</u>し、事後速やかにその旨を県に報告する。</p> <p>(2) <u>人的被害のうち死者・行方不明者数については、県が一元的に集約、調整を行い、その際、県は関係機関が把握している死者・行方不明者数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際には、県は関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、指定地方公共機関、県及び沿岸市町は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び沿岸市町に連絡する。また、県及び沿岸市町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>表現修正</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>
184	<p>4 災害情報等の交換</p> <p>(2) 災害情報等の相互交換体制</p> <p>ロ 県、市町村及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ハ 災害情報等の連絡系統は、次のフローのとおりである。</p>	<p>4 災害情報等の交換</p> <p>(2) 災害情報等の相互交換体制</p> <p>ロ 県、市町村及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。</p> <p>ハ <u>市町村は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。</u></p> <p>ニ 災害情報等の連絡系統は、次のフローのとおりである。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>



宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考						
192	<p><b>第2節 災害広報活動</b></p> <p><b>第3 県の広報</b></p> <p>2 広報実施方法 （略）</p> <p>(1) 大規模災害時緊急情報連絡システムによる 広報</p>	<p><b>第2節 災害広報活動</b></p> <p><b>第3 県の広報</b></p> <p>2 広報実施方法 （略）</p> <p>(1) 大規模災害時緊急情報連絡システム、<u>災害情報共有システム（Lアラート）</u>による 広報</p>	<p>防災基本計画の 修正の反映</p>						
193	<p><b>第4 市町村の広報</b></p> <p>2 広報実施方法 （略）</p> <p>(10) 臨時災害放送局の開設 <u>（新設）</u></p>	<p><b>第4 市町村の広報</b></p> <p>2 広報実施方法 （略）</p> <p>(10) 臨時災害放送局の開設</p> <p>(11) <u>災害情報共有システム（Lアラート）による広報</u></p>							
197	<p><b>第3節 防災活動体制</b></p> <p><b>第3 県の活動</b></p> <p>2 職員の動員体制</p> <p style="text-align: center;"><b>配備体制の基準・内容等</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">警戒 配備</td> <td style="width: 5%;">0 号</td> <td style="width: 90%;">                     (略)                      5 蔵王山、鳴子、栗駒山に噴火速報又は噴火警報(火口周辺)                      若しくは(警戒事項：火口周辺危険)又は(警戒事項：入山危                      険)が発表されたとき。                      (略)                 </td> </tr> </table>	警戒 配備	0 号	(略) 5 蔵王山、鳴子、栗駒山に噴火速報又は噴火警報(火口周辺) 若しくは(警戒事項：火口周辺危険)又は(警戒事項：入山危 険)が発表されたとき。 (略)	<p><b>第3節 防災活動体制</b></p> <p><b>第3 県の活動</b></p> <p>2 職員の動員体制</p> <p style="text-align: center;"><b>配備体制の基準・内容等</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">警戒 配備</td> <td style="width: 5%;">0 号</td> <td style="width: 90%;">                     (略)                      5 蔵王山、鳴子、栗駒山に噴火速報又は噴火警報(火口周辺)                      若しくは(警戒事項：火口周辺危険)又は(警戒事項：入山危                      険)が発表されたとき。                      (略)                 </td> </tr> </table>	警戒 配備	0 号	(略) 5 蔵王山、鳴子、栗駒山に噴火速報又は噴火警報(火口周辺) 若しくは(警戒事項：火口周辺危険)又は(警戒事項：入山危 険)が発表されたとき。 (略)	<p>災害対策警戒配 備要領の改正の 反映</p>
警戒 配備	0 号	(略) 5 蔵王山、鳴子、栗駒山に噴火速報又は噴火警報(火口周辺) 若しくは(警戒事項：火口周辺危険)又は(警戒事項：入山危 険)が発表されたとき。 (略)							
警戒 配備	0 号	(略) 5 蔵王山、鳴子、栗駒山に噴火速報又は噴火警報(火口周辺) 若しくは(警戒事項：火口周辺危険)又は(警戒事項：入山危 険)が発表されたとき。 (略)							
200	<p><b>第8 県、沿岸市町、国及び関係機関の連携</b></p> <p>1 県と国機関との連携</p> <p>県は、災害対策本部が設置された際には、国に対しその旨を速やかに連絡するとともに、必要な情報等の各省庁への伝達については基本的に関係部局で対応する。このため、各部局は関係する国機関の連絡先、伝達事項等について事前に把握しておく。また、国による現地対策本部が設置された場合には、<u>連携を密にして円滑な応急対策の推進を図る</u></p>	<p><b>第8 県、沿岸市町、国及び関係機関の連携</b></p> <p>1 県と国機関との連携</p> <p>県は、災害対策本部が設置された際には、国に対しその旨を速やかに連絡するとともに、必要な情報等の各省庁への伝達については基本的に関係部局で対応する。このため、各部局は関係する国機関の連絡先、伝達事項等について事前に把握しておく。また、国による現地対策本部が設置された場合には、<u>合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の 修正の反映</p>						

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
	<p>5 防災関係機関相互の連携            防災関係機関は、様々な災害の様態に的確に対応するため県、沿岸市町はもとより他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。  <u>（新設）</u></p> <p>6 ヘリコプター運用調整会議の運営  <u>          </u>ヘリコプターを有する防災関係機関とともに、ヘリコプター運用調整会議を設置し、災害時における「ヘリコプター災害対策活動計画」や「ヘリコプター安全運航確保計画」を定め、運用を図ってきたが、東日本大震災による活動を通じて明らかになった問題点等に基づき、同計画を見直し、ヘリコプターによる効率的な災害対策活動等の実施とヘリコプターの安全な運航の確保を図る。  <u>（新設）</u></p>	<p>5 防災関係機関相互の連携            防災関係機関は、様々な災害の様態に的確に対応するため県、沿岸市町はもとより他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。  <u>また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。</u></p> <p>6 ヘリコプターの運用調整  <u>          </u>  <u>県は、ヘリコプターを有する防災関係機関とともに、ヘリコプター運用調整会議を設置し、災害時における「ヘリコプター災害対策活動計画」や「ヘリコプター安全運航確保計画」を定め、運用を図ってきたが、東日本大震災による活動を通じて明らかになった問題点等に基づき、同計画を見直し、ヘリコプターによる効率的な災害対策活動等の実施とヘリコプターの安全な運航の確保を図る。</u>  <u>また、県は、ヘリコプターを有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のためのヘリコプターの運用に関し、災害対策本部事務局内にヘリコプター運用調整グループを設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</u></p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>表現修正</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>
213	<p><b>第6節 自衛隊の災害派遣</b>  <b>第4 派遣部隊の活動内容</b>            2 災害派遣時に実施する救援活動等            (1) 被害状況の把握：車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動            (2) 避難の援助：避難者の誘導、輸送等            (3) <u>遭難者等の救出：救助及び捜索活動：                  </u>行方不明者、負傷者等の捜索、<u>                  </u>救助活動            (4) 水防活動：土嚢作成、運搬、積込み等の水防活動            (5) 消防活動の支援：消防機関との協力による消火活動            (6) <u>道路又は水路の啓開：道路又は水路等の交通路上の障害物の排除</u>            (7) 応急医療、救護及び防疫：被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動            (8) 人員及び物資の緊急輸送：緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送            (9) 炊飯及び給水：被災者に対する炊飯及び給食の実施</p>	<p><b>第6節 自衛隊の災害派遣</b>  <b>第4 派遣部隊の活動内容</b>            2 災害派遣時に実施する救援活動等            (1) 被害状況の把握：車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動            (2) 避難の援助：避難者の誘導、輸送等            (3) <u>要救助者等の捜索救助                  </u>活動：<u>要救助者、</u>行方不明者、負傷者等の捜索、<u>救出・救助活動</u>            (4) 水防活動：土嚢作成、運搬、積込み等の水防活動            (5) 消防活動<u>          </u>：消防機関との協力による消火活動（空中消火を含む）            (6) 道路<u>          </u>の啓開：道路<u>          </u>等の交通路上の障害物の排除            (7) 応急医療、救護及び防疫：被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動            (8) 人員及び物資の緊急輸送：緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送            (9) 炊飯及び給水：被災者に対する炊飯及び給水の実施</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
	<p>(10) 援助物資の無償貸付又は譲与：「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施</p> <p>(11) 危険物の保安及び除去：自衛隊の能力上可能なものについて火薬類，爆発物等危険物の保安及び除去</p> <p>(12) その他：その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援</p>	<p>(10) 援助物資の無償貸付又は譲与：「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施</p> <p>(11) 危険物の保安及び除去：自衛隊の能力上可能なものについて火薬類，爆発物等危険物の保安及び除去</p> <p>(12) その他：その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援</p>	
219	<p><b>第7節 救急・救助活動</b></p> <p><b>第9 惨事ストレス対策</b></p> <p>_____救急・救助活動を実施する各機関は，職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。</p>	<p><b>第7節 救急・救助活動</b></p> <p><b>第9 惨事ストレス対策</b></p> <p><u>捜索</u>，救急・救助活動を実施する各機関は，職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。</p>	防災基本計画の修正の反映
223	<p><b>第8節 医療救護活動</b></p> <p><b>第4 災害時後方医療体制</b></p> <p>3 県は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，<u>広域</u>搬送拠点を確保・運営するとともに，県内の医療機関から<u>広域</u>搬送拠点までの重病者等の輸送を実施する。</p>	<p><b>第8節 医療救護活動</b></p> <p><b>第4 災害時後方医療体制</b></p> <p>3 県は，予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ，関係機関と調整の上，<u>航空</u>搬送拠点を確保・運営するとともに，県内の医療機関から<u>航空</u>搬送拠点までの重病者等の輸送を実施する。</p>	防災基本計画の修正の反映
229	<p><b>第10節 交通・輸送活動</b></p> <p><b>第2 県の活動</b></p> <p>1 輸送の優先順位</p> <p>輸送活動を行うに当たっては，次のような事項に留意して行う。</p> <p>(1) 人命の安全</p> <p>(2) 被害の拡大防止_____</p> <p>(3) 災害応急対策の円滑な実施</p>	<p><b>第10節 交通・輸送活動</b></p> <p><b>第2 県の活動</b></p> <p>1 輸送の優先順位</p> <p>輸送活動を行うに当たっては，次のような事項に留意して行う。</p> <p>(1) 人命の安全</p> <p>(2) 被害の拡大防止<u>（二次災害の発生防止を含む）</u></p> <p>(3) 災害応急対策の円滑な実施</p>	防災基本計画の修正の反映
234	<p><b>第5 陸上交通の確保</b></p> <p>2 交通規制</p> <p>(2) 緊急交通路確保のための措置</p> <p>ロ 放置車両<u> </u>の撤去</p> <p>緊急交通路を確保するために必要な場合は，放置車両<u> </u>の撤去，警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。</p>	<p><b>第5 陸上交通の確保</b></p> <p>2 交通規制</p> <p>(2) 緊急交通路確保のための措置</p> <p>ロ 放置車両<u>等</u>の撤去</p> <p>緊急交通路を確保するために必要な場合は，放置車両<u>等</u>の撤去，警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>東北地方整備局</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
236	<p><b>第6 海上交通の確保</b></p> <p>2 港湾管理者の役割</p> <p>港湾管理者は、防波堤、航路及び岸壁等の被災状況について_____海上保安部等の関係機関に連絡するとともに、障害物の除去及び_____被災施設の応急復旧等を行い、緊急物資等の輸送に支障を生じさせないように努める。</p>	<p><b>第6 海上交通の確保</b></p> <p>2 港湾管理者の役割</p> <p>港湾管理者は、防波堤、航路及び岸壁等の被災状況について<u>東北地方整備局・海上保安部等の関係機関に連絡するとともに、障害物の除去及び水深の調査並びに被災施設の</u>応急復旧等を行い、緊急物資等の輸送に支障を生じさせないように努める。</p>	<p>所掌事務に係る緊急事案連絡要領による安全航行に必要な事項の追記</p>
239	<p><b>第12節 避難活動</b></p> <p><b>第1 目的</b></p> <p>沿岸市町及び防災関係機関は、津波警報等及び地震情報が発表された場合_____、被害の発生を最小限に食い止めるため避難広報・避難活動を迅速に実施するとともに、速やかに避難所を開設し、_____管理運営に当たる。</p> <p><b>第2 津波の警戒</b></p> <p>2 県及び沿岸市町は、津波警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、_____防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難広報を実施して住民等を海岸から避難させるなど、緊急対策を行う。</p> <p><b>第3 避難指示等</b></p> <p>2 沿岸市町長の役割</p>	<p><b>第12節 避難活動</b></p> <p><b>第1 目的</b></p> <p>沿岸市町及び防災関係機関は、津波警報等及び地震情報が発表された場合又は<u>遠地津波等のおそれがある場合</u>、被害の発生を最小限に食い止めるため避難広報・避難活動を迅速に実施するとともに、速やかに避難所を開設し、<u>地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間</u>、管理運営に当たる。</p> <p><b>第2 津波の警戒</b></p> <p>2 県及び沿岸市町は、津波警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、<u>災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ</u>、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難広報を実施して住民等を海岸から避難させるなど、緊急対策を行う。</p> <p><b>第3 避難指示等</b></p> <p>2 沿岸市町長の役割</p>	<p>表現修正</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>
241	<p>(1) <u>強い地震(震度4程度以上)</u>を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、沿岸市町長は、必要と認める場合、海浜にある者、沿岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示等を行う。</p> <p>(2) 地震発生後、報道機関等から津波警報_が放送されたときには、沿岸市町長は、海浜にある者、沿岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示等を行う。なお、放送ルート以外の法定ルート等により沿岸市町長に津波警報_が伝達された場合にも、同様の措置をとる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(1) <u>強い揺れ(震度4以上)</u>を感じたとき又は弱くても_____長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、沿岸市町長は、必要と認める場合、海浜にある者、沿岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示等を行う。</p> <p>(2) 地震発生後、報道機関等から津波警報等が放送されたときには、沿岸市町長は、海浜にある者、沿岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示等を行う。なお、放送ルート以外の法定ルート等により沿岸市町長に津波警報等が伝達された場合にも、同様の措置をとる。</p> <p>7 <u>遠地地震の場合の避難勧告等</u></p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>記述の統一</p> <p>避難勧告等ガイ</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考				
242	<p>第4 避難指示等の内容及び周知</p> <p>2 沿岸市町長等が避難指示等を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。 （新設）</p> <p>(1) 避難対象地域 (2) 避難先 (3) 避難経路 (4) 避難指示等の理由 (5) その他必要な事項</p> <p>3 避難の措置と周知</p> <p>(1) 住民等への周知 （略）</p> <p>なお、避難勧告等の周知に当たっては、 要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。</p>	<p>本県から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。沿岸市町は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令を検討するものとする。</p> <p>第4 避難指示等の内容及び周知</p> <p>2 沿岸市町長等が避難指示等を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。</p> <p>(1) 津波の規模 (2) 避難対象地域 (3) 避難先 (4) 避難経路 (5) 避難指示等の理由 (6) その他必要な事項</p> <p>3 避難の措置と周知</p> <p>(1) 住民等への周知 （略）</p> <p>なお、避難勧告等の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メールや一斉FAXにより周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。</p>	<p>ラインの改定の反映</p> <p>防災基本計画の反映</p> <p>要配慮者への例示を追加</p>				
243	<p>情報伝達にあたって留意するポイント</p> <table border="1" data-bbox="212 1045 1008 1308"> <tr> <td data-bbox="212 1045 347 1308">どのような手段で</td> <td data-bbox="347 1045 1008 1308"> <ul style="list-style-type: none"> <li>同報無線、半鐘、サイレン、テレビ、ラジオ、電話・FAX、有線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット等</li> <li>情報の受け手の立場に立った伝達手段(特に津波避難において災害時要援護者(災害弱者)となりうる者)</li> <li>津波注意報又は津波警報の伝達をサイレン、半鐘で行う場合は、伝文の前に予報警報標識規則(気象庁告示第3号：昭和51年11月16日)で規定する標識を用いる。</li> </ul> </td> </tr> </table>	どのような手段で	<ul style="list-style-type: none"> <li>同報無線、半鐘、サイレン、テレビ、ラジオ、電話・FAX、有線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット等</li> <li>情報の受け手の立場に立った伝達手段(特に津波避難において災害時要援護者(災害弱者)となりうる者)</li> <li>津波注意報又は津波警報の伝達をサイレン、半鐘で行う場合は、伝文の前に予報警報標識規則(気象庁告示第3号：昭和51年11月16日)で規定する標識を用いる。</li> </ul>	<p>情報伝達にあたって留意するポイント</p> <table border="1" data-bbox="1108 1045 1904 1308"> <tr> <td data-bbox="1108 1045 1243 1308">どのような手段で</td> <td data-bbox="1243 1045 1904 1308"> <ul style="list-style-type: none"> <li>同報無線、半鐘、サイレン、テレビ、ラジオ、電話・FAX、有線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット等</li> <li>情報の受け手の立場に立った伝達手段(特に津波避難において災害時要援護者(災害弱者)となりうる者)</li> <li>津波警報等の伝達をサイレン、半鐘で行う場合は、伝文の前に予報警報標識規則(気象庁告示第3号：昭和51年11月16日)で規定する標識を用いる。</li> </ul> </td> </tr> </table>	どのような手段で	<ul style="list-style-type: none"> <li>同報無線、半鐘、サイレン、テレビ、ラジオ、電話・FAX、有線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット等</li> <li>情報の受け手の立場に立った伝達手段(特に津波避難において災害時要援護者(災害弱者)となりうる者)</li> <li>津波警報等の伝達をサイレン、半鐘で行う場合は、伝文の前に予報警報標識規則(気象庁告示第3号：昭和51年11月16日)で規定する標識を用いる。</li> </ul>	<p>予告警報表示規則による</p>
どのような手段で	<ul style="list-style-type: none"> <li>同報無線、半鐘、サイレン、テレビ、ラジオ、電話・FAX、有線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット等</li> <li>情報の受け手の立場に立った伝達手段(特に津波避難において災害時要援護者(災害弱者)となりうる者)</li> <li>津波注意報又は津波警報の伝達をサイレン、半鐘で行う場合は、伝文の前に予報警報標識規則(気象庁告示第3号：昭和51年11月16日)で規定する標識を用いる。</li> </ul>						
どのような手段で	<ul style="list-style-type: none"> <li>同報無線、半鐘、サイレン、テレビ、ラジオ、電話・FAX、有線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット等</li> <li>情報の受け手の立場に立った伝達手段(特に津波避難において災害時要援護者(災害弱者)となりうる者)</li> <li>津波警報等の伝達をサイレン、半鐘で行う場合は、伝文の前に予報警報標識規則(気象庁告示第3号：昭和51年11月16日)で規定する標識を用いる。</li> </ul>						

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考																																												
	<p>&lt;津波注意報標識&gt;</p> <table border="1" data-bbox="369 252 996 507"> <thead> <tr> <th rowspan="2">標識の種類</th> <th colspan="2">標識</th> </tr> <tr> <th>鐘音</th> <th>サイレン音</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波注意報標識</td> <td>(3点と2点との斑打) </td> <td>(約10秒)  (約2秒)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報 及び 津波警報 解除標識</td> <td>(1点2個と2点との斑打) </td> <td>(約10秒) (約1分)  (約3秒)</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;津波警報 標識&gt;</p> <table border="1" data-bbox="369 560 996 815"> <thead> <tr> <th rowspan="2">標識の種類</th> <th colspan="2">標識</th> </tr> <tr> <th>鐘音</th> <th>サイレン音</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波注意報 標識</td> <td>(2点) </td> <td>(約5秒)  (約6秒)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報及び 津波警報解除標識</td> <td>(連点) </td> <td>(約3秒)  (約2秒) (短声連点)</td> </tr> </tbody> </table>	標識の種類	標識		鐘音	サイレン音	津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)	津波注意報 及び 津波警報 解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)	標識の種類	標識		鐘音	サイレン音	津波注意報 標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)	津波注意報及び 津波警報解除標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)	<p>&lt;津波注意報標識&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1265 252 1892 507"> <thead> <tr> <th rowspan="2">標識の種類</th> <th colspan="2">標識</th> </tr> <tr> <th>鐘音</th> <th>サイレン音</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波注意報標識</td> <td>(3点と2点との斑打) </td> <td>(約10秒)  (約2秒)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報、津波警報及び大津波警報解除標識</td> <td>(1点2個と2点との斑打) </td> <td>(約10秒) (約1分)  (約3秒)</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;津波警報及び大津波警報標識&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1265 560 1892 815"> <thead> <tr> <th rowspan="2">標識の種類</th> <th colspan="2">標識</th> </tr> <tr> <th>鐘音</th> <th>サイレン音</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波警報標識</td> <td>(2点) </td> <td>(約5秒)  (約6秒)</td> </tr> <tr> <td>大津波警報標識</td> <td>(連点) </td> <td>(約3秒)  (約2秒) (短声連点)</td> </tr> </tbody> </table>	標識の種類	標識		鐘音	サイレン音	津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)	津波注意報、津波警報及び大津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)	標識の種類	標識		鐘音	サイレン音	津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)	大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)	<p>防災基本計画の修正の反映 防災基本計画の修正の反映</p>
標識の種類	標識																																														
	鐘音	サイレン音																																													
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)																																													
津波注意報 及び 津波警報 解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)																																													
標識の種類	標識																																														
	鐘音	サイレン音																																													
津波注意報 標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)																																													
津波注意報及び 津波警報解除標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)																																													
標識の種類	標識																																														
	鐘音	サイレン音																																													
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)																																													
津波注意報、津波警報及び大津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)																																													
標識の種類	標識																																														
	鐘音	サイレン音																																													
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)																																													
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)																																													
243	<p>第5 避難誘導</p> <p>1 住民等の避難誘導は、沿岸市町地域防災計画に定めるところによるが、沿岸市町職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先(避難場所、避難所)への円滑な誘導に努める。</p> <p>誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行う。また、優先避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者の避難を優先して行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>第5 避難誘導</p> <p>1 住民等の避難誘導は、沿岸市町地域防災計画に定めるところによるが、沿岸市町職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先(避難場所、避難所)への円滑な誘導に努める。</p> <p>誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行う。また、優先避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者の避難を優先して行う。さらに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。</p>																																													
244	<p>3 沿岸市町は、消防職団員、水防団員、沿岸市町職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、</p>	<p>3 沿岸市町は、消防職団員、水防団員、沿岸市町職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、</p>																																													

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
	<p>水門・陸間の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。 <u>（新設）</u></p>	<p>水門・陸間の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。 <u>また、発災時又は災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
245	<p><b>第6 避難所の開設及び運営</b> 2 避難所の運営 (1) 避難所の管理 へ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援 沿岸市町は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受取にきている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。 また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について沿岸市町に提供する。</p>	<p><b>第6 避難所の開設及び運営</b> 2 避難所の運営 (1) 避難所の管理 へ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援 沿岸市町は、それぞれの避難所で受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受取にきている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。 また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。</p>	<p>表現修正</p>
246	<p>(4) 県による支援 ロ 県が管理する施設での対応 県は、県が管理する施設を避難所として開設する際の協力、第三者の介護を必要とする<u>者を収容す</u>る施設のうち県が管理するものについて、<u>収容者の救護のため</u>の必要な措置及び避難所の管理運営についての指導助言を行う。</p>	<p>(4) 県による支援 ロ 県が管理する施設での対応 県は、県が管理する施設を避難所として開設する際の協力、第三者の介護を必要とする<u>避難者を受け入れる</u>施設のうち県が管理するものについて、<u>避難者の救護のため</u>の必要な措置及び避難所の管理運営についての指導助言を行う。</p>	<p>表現修正</p>
247	<p><b>第7 避難長期化への対処</b> 2 沿岸市町は、災害の規模、被災者の避難及び収容 <u>状況</u>、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。 (略)</p>	<p><b>第7 避難長期化への対処</b> 2 沿岸市町は、災害の規模、被災者の避難及び受け入れ状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。 (略)</p>	<p>表現修正</p>
	<p>3 沿岸市町は、災害の規模、被災者の避難・収容 <u>状況</u>、避難の長期化等に鑑み、被災沿岸市町の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容 <u>が</u>必要であると判断した場合において、<u>市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。</u></p> <p>4 県は、沿岸市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、沿岸市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、沿岸市町からの要求を待たないとまがない <u>_____</u> ときは、沿岸市町の要求を待たないで、広域一時滞在のための</p>	<p>3 沿岸市町は、災害の規模、被災者の避難及び受け入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災沿岸市町の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等での受け入れが必要であると判断した場合において、<u>県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。</u></p> <p>4 県は、沿岸市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、沿岸市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、沿岸市町からの要求を待たないとまがない <u>と認められる</u>ときは、沿岸市町の要求を待たないで、広域一時滞在のための</p>	<p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
	協議を沿岸市町に代わって行う。	協議を沿岸市町に代わって行う。	
250	<p><b>第13節 応急仮設住宅等の確保</b></p> <p><b>第2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備と維持管理</b></p> <p>1 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備</p> <p>(1) 県の対応</p> <p>イ 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備(略)</p> <p>整備に当たっては、_____被災沿岸市町内の公有地その他の安全な用地の確保に努めるとともに、被災者に係る世帯人数や高齢者・障害者等に十分配慮した仕様及び設計に努める。</p>	<p><b>第13節 応急仮設住宅等の確保</b></p> <p><b>第2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備と維持管理</b></p> <p>1 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備</p> <p>(1) 県の対応</p> <p>イ 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備(略)</p> <p>整備に当たっては、<u>二次災害に十分配慮し</u>、被災沿岸市町内の公有地その他の安全な用地の確保に努めるとともに、被災者に係る世帯人数や高齢者・障害者等に十分配慮した仕様及び設計に努める。</p>	防災基本計画の修正の反映
251	<p><b>第4 民間賃貸住宅の活用等</b></p> <p>災害救助法に基づく応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備には一定期間が必要となるため、_____被災者の避難所生活の長期化を回避するため、_____協定を締結している不動産関係団体の協力のもと、市町村と連携を図りながら、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていく。</p>	<p><b>第4 民間賃貸住宅の活用等</b></p> <p>災害救助法に基づく応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備には一定期間が必要となるため、<u>また</u>、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、<u>民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には</u>、協定を締結している不動産関係団体の協力のもと、市町村と連携を図りながら、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていく。</p>	防災基本計画の修正の反映
264	<p><b>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</b></p> <p><b>第5 飲料水</b></p> <p>3 県は、市町村から飲料水供給の要請があった場合、応急給水対策フロー_____により対応する。</p>	<p><b>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</b></p> <p><b>第5 飲料水</b></p> <p>3 県は、市町村から飲料水供給の要請があった場合、応急給水対策フロー<u>チャート</u>により対応する。</p>	記述の統一
265	<p>4 県は、大規模地震による断水が発生したときは、あらかじめ「災害時における車両の派遣に関する協定」を締結している運送_業者に対して、飲料水等輸送のため車両の派遣を依頼し、市町村で必要な飲料水及び生活用水の供給に努める。</p>	<p>4 県は、大規模地震による断水が発生したときは、あらかじめ「災害時における車両の派遣に関する協定」を締結している運送<u>事業者</u>に対して、飲料水等輸送のため車両の派遣を依頼し、市町村で必要な飲料水及び生活用水の供給に努める。</p>	表現修正
267	<p><b>第9 燃料の調達・供給</b></p> <p>2 重要施設への供給</p> <p>県は、災害発生時においても、その機能を維持する必要がある病院などの重要施設については、必要量の情報収集とあらかじめ想定された必要量の供給に努める。</p>	<p><b>第9 燃料の調達・供給</b></p> <p>2 重要施設への供給</p> <p>県は、災害発生時においても、その機能を維持する必要がある病院などの重要施設については、必要量の情報収集とあらかじめ想定された必要量の供給に努める。</p>	



宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考
	(新設)	<p>なお、必要量の確保が困難な場合は、燃料調達シートに必要事項を記入し、政府緊急対策本部に対し、緊急供給要請を行う。</p>	記述の統一

宮城県地域防災計画 [津波災害対策編] 新旧対照表 (案)

頁	現行 (平成 27 年 2 月)	修正後	備考																																																																																																																																																																				
	(新設)	<p style="text-align: right;"><b>様式 4</b></p> <p style="text-align: center;"><b>燃料調整シート</b></p> <p style="text-align: right;">&lt;本件問い合わせ先(担当課)&gt;</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 100px;">燃料要請通し番号</td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;">石油精製備蓄課</td> <td style="width: 100px;">03-3501-xxxx</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>石油流通課</td> <td>03-3501-yyyy</td> </tr> </table> <p>1. 処理状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日時</th> <th>内容</th> <th>所属</th> <th>担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>要請発生</td> <td>(被災地自治体→) 内閣府</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>要請受領</td> <td>(内閣府→) 資源エネルギー庁</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>要請発信</td> <td>資源エネルギー庁 (→石油連盟/全石連)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>要請受領・仕分開始①</td> <td>石油連盟 (対元売) / 全石連 (県石、石商、役員等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>要請受領・仕分開始②</td> <td>都道府県石商</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>要請受領・仕分開始③</td> <td>石商</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>要請仕分報告</td> <td>石油連盟/全石連 (一資工庁)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>運送事業者報告</td> <td>石油連盟/全石連 (一資工庁)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 要請元・納入先・清算情報</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">発注・要請元</td> <td>名称</td> <td></td> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当者名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">納入先施設等</td> <td>名称</td> <td></td> <td>施設番号※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>燃料担当者名</td> <td></td> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平時納入業者名</td> <td></td> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料供給費用支払予定者</td> <td>組織名 (請求書宛名)</td> <td></td> <td>担当者部署・氏名</td> <td></td> </tr> </table> <p>3. 要請内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品目</th> <th rowspan="2">数量 (kl)</th> <th rowspan="2">荷姿</th> <th rowspan="2">タンク形態</th> <th rowspan="2">タンク容量</th> <th rowspan="2">必要ホース長 (m)</th> <th colspan="3">給油口規格</th> </tr> <tr> <th>口径</th> <th>名称</th> <th>形式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ジェット</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A重油 ( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他 ( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)</p> <p>4. 配送手配状況</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">燃料提供者 (元売)</td> <td>事業者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支店/部署名</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料提供者 (特約店・販売店)</td> <td>事業者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支店/部署名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>輸送事業者</td> <td>事業者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">配送車輛・予定</td> <td>車番</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドライバー名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出荷予定</td> <td>到着予定</td> </tr> <tr> <td>出荷基地</td> <td></td> </tr> </table>	燃料要請通し番号		石油精製備蓄課	03-3501-xxxx			石油流通課	03-3501-yyyy	日時	内容	所属	担当者		要請発生	(被災地自治体→) 内閣府			要請受領	(内閣府→) 資源エネルギー庁			要請発信	資源エネルギー庁 (→石油連盟/全石連)			要請受領・仕分開始①	石油連盟 (対元売) / 全石連 (県石、石商、役員等)			要請受領・仕分開始②	都道府県石商			要請受領・仕分開始③	石商			要請仕分報告	石油連盟/全石連 (一資工庁)			運送事業者報告	石油連盟/全石連 (一資工庁)		発注・要請元	名称		電話番号		担当者名				納入先施設等	名称		施設番号※		住所				燃料担当者名		電話番号			平時納入業者名		電話番号		燃料供給費用支払予定者	組織名 (請求書宛名)		担当者部署・氏名		品目	数量 (kl)	荷姿	タンク形態	タンク容量	必要ホース長 (m)	給油口規格			口径	名称	形式	ガソリン									ジェット									灯油									軽油									A重油 ( )									その他 ( )									燃料提供者 (元売)	事業者名		支店/部署名		燃料提供者 (特約店・販売店)	事業者名		支店/部署名		輸送事業者	事業者名		配送車輛・予定	車番		ドライバー名		出荷予定	到着予定	出荷基地		
燃料要請通し番号		石油精製備蓄課	03-3501-xxxx																																																																																																																																																																				
		石油流通課	03-3501-yyyy																																																																																																																																																																				
日時	内容	所属	担当者																																																																																																																																																																				
	要請発生	(被災地自治体→) 内閣府																																																																																																																																																																					
	要請受領	(内閣府→) 資源エネルギー庁																																																																																																																																																																					
	要請発信	資源エネルギー庁 (→石油連盟/全石連)																																																																																																																																																																					
	要請受領・仕分開始①	石油連盟 (対元売) / 全石連 (県石、石商、役員等)																																																																																																																																																																					
	要請受領・仕分開始②	都道府県石商																																																																																																																																																																					
	要請受領・仕分開始③	石商																																																																																																																																																																					
	要請仕分報告	石油連盟/全石連 (一資工庁)																																																																																																																																																																					
	運送事業者報告	石油連盟/全石連 (一資工庁)																																																																																																																																																																					
発注・要請元	名称		電話番号																																																																																																																																																																				
	担当者名																																																																																																																																																																						
納入先施設等	名称		施設番号※																																																																																																																																																																				
	住所																																																																																																																																																																						
	燃料担当者名		電話番号																																																																																																																																																																				
	平時納入業者名		電話番号																																																																																																																																																																				
燃料供給費用支払予定者	組織名 (請求書宛名)		担当者部署・氏名																																																																																																																																																																				
品目	数量 (kl)	荷姿	タンク形態	タンク容量	必要ホース長 (m)	給油口規格																																																																																																																																																																	
						口径	名称	形式																																																																																																																																																															
ガソリン																																																																																																																																																																							
ジェット																																																																																																																																																																							
灯油																																																																																																																																																																							
軽油																																																																																																																																																																							
A重油 ( )																																																																																																																																																																							
その他 ( )																																																																																																																																																																							
燃料提供者 (元売)	事業者名																																																																																																																																																																						
	支店/部署名																																																																																																																																																																						
燃料提供者 (特約店・販売店)	事業者名																																																																																																																																																																						
	支店/部署名																																																																																																																																																																						
輸送事業者	事業者名																																																																																																																																																																						
配送車輛・予定	車番																																																																																																																																																																						
	ドライバー名																																																																																																																																																																						
	出荷予定	到着予定																																																																																																																																																																					
	出荷基地																																																																																																																																																																						

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
269	<p><b>第18節 防疫・保健衛生活動</b>  <b>第3 保健対策</b>                  2 <u>メンタルヘルスケア（精神保健相談）</u>                  (1) <u>メンタルヘルスケアの実施</u>                  被災地、特に避難所においては、大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、_____県（保健所・精神保健福祉センター・児童相談所及び子ども総合センターが中心となる）及び沿岸市町は、県の精神科医や他の_____精神科医_____等の協力を得て、メンタルヘルスケア_____を実施する。</p> <p>(2) <u>メンタルヘルスケアの実施体制の確保</u>                  県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じ、被災地域外の医療機関、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対し、災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求める。                  また県は、災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。</p> <p>(3) <u>メンタルヘルスケアの継続</u>                  県は、被災後の復興は長期化し混乱が続くことから、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。</p>	<p><b>第18節 防疫・保健衛生活動</b>  <b>第3 保健対策</b>                  2 <u>心のケア</u>                  (1) <u>心のケアの実施</u>                  _____大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、_____心身の不調をきたしやすく、ストレス反応や精神症状の悪化等が考えられるため、県（保健所・精神保健福祉センター・児童相談所及び子ども総合センターが中心となる）及び沿岸市町は、_____精神科医や心理職等の協力を得て、被災後の時期や被災状況に応じた災害後の心のケアを実施する。</p> <p>(2) <u>心のケアの実施体制の確保</u>                  県は、_____被災者のストレスケア等のため、_____災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成し被災地に派遣し、必要に応じて厚生労働省や被災地域以外の都道府県に対してチームの派遣を要請する。                  また県は、災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。</p> <p>(3) <u>心のケアの継続</u>                  _____復興が長期化する_____ことにより、被災者は生活再建への不安等からストレス状態が続く_____ことが想定されるので、心のケア_____を長期的に実施する。</p>	<p>メンタルヘルスケアより心のケアの方が一般に広く普及しているため表現を修正</p>
273	<p><b>第20節 廃棄物処理活動</b>  <b>第3 処理体制</b>                  4 県は、沿岸市町からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の他の市町村及び関係団体等に対して、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、県域を越える対応が必要と認める場合は、<u>環境省</u>_____に対して支援を要請する。</p>	<p><b>第20節 廃棄物処理活動</b>  <b>第3 処理体制</b>                  4 県は、沿岸市町からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の他の市町村及び関係団体等に対して、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、県域を越える対応が必要と認める場合は、<u>東北地方環</u> <u>境事務所</u>に対して支援を要請する。</p>	<p>記述の統一</p>
	<p><b>23節 防災資機材及び労働力の確保</b>  <b>第6 従事命令等による応急措置の業務</b></p>	<p><b>23節 防災資機材及び労働力の確保</b>  <b>第6 従事命令等による応急措置の業務</b></p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
283	<p>災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各関係機関は、各法律に基づく従事命令等による応急業務を行う。</p> <p>1 知事の従事命令等</p> <p>(1) 従事命令…応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>ホ 土木業__者又は建築業者及びこれらの者の従事者</p> <p>へ 鉄道事業者及びその従事者</p> <p>ト 自動車運送__業者及びその従事者</p> <p>チ 船舶運送__業者及びその従事者</p> <p>(略)</p>	<p>災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各関係機関は、各法律に基づく従事命令等による応急業務を行う。</p> <p>1 知事の従事命令等</p> <p>(1) 従事命令…応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>ホ 土木__事業者又は建設技術者及びこれらの者の従事者</p> <p>へ 鉄道事業者及びその従事者</p> <p>ト 自動車運送__事業者及びその従事者</p> <p>チ 船舶運送__事業者及びその従事者</p> <p>(略)</p>	表現修正
293	<p><b>第24節 公共土木施設等の応急対策</b></p> <p><b>第13 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施(原則として津波被害のない区域)</b></p> <p>県は、被災建築物に係る応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定の円滑な実施のため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、沿岸市町、関係団体との連絡体制整備に努める。</p> <p>1 被災建築物の応急危険度判定業務は、基本的に沿岸市町が実施し、県は必要な各種の支援を行う。</p> <p>2 沿岸市町は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。</p> <p>なお、判定の実施にあたっては、避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。</p> <p>3 被災宅地の危険度判定業務は、沿岸市町の災害対策本部が実施し、県は必要な支援を行う。</p> <p>4 県は沿岸市町の要請を受け、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を行う。また、関係団体とそれらの派遣について協議を行う。</p>	<p><b>第24節 公共土木施設等の応急対策</b></p> <p><b>第13 _____被災宅地に関する応急危険度判定____の実施_____</b></p> <p>県は、_____被災宅地の危険度判定の円滑な実施のため、_____被災宅地危険度判定士、沿岸市町、関係団体との連絡体制整備に努める。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>1 被災宅地の危険度判定業務は、沿岸市町の災害対策本部が実施し、県は必要な支援を行う。</p> <p>2 県は沿岸市町の要請を受け、_____被災宅地危険度判定士の派遣を行う。また、関係団体とそれらの派遣について協議を行う。</p>	津波災害の被害は、応急危険度判定適用外であるため修正

頁	現行 (平成 27 年 2 月)	修正後	備考
286	<p>第25節 ライフライン施設等の応急復旧 第2 水道施設</p> <p>6 (略) なお、応急給水及び応急復旧対策は、次のフロー_____により行う。</p>	<p>第25節 ライフライン施設等の応急復旧 第2 水道施設</p> <p>6 (略) なお、応急給水及び応急復旧対策は、次のフロー<u>チャート</u>により行う。</p>	記述の統一
287	<p style="text-align: center;">応急給水フローチャート</p>	<p style="text-align: center;">応急給水フローチャート</p>	時点修正

頁	現行 (平成 27 年 2 月)	修正後	備考
304	<p><b>第26節 危険物施設等の安全確保</b>  <b>第6 毒物・劇物貯蔵施設</b>                      情報の収集、伝達及び必要物等の手配</p>	<p><b>第26節 危険物施設等の安全確保</b>  <b>第6 毒物・劇物貯蔵施設</b>                      情報の収集、伝達及び必要物等の手配</p>	組織名の修正
305	<p>5 災害による有害大気汚染物質(重金属類)やアスベスト等の粉じんなど(毒物劇物)の散乱・流出について、その状況を早期に把握し、<u>防じんマスクの配布</u>や二次災害についての注意喚起を行う。</p>	<p>5 県は災害による _____ 毒物劇物_の散乱・流出について、その状況を早期に把握し、 _____ 二次災害についての注意喚起を行う。</p>	毒物劇物以外のことについて言及しているため修正
314	<p><b>第29節 応急公用負担等の実施</b>  <b>第2 応急公用負担等の権限</b>                      4 指定地方行政機関の長                      応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送 <u>業者等</u>に対しその取り扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収容することができる。</p>	<p><b>第29節 応急公用負担等の実施</b>  <b>第2 応急公用負担等の権限</b>                      4 指定地方行政機関の長                      応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送 <u>事業者等</u>に対しその取り扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収容することができる。</p>	表現修正

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考																																		
317	<p><b>第30節 ボランティア活動</b>  <b>第3 専門ボランティア</b>                      関係する組織からの申し込みについては、県の部局で対応し、主な種類は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="241 363 1055 686"> <thead> <tr> <th>主な受入れ項目</th> <th>担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 救護所等での医療、看護、保健予防</td> <td>保健福祉部</td> </tr> <tr> <td>ロ 被災建築物応急危険度判定</td> <td>土木部</td> </tr> <tr> <td>ハ 被災建築物危険度判定</td> <td>土木部</td> </tr> <tr> <td>ニ 防災関係施設診断</td> <td>土木部</td> </tr> <tr> <td>ホ 外国人のための通訳</td> <td>経済商工観光部</td> </tr> <tr> <td>ヘ 被災者へのメンタルヘルスケア</td> <td>保健福祉部</td> </tr> <tr> <td>ト 高齢者、障害者等への介護</td> <td>保健福祉部</td> </tr> <tr> <td>チ その他専門的知識が必要な業務</td> <td>各部局</td> </tr> </tbody> </table>	主な受入れ項目	担当部局	イ 救護所等での医療、看護、保健予防	保健福祉部	ロ 被災建築物応急危険度判定	土木部	ハ 被災建築物危険度判定	土木部	ニ 防災関係施設診断	土木部	ホ 外国人のための通訳	経済商工観光部	ヘ 被災者へのメンタルヘルスケア	保健福祉部	ト 高齢者、障害者等への介護	保健福祉部	チ その他専門的知識が必要な業務	各部局	<p><b>第30節 ボランティア活動</b>  <b>第3 専門ボランティア</b>                      関係する組織からの申し込みについては、県の部局で対応し、主な種類は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1137 363 1951 686"> <thead> <tr> <th>主な受入れ項目</th> <th>担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 救護所等での医療、看護、保健予防</td> <td>保健福祉部</td> </tr> <tr> <td>ロ 被災宅地危険度判定</td> <td>土木部</td> </tr> <tr> <td>ハ 防災関係施設診断</td> <td>土木部</td> </tr> <tr> <td>ニ 外国人のための通訳</td> <td>経済商工観光部</td> </tr> <tr> <td>ホ 被災者へのメンタルヘルスケア</td> <td>保健福祉部</td> </tr> <tr> <td>ヘ 高齢者、障害者等への介護</td> <td>保健福祉部</td> </tr> <tr> <td>ト その他専門的知識が必要な業務</td> <td>各部局</td> </tr> </tbody> </table>	主な受入れ項目	担当部局	イ 救護所等での医療、看護、保健予防	保健福祉部	ロ 被災宅地危険度判定	土木部	ハ 防災関係施設診断	土木部	ニ 外国人のための通訳	経済商工観光部	ホ 被災者へのメンタルヘルスケア	保健福祉部	ヘ 高齢者、障害者等への介護	保健福祉部	ト その他専門的知識が必要な業務	各部局	<p>津波災害の被害は、応急危険度判定適用外であるため誤記修正</p>
主な受入れ項目	担当部局																																				
イ 救護所等での医療、看護、保健予防	保健福祉部																																				
ロ 被災建築物応急危険度判定	土木部																																				
ハ 被災建築物危険度判定	土木部																																				
ニ 防災関係施設診断	土木部																																				
ホ 外国人のための通訳	経済商工観光部																																				
ヘ 被災者へのメンタルヘルスケア	保健福祉部																																				
ト 高齢者、障害者等への介護	保健福祉部																																				
チ その他専門的知識が必要な業務	各部局																																				
主な受入れ項目	担当部局																																				
イ 救護所等での医療、看護、保健予防	保健福祉部																																				
ロ 被災宅地危険度判定	土木部																																				
ハ 防災関係施設診断	土木部																																				
ニ 外国人のための通訳	経済商工観光部																																				
ホ 被災者へのメンタルヘルスケア	保健福祉部																																				
ヘ 高齢者、障害者等への介護	保健福祉部																																				
ト その他専門的知識が必要な業務	各部局																																				

宮城県地域防災計画 [津波災害対策編] 新旧対照表 (案)

頁	現行 (平成 27 年 2 月)	修正後	備考
320	<p style="text-align: center;"><b>第 4 章 災害復旧・復興対策</b></p> <p><b>第 1 節 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第 3 災害復旧計画</b></p> <p>3 事業の実施</p> <p>(2) 県、沿岸市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設_の復旧事業_を行い、又は支援する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 4 章 災害復旧・復興対策</b></p> <p><b>第 1 節 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第 3 災害復旧計画</b></p> <p>3 事業の実施</p> <p>(2) 県、沿岸市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設等の復旧事業及び災害廃棄物の処理事業を行い、又は支援する。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
323	<p><b>第 2 節 生活再建支援</b></p> <p><b>第 2 罹災証明書の交付</b></p> <p>(略)</p> <p>県は、沿岸市町で実施する_____被害認定や罹災証明書の交付業務に_____</p> <p>_____必要となる職員の派遣や技術的な支援を行う。_____</p> <p>_____</p>	<p><b>第 2 節 生活再建支援</b></p> <p><b>第 2 罹災証明書の交付</b></p> <p>(略)</p> <p>県は、沿岸市町で実施する住家等の被害認定や罹災証明書の交付業務について、被害の規模と比較して被災沿岸市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な 職員の派遣や技術的な支援を行うとともに、被害が複数の沿岸市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災沿岸市町間の調整を図るものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
331	<p><b>第 3 節 住宅復旧支援</b></p> <p><b>第 3 住宅の建設等</b></p> <p>(4) 生活維持の支援</p> <p>県_____は、復興過程の被災者については、応急仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。</p> <p>(新設)</p>	<p><b>第 3 節 住宅復旧支援</b></p> <p><b>第 3 住宅の建設等</b></p> <p>(4) 生活維持の支援</p> <p>県及び沿岸市町は、復興過程の被災者については、応急仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。</p> <p>(5) 計画的な恒久住宅への移行</p> <p>県及び沿岸市町は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。</p>	<p>表現修正</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>



宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考
3	<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総則</b></p> <p><b>第 1 節 計画の目的と構成</b></p> <p><b>第 5 基本方針</b></p> <p>6 二次災害の防止</p> <p>大規模災害の発生時においては、余震又は降雨等による水害・土砂災害、災害による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。</p> <p>これを防止するため、二次災害を防止する体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等_____に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総則</b></p> <p><b>第 1 節 計画の目的と構成</b></p> <p><b>第 5 基本方針</b></p> <p>6 二次災害の防止</p> <p>大規模災害の発生時においては、余震又は降雨等による水害・土砂災害、災害による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。</p> <p>これを防止するため、二次災害を防止する体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等(火山災害においては火山活動状況の監視、観測施設等を含む。)に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
6	<p><b>第 2 節 各機関の役割と業務大綱</b></p> <p><b>第 3 各機関の役割</b></p> <p>7 企業</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割_____を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化_____などに加え、災害時の緊急時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画(B C P)を策定・運用するよう努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保を行うなど事業継続力の向上に努める。</p> <p>また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。</p>	<p><b>第 2 節 各機関の役割と業務大綱</b></p> <p><b>第 3 各機関の役割</b></p> <p>7 企業</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、<u>地域貢献・地域との共生</u>)を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・<u>耐浪化</u>などに加え、災害時の緊急時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画(B C P)を策定・運用するよう努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保を行うなど事業継続力の向上に努める。</p> <p>また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
9	<p><b>第 4 防災機関の業務大綱</b></p> <p>市町村（6）避難の指示、勧告及び<u>避難準備情報の発表並びに避難所</u>の開設</p>	<p><b>第 4 防災機関の業務大綱</b></p> <p>市町村（6）避難の指示、勧告及び<u>避難準備情報の発表並びに避難所等</u>の開設</p>	<p>市町村の役割に避難準備情報の発表を追加</p>
13	<p><b>【指定公共機関】</b></p> <p><u>ソフトバンクテレコム株式会社</u></p> <p><u>ソフトバンクモバイル株式会社</u></p>	<p><b>【指定公共機関】</b></p> <p><u>ソフトバンク株式会社</u></p>	<p>社名の変更</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
17	<p><b>第3節 県の概況</b>  <b>第2 地勢</b>  <b>4 気象</b>  宮城県は、西に奥羽山脈がそびえ、東は北上高地の南端となる牡鹿半島が突出し、その間には仙台平野が広がる。また、東に広がる三陸沖では、日本の南の太平洋を北上する暖かい黒潮と千島列島に沿って南下する冷たい親潮が接触する。</p> <p>このため、春は、寒暖の変動を繰り返しながら暖かくなり、桜前線が北上する。梅雨の時期は天気ぐずつき、ヤマセによる低温や梅雨末期に大雨となることがあり、梅雨明け後は蒸し暑い夏となる。そして秋は空が高く感じられる秋晴れとなるが、秋雨前線や台風の襲来により大雨となることもある。</p> <p>（略）</p> <p>夏（6～8月）のうち、6月中旬から7月下旬の期間は梅雨期（東北南部の平年の梅雨入りは6月12日頃、平年の梅雨明けは7月25日頃）となる。</p> <p>オホーツク海高気圧が停滞するとヤマセと呼ばれる湿った冷たい東よりの風の影響により、曇りや雨のぐずついた天気が続く。梅雨前線の影響により大雨となることがある。また、7月下旬から8月上旬にヤマセが続くと、低温と日照不足により稲の生育に大きく影響する。梅雨が明けると太平洋高気圧に覆われて晴天が続く、気温が高くなる。</p> <p>（略）</p> <p>冬（12～2月）は、大陸から張り出す高気圧と、千島方面に発達した低気圧がある。西高東低の冬型の気圧配置が現れる。西よりの風が強く吹き、日本海から流れ込む雪雲は奥羽山脈を越えて山沿いで雪を降らせる。平野は晴れて乾燥した日が続くが、本州の南岸を通る低気圧などにより大雪となることがある。</p>	<p><b>第3節 県の概況</b>  <b>第2 地勢</b>  <b>4 気象</b>  宮城県は、西に奥羽山脈がそびえ、東は北上高地の南端となる牡鹿半島が突出し、その間には仙台平野が広がる。また、東に広がる三陸沖では、日本の南の黒潮からの暖水と千島列島に沿って南下する親潮からの冷水が複雑に入り混じった海域（混合域）となっている。</p> <p>春は、寒暖の変動を繰り返しながら暖かくなり、桜前線が北上する。梅雨の時期は天気ぐずつき、ヤマセによる低温や梅雨末期に大雨となることがあり、梅雨明け後は蒸し暑い夏となる。そして秋は空が高く感じられる秋晴れとなるが、秋雨前線や台風の襲来により大雨となることもある。</p> <p>（略）</p> <p>夏（6～8月）のうち、6月中旬から7月下旬の期間は梅雨期（東北南部の平年の梅雨入りは6月12日頃、平年の梅雨明けは7月25日頃）となり、梅雨前線の影響により大雨となることがある。日本の北にあるオホーツク海高気圧から冷たく湿った東よりの風（ヤマセ）が吹き付けることがあり、オホーツク海高気圧が停滞するとヤマセの影響により、曇りや雨のぐずついた天気が続く。</p> <p>また、7月下旬から8月上旬にヤマセが続くと、低温と日照不足により稲の生育に大きく影響する。梅雨が明けると太平洋高気圧に覆われて晴天が続く、気温が高くなる。</p> <p>（略）</p> <p>冬（12～2月）は、大陸から張り出す高気圧と、千島方面に発達した低気圧がある。西高東低の冬型の気圧配置が現れる。西よりの風が強く吹き、日本海から流れ込む雪雲は奥羽山脈を越えて山沿いで雪を降らせる。平野は晴れて乾燥した日が続くが、本州の南岸を通る低気圧などにより大雪となることがある。</p>	<p>厳密には黒潮と親潮は接していないため修正</p> <p>「このためを」用いると先述の記載のみが影響の様に見えるため削除</p> <p>梅雨前線とヤマセの影響をわけて記載</p> <p>修正前の記述では「高気圧と冬型の気圧配置が現れる」とも読めるため修正</p>
18	<p><b>7 交通</b>  <b>(1) 道路</b>  本県の道路網は、東北縦貫自動車道及び常磐、三陸縦貫自動車道を主軸とし、東北地方各県及び関東地方を連絡する国道4号、6号、45号などの一般国道(1,363.3km)、さらに、県内主要都市相互を連絡する主要地方道(1,185.7km)、一般県道(1,125.5km)及び地域住民の日常生活に密着した市町村道(21,286.2km)で構成されており、総延長は平成25年3月末現在で24,960.7kmとなっている。</p>	<p><b>7 交通</b>  <b>(1) 道路</b>  本県の道路網は、東北縦貫自動車道及び常磐、三陸縦貫自動車道を主軸とし、東北地方各県及び関東地方を連絡する国道4号、6号、45号などの一般国道(1,380.0km)、さらに、県内主要都市相互を連絡する主要地方道(1,175.3km)、一般県道(1,127.6km)及び地域住民の日常生活に密着した市町村道(21,248.9km)で構成されており、総延長は平成26年3月末現在で24,931.8kmとなっている。</p>	<p>時点修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考
19	<p>(2) 鉄 道                      県内の鉄道網は、JR線については東北新幹線、東北本線、常磐線の3路線が南北に走り、仙石線等(仙石東北ラインを含む)6路線が、仙台市、大崎市を中心に東西に走っている。営業キロは平成16年3月末現在で新幹線124.8km、在来線406.3kmに及んでいる。</p> <p>また、その他の私鉄については、県南部に、阿武隈急行線(県内営業キロ25.5km)、県中部に、仙台空港線(営業キロ7.1km)、地下鉄については、仙台市内に南北線(営業キロ14.8km)、東西線(営業キロ13.9km)が走っている(平成27年12月6日現在)。</p> <p>(3) 空 港                      仙台空港は、東北地方の拠点空港として重要な役割を果たしている。</p> <p>平成26年11月現在、国内定期便は、国内8都市(札幌、成田、小松、名古屋、大阪、広島、福岡、沖縄)、国際定期便は、海外8都市(ソウル、グアム、ホノルル、北京、大連、上海、長春、台北)への路線が開設されている。</p> <p>なお、平成25年における輸送実績は、旅客数が307万6千人、貨物量は6千トンであった。</p> <p>(4) 港 湾                      本県の港湾は、国際拠点港湾として仙台塩釜港(仙台港区、塩釜港区、石巻港区、松島港区)及び地方港湾として気仙沼港、女川港など7港がある。</p> <p>港湾における取扱貨物量は平成22年で4,061万トン、うち外国貿易貨物取扱量は1,285万トンである。</p>	<p>(2) 鉄 道                      県内の鉄道網は、JR線については東北新幹線、東北本線、常磐線の3路線が南北に走り、仙石線(松島接続線を含む)等6路線が、仙台市、美里町を中心に東西に走っている。営業キロは平成27年5月末現在で新幹線124.8km、在来線423.7kmに及んでいる。</p> <p>また、その他の私鉄については、県南部に、阿武隈急行線(県内営業キロ25.5km)、県中部に、仙台空港線(営業キロ7.1km)、仙台市地下鉄については、仙台市内に南北線(営業キロ14.8km)、東西線(営業キロ13.9km)が走っている(平成27年12月6日現在)。</p> <p>(3) 空 港                      仙台空港は、東北地方の拠点空港として重要な役割を果たしている。</p> <p>平成27年11月現在、国内定期便は、国内8都市(札幌、成田、小松、名古屋、大阪、広島、福岡、沖縄)、国際定期便は、海外5都市(ソウル、グアム、北京、上海、台北)への路線が開設されている。</p> <p>なお、平成26年における輸送実績は、旅客数が324万、貨物量は6千トンであった。</p> <p>(4) 港 湾                      本県の港湾は、国際拠点港湾として仙台塩釜港(仙台港区、塩釜港区、石巻港区、松島港区)及び地方港湾として気仙沼港、女川港など7港がある。</p> <p>港湾における取扱貨物量は平成25年で4,533万トン、うち外国貿易貨物取扱量は1,286万トンである。</p>	<p>時点修正</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考
24	<p style="text-align: center;"><b>第 2 章 災害予防対策</b></p> <p><b>第 1 節 風水害等に強い県土づくり</b></p> <p><b>第 1 水害予防対策</b></p> <p>3 県土保全事業施行</p> <p>(2) 河川改修事業</p> <p>(略)</p> <p>イ 一級河川の事業実施基本方針</p> <p>(略)</p> <p>ロ 二級河川の事業実施基本方針</p> <p>ハ 水害に強いまちづくりモデル事業</p> <p>昭和 61 年 8 月、壊滅的な水害を受けた吉田川流域の鹿島台町、大郷町、松島町において、全国初の取組として、洪水はん濫の拡大の防止及び緊急時の救援等の迅速化を図ることを目的に、国道 346 号バイパス計画との共同事業により、二線堤を設置するとともに、緊急避難地を兼ねる総合的な水防拠点の整備を図り、水害に強いまちづくりを進める。</p> <p>9 浸水想定区域の指定</p> <p>(略)</p> <p>東北地方整備局及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川において、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</p> <p><b>第 3 土砂災害予防対策</b></p> <p>3 土砂災害防止対策の推進</p> <p>(1) 土砂災害危険箇所の調査把握</p> <p>県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域を把握して基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に努める。</p> <p>県は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該区域について以下の措置を講じる。</p> <p>イ 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 2 章 災害予防対策</b></p> <p><b>第 1 節 風水害等に強い県土づくり</b></p> <p><b>第 1 水害予防対策</b></p> <p>3 県土保全事業施行</p> <p>(2) 河川改修事業</p> <p>(略)</p> <p>イ 一級水系の河川整備基本方針等</p> <p>(略)</p> <p>ロ 二級水系の河川整備基本方針等</p> <p>ハ 水害に強いまちづくりモデル事業</p> <p>昭和 61 年 8 月、壊滅的な水害を受けた吉田川流域の鹿島台町、大郷町、松島町において、全国初の取組として、洪水はん濫の拡大の防止及び緊急時の救援等の迅速化を図ることを目的に、国道 346 号バイパスとの共同事業により、二線堤を設置するとともに、緊急避難地を兼ねる総合的な水防拠点の整備を図り、水害に強いまちづくりを進める。</p> <p>9 浸水想定区域の指定</p> <p>(略)</p> <p>東北地方整備局及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川において、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</p> <p><b>第 3 土砂災害予防対策</b></p> <p>3 土砂災害防止対策の推進</p> <p>(1) 土砂災害危険箇所の調査把握</p> <p>県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域を把握して基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に努める。</p> <p>また、県は土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するとともに、基礎調査を完了させる実施目標を設定し、定期的に進捗状況を国土交通省に報告する。</p> <p>(後段に移記)</p>	<p>基本方針の名称修正</p> <p>供用開始に伴い計画の文言を削除</p> <p>その他省令で定める事項も含むため等の文言を追加</p> <p>基礎調査完了の実施目標設定の反映 表題と内容が一</p>
25			
26			
31			

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考
32	<p><u>ロ 建築基準法に基づく建築物の構造規制</u>  <u>ハ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告</u>  <u>ニ 勧告による移転者への融資、資金の確保</u></p> <p>(2) 土砂災害防止のための啓発活動                      (略)                      市町村は、_____土砂災害警戒区域等、<u>土砂災害を被るおそれのある場所</u>を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、<u>さらには現場への標識・標柱の設置等により_____周辺住民に対し周知徹底を図り、</u>                      _____円滑な警戒避難が行われるよう努める。                      _____</p> <p>(3) 市町村の役割                      市町村長は、土砂災害の警戒避難体制に関して予め下記事項を定めておく。                      イ 市町村地域防災計画において定める事項                      (イ) 雨量情報、土砂災害警戒情報、_____住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p>	<p>(2) 土砂災害防止のための啓発活動                      (略)                      市町村は、<u>土砂災害危険箇所</u>や土砂災害警戒区域等、<u>被害の発生する恐れのある地域</u>を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、_____現場への標識・標柱の設置等により<u>継続的に</u>周辺住民に対し周知徹底を図る。<u>さらに、避難勧告等の発令時や土砂災害の発生時に求められる住民の避難行動について周知徹底を図り、</u>円滑な警戒避難が行われるよう努める。  <u>仙台管区気象台は、県、市町村その他の防災関係機関や報道機関と連携し、土砂災害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これに係る防災気象情報の解説及び住民への精確な知識の普及啓発に努める。</u></p> <p>(3) 市町村の役割                      市町村長は、土砂災害の警戒避難体制に関して予め下記事項を定めておく。                      イ 市町村地域防災計画において定める事項                      (イ) 雨量情報、土砂災害警戒情報、<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p>	<p>致しないため削除し、(4)に移記</p> <p>土砂災害警戒避難ガイドラインの改定の反映</p> <p>気象台の役割を明記</p> <p>記述の統一</p>



宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考
33	<p>5 急傾斜地崩壊防止施設 (略)</p> <p>本県のがけ崩れ危険箇所は、主に都市部又は都市周辺に集中しているが、山村集落や沿岸集落にも散在している。現在、危険箇所 4,964 箇所のうち、急傾斜地崩壊危険地区として <u>365</u> 箇所(<u>481.598</u>ha)を指定しているに及んでいる。</p>	<p>5 急傾斜地崩壊防止施設 (略)</p> <p>本県のがけ崩れ危険箇所は、主に都市部又は都市周辺に集中しているが、山村集落や沿岸集落にも散在している。現在、危険箇所 4,964 箇所のうち、急傾斜地崩壊危険地区として <u>370</u> 箇所(<u>483.525</u>ha)を指定しているに及んでいる。</p>	時点修正
34	<p>6 砂防設備</p> <p>県は、荒廃溪流を対象にダム工、流路工等の砂防設備を重点的に整備し、土砂災害の防止に努める。また、3,413 箇所<sup>の</sup>土石流危険溪流での着手率が 17%と低いことから、砂防設備の整備とともに警戒、避難体制の早期確立を図るよう、土砂災害警戒区域等の指定を実施している。</p> <p>なお、本県における砂防法(明治 30 年法律第 29 号)に基づく砂防指定地は、<u>1,502</u> 箇所(約 <u>7,118</u>ha)が指定されている。</p>	<p>6 砂防設備</p> <p>県は、荒廃溪流を対象にダム工、流路工等の砂防設備を重点的に整備し、土砂災害の防止に努める。また、3,413 箇所<sup>の</sup>土石流危険溪流での着手率が 17%と低いことから、砂防設備の整備とともに警戒、避難体制の早期確立を図るよう、土砂災害警戒区域等の指定を実施している。</p> <p>なお、本県における砂防法(明治 30 年法律第 29 号)に基づく砂防指定地は、<u>1,505</u> 箇所(約 <u>7,228</u>ha)が指定されている。</p>	時点修正
	<p><b>第 5 風雪害予防対策</b></p>	<p><b>第 5 風雪害予防対策</b></p>	
37	<p>2 現況</p> <p>本県において積雪が多いのは山沿い北部で、積雪観測点においてこれまでに最も多くの積雪を観測したのは栗駒(駒ノ湯)(統計期間 1983 年 10 月～1997 年 4 月)であり、その値は 252cm(1996 年 3 月 16 日)である(<u>2014</u> 年 <u>11</u> 月現在)。</p> <p>また、仙台(仙台管区气象台)における風の観測では、最大風速(統計期間 1926 年 10 月～)の極値は 24.0m/s(1997 年 3 月 11 日)、最大瞬間風速(統計期間 1937 年 1 月～)の極値は 41.2m/s(1997 年 3 月 11 日)で、年間最多風向は北北西(平年値:統計期間 1990 年～2010 年)、日最大風速が 10m/s 以上の年間日数は 54.2 日(平年値:統計期間 1981 年～2010 年)となっている(<u>2014</u> 年 <u>11</u> 月現在)。</p>	<p>2 現況</p> <p>本県において積雪が多いのは山沿い北部で、積雪観測点においてこれまでに最も多くの積雪を観測したのは栗駒(駒ノ湯)(統計期間 1983 年 10 月～1997 年 4 月)であり、その値は 252cm(1996 年 3 月 16 日)である(<u>2015</u> 年 <u>9</u> 月現在)。</p> <p>また、仙台(仙台管区气象台)における風の観測では、最大風速(統計期間 1926 年 10 月～)の極値は 24.0m/s(1997 年 3 月 11 日)、最大瞬間風速(統計期間 1937 年 1 月～)の極値は 41.2m/s(1997 年 3 月 11 日)で、年間最多風向は北北西(平年値:統計期間 1990 年～2010 年)、日最大風速が 10m/s 以上の年間日数は 54.2 日(平年値:統計期間 1981 年～2010 年)となっている(<u>2015</u> 年 <u>9</u> 月現在)。</p>	時点修正
	<p>3 除雪体制等の整備 (略)</p> <p>また、道路管理者は雪崩、地吹雪等によりたびたび通行止めが発生する箇所については、雪崩防止柵や防雪柵 _____ 等の施設を整備する。</p>	<p>3 除雪体制等の整備 (略)</p> <p>また、道路管理者は雪崩、地吹雪等によりたびたび通行止めが発生する箇所については、雪崩防止柵や防雪柵、<u>スノージェット</u>等の施設を整備する。</p>	防災基本計画の修正の反映



宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考
44	<p>第 7 火山災害予防対策</p> <p>3 防災事業等の推進</p> <p>(1) 防災体制の整備等</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第 7 火山災害予防対策</p> <p>3 防災事業等の推進</p> <p>(1) 防災体制の整備等</p> <p><u>イ 火山防災協議会</u></p> <p><u>県及び関係市町は、国、公共機関、火山専門家等、その他観光関係団体と連携し、噴火時等の避難体制等の検討を共同で行うための協議会等(以下「火山防災協議会」という。)を設置するなど、平常時から相互に連携し、防災体制を整備するよう努める。また、必要に応じて、検討事項ごとに部会を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備に努める。</u></p> <p><u>また、火山防災協議会は、以下の事項について協議し、その構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。</u></p> <p><u>(イ) 噴火シナリオ(噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列で示したもの)</u></p> <p><u>(ロ) 火山ハザードマップ</u></p> <p><u>(ハ) 噴火警戒レベル</u></p> <p><u>(ニ) 具体的な避難計画</u></p> <p><u>(ホ) 観光客等への情報発信方策</u></p> <p><u>(ヘ) 避難手段や避難経路の確保方策(退避施設の必要性の検討を含む)</u></p> <p><u>(ト) 情報伝達の充実方策</u></p> <p><u>(チ) 火山活動情報の収集・提供</u></p> <p><u>(リ) その他関係者と連携した取組み</u></p> <p><u>また、火山防災協議会は、登山者や旅行者を想定した訓練を実施し、宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加についても推進するとともに、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図る。</u></p>	<p>火山防災協議会 について明記</p>
44	<p><u>イ 県</u></p> <p>県は、国、市町村、公共機関、火山専門家等と連携し、噴火時等の避難体制等の検討を共同で行うための協議会等(以下「火山防災協議会」という。)を設置するなど、平常時から相互に連携し、防災体制を整備するよう努める。また、必要に応じて、検討事項ごとに部会(コアグループ等)を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備に努める。</p> <p><u>また、必要に応じて次の事業等の推進を図る。</u></p> <p><u>(イ) 避難施設(退避舎、退避壕等)の整備</u></p> <p><u>(ロ) 防災のための農林水産業経営施設の整備</u></p>	<p><u>ロ 県</u></p> <p><u>(イ) 防災知識の普及啓発</u></p> <p><u>県は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに、噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知する。</u></p> <p><u>(ロ) 登山者等に対する防災知識の普及啓発</u></p> <p><u>県は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図るとともに、火山防災マップ等を通じて、火山災害につい</u></p>	<p>記述の統一</p>



宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考
45	<p><u>(ハ) 治山治水事業(県土木部火山砂防事業含む)</u></p> <p><u>(ニ) 河川の水質汚濁防止措置</u></p> <p><u>(ホ) 火山現象の調査、研究の成果の普及</u></p> <p><u>(ヘ) 市町村が行う事業等に対する必要な助言又は指導</u></p>	<p><u>ての知識の普及を図る。</u></p> <p><u>(ハ) 登山者等への情報伝達・情報把握</u>  <u>県は、登山者等への噴火警報等の伝達をより確実にするため、サイレン、緊急速報メール、レストハウスの管理者等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。</u>  <u>また、県は、火山現象の発生時における登山者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山者等に関する情報の把握に努めなければならない。</u></p> <p><u>(ニ) 降灰対策</u>  <u>県は、噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努めるものとする。</u></p>	記述の統一
45	<p><u>ロ 市町村</u></p> <p>市町村は、火山防災協議会における検討を通じ、それぞれの火山の特質を考慮しつつ、下記の実施に努める。</p> <p>また、火山災害による被害を防止又は軽減するため、県に準じ必要な事業等を推進する。</p> <p><u>(イ) 複数の噴火シナリオの作成</u></p> <p><u>(ロ) 噴火現象が到達する可能性がある危険区域を表記した火山ハザードマップの整備</u></p> <p><u>(ハ) 火山ハザードマップに、噴火警報等(噴火警戒レベルを含む。以下同じ。)の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等の作成・配布や火山防災エキスパート等の有識者による研修等及び火山災害遺構であるジオパークを通じた防災知識の普及啓発</u></p> <p><u>(ニ) 地域の実情に応じた、災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置</u></p> <p><u>(ホ) 避難場所、避難路のあらかじめの指定と日頃からの住民への周知徹底</u></p> <p><u>(ヘ) 噴火警戒レベルの導入に向けての防災対応や避難対象地域の設定、避難開始時期や避難対象地域、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画の作成及び訓練</u></p>	<p><u>△ 市町村</u></p> <p><u>(イ) 防災知識の普及</u>  <u>関係市町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知する。</u>  <u>また、火山ハザードマップ、火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成・配布し、研修を実施するなど防災知識の普及啓発に努める。</u></p> <p><u>(ロ) 登山者等に対する防災知識の普及啓発</u>  <u>市町村は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図るとともに、火山防災マップ等を通じて、火山災害についての知識の普及を図る。</u></p> <p><u>(ハ) 登山者等への情報伝達・情報把握</u>  <u>関係市町は、登山者等への噴火警報等の伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登山口等における掲示など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。</u>  <u>また、市町村は、火山現象の発生時における登山者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山者等に関する情報の把握に努める。</u></p> <p><u>(ニ) 降灰対策</u>  <u>市町村は、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努めるものとする。</u></p>	記述の統一

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
45	<p><u>△</u> 国，大学等の火山監視観測・調査研究機関_____</p> <p>国_____，大学等の火山監視観測・調査研究機関は，各関係機関と連携し，下記の実施に努める。</p> <p>(イ) 噴火や火山現象の発生機構等の調査や，マグマの蓄積状況等の観測に関する研究及び技術開発</p> <p>(ロ) 大規模な降灰の発生，拡散を早期に予測する手法や降灰が経済社会活動に及ぼす影響についての調査研究及び技術開発</p> <p>(ハ) 臨時観測体制を強化する際に活用可能な観測機器の調達・運用体制の整備</p> <p>(ニ) 観測機器や通信手段に障害が発生した場合や，降灰・降雨などの悪条件下においても火山の監視観測体制を維持するための技術開発</p> <p>(ホ) 各火山の観測データの共有化_____</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(ホ)</u> 避難誘導・支援者等の装備の充実</p> <p>市町村は，避難誘導・支援者等が噴火警報等(噴火警戒レベルを含む。)を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や，消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段(移動系無線等)及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。</p> <p><u>三</u> 国，大学等の火山監視観測・調査研究機関</p> <p>国(気象庁等)，大学等の火山監視観測・調査研究機関は，各関係機関と連携し，下記の実施に努める。</p> <p>(イ) 噴火や火山現象の発生機構等の調査や，マグマの蓄積状況等の観測に関する研究及び技術開発</p> <p>(ロ) 大規模な降灰の発生，拡散を早期に予測する手法や降灰が経済社会活動に及ぼす影響についての調査研究及び技術開発</p> <p>(ハ) 臨時観測体制を強化する際に活用可能な観測機器の調達・運用体制の整備</p> <p>(ニ) 観測機器や通信手段に障害が発生した場合や，降灰・降雨などの悪条件下においても火山の監視観測体制を維持するための技術開発</p> <p>(ホ) 各火山の観測データの共有化を進める等により，火山噴火予知研究及び火山観測体制・施設の充実・強化を図る</p> <p><u>(ヘ)</u> 火山活動の評価体制の強化及び高度な専門的知見を有する人材の育成</p>	<p>記述の統一</p> <p>記述の統一</p>
45	<p>(2) 噴火警報等の発表，伝達及び噴火警戒レベル</p> <p>イ 噴火警報等の種類と発表基準</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(イ)</u> 噴火警報</p> <p>仙台管区気象台<u>火山監視・情報センター</u>が，噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石，火砕流，融雪型火山泥流等，短時間で火口周辺や居住地区に到達し，避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に，「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。</p> <p>警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」(又は「噴火警報」)，含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」(又は「火口周辺警報」とし</p>	<p>(2) 噴火警報等の発表，伝達及び噴火警戒レベル</p> <p>イ 噴火警報等の種類と発表基準</p> <p><u>(イ)</u> 噴火速報</p> <p>仙台管区気象台が，噴火の発生事実を発表する情報。噴火の発生を確認後<u>迅速に発表し，登山客や火山周辺の居住者等に身を守る行動を促す。ただし，普段から噴火している火山において，普段と同じ規模の噴火が発生した場合や噴火の規模が小さく，噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合は発表しない。</u></p> <p><u>(ロ)</u> 噴火警報</p> <p>仙台管区気象台_____が，噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石，火砕流，融雪型火山泥流等，短時間で火口周辺や居住地区に到達し，避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に，「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。</p> <p>警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」(又は「噴火警報」)，含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」(又は「火口周辺警報」とし</p>	<p>平成27年8月の噴火速報運用開始に伴う記述の追加</p> <p>記述の統一</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考																																						
46	<p>て発表する。なお、「噴火警報(居住地域)」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する特別警報に位置づけられる。</p> <p>(ロ) 噴火予報 仙台管区気象台<u>火山監視・情報センター</u>が、噴火警報を解除する場合や、火山活動が静穏(平常)な状態が続く場合に発表する。</p> <p>噴火警報・予報の名称、発表基準等の一覧表 (噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>発表基準</th> <th>警戒事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報</td> <td>居住地域及びそれより火口側</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合</td> <td>居住地域 厳重警戒</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</td> <td>入山危険</td> </tr> <tr> <td>火口から少し離れた所までの火口周辺</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</td> <td>火口周辺 危険</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合</td> <td>平常</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	発表基準	警戒事項等	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 厳重警戒	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺 危険	噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	平常	<p>して発表する。なお、「噴火警報(居住地域)」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する特別警報に位置づけられる。</p> <p>(ハ) 噴火予報 仙台管区気象台_____が、噴火警報を解除する場合や、火山活動が静穏(平常)な状態が続く場合に発表する。</p> <p>噴火警報・予報の名称、発表基準等の一覧表 (噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>発表基準</th> <th>警戒事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報</td> <td>居住地域及びそれより火口側</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合</td> <td>居住地域 厳重警戒</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</td> <td>入山危険</td> </tr> <tr> <td>火口から少し離れた所までの火口周辺</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</td> <td>火口周辺 危険</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合</td> <td>活火山である ことに留意</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	発表基準	警戒事項等	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 厳重警戒	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺 危険	噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	活火山である ことに留意	<p>記述の統一</p>
名称	対象範囲	発表基準	警戒事項等																																						
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 厳重警戒																																						
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険																																						
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺 危険																																						
噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	平常																																						
名称	対象範囲	発表基準	警戒事項等																																						
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 厳重警戒																																						
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険																																						
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺 危険																																						
噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	活火山である ことに留意																																						
46	<p>(ハ) 噴火警戒レベル 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。 各火山の火山防災協議会においては、平常時から噴火時の避難体制等について共同で検討を行い、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定する。_____</p> <p>なお、噴火警戒レベルは、県や市町村の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。平成26年11月現在、宮城県内の活火山については運用されていない。</p>	<p>(三) 噴火警戒レベル 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。 各火山の火山防災協議会においては、平常時から噴火時の避難体制等について共同で検討を行い、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定する。<u>また、噴火警戒レベルの引上げや引き下げの基準については、科学的知見に基づく精査を実施し、火山防災協議会と事前に調整した上で公表する。</u></p> <p>なお、噴火警戒レベルは、県や市町村の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。平成27年11月現在、宮城県内の活火山については運用されていない。</p>	<p>記述の統一</p> <p>時点修正</p>																																						
47	<p>噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等の一覧表 (噴火警戒レベルが運用されている火山の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>発表基準</th> <th>噴火警戒レベル (警戒事項等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報</td> <td>居住地域及びそれよ</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が</td> <td>レベル5</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (警戒事項等)	噴火警報	居住地域及びそれよ	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が	レベル5	<p>噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等の一覧表 (噴火警戒レベルが運用されている火山の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>発表基準</th> <th>噴火警戒レベル (警戒事項等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報</td> <td>居住地域及びそれよ</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が</td> <td>レベル5</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (警戒事項等)	噴火警報	居住地域及びそれよ	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が	レベル5																							
名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (警戒事項等)																																						
噴火警報	居住地域及びそれよ	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が	レベル5																																						
名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (警戒事項等)																																						
噴火警報	居住地域及びそれよ	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が	レベル5																																						

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）				修正後				備考
47	(居住地域) 又は 噴火警報	り火口側	切迫している状態と予想される場合	(避難)	(居住地域) 又は 噴火警報	り火口側	切迫している状態と予想される場合	(避難)	記述の統一
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (避難準備)			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (避難準備)	
	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)	
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)	
	噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	レベル1 (平常)	噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	レベル1 (活火山であることに留意)	
	<p>(三) 降灰予報</p> <p><u>噴煙の火口からの高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。</u></p>				<p>(ホ) 降灰予報</p> <p>① 降灰予報(定時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。</li> <li>噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。</li> <li>18時間先(3時間ごと)までに、噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を明示する。</li> </ul> <p>② 降灰予報(速報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火が発生した火山に対して、直ちに発表。</li> <li>発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を明示する。</li> </ul> <p>③ 降灰予報(詳細)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表。</li> <li>降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表。</li> <li>噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や市町村ごとの降灰開始時刻を明示する。</li> </ul>				記述の統一
	<p>(ホ) 火山現象に関する情報等</p> <p>噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、仙台管区気象台が発表する。</p>				<p>(ハ) 火山現象に関する情報等</p> <p>噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、仙台管区気象台が発表する。</p>				記述の統一

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考
48	<p>① 火山の状況に関する解説情報 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。 <u>(新設)</u></p> <p>② 火山活動解説資料 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。</p> <p>③ 週間火山概況 過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。</p> <p>④ 月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況等や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。</p> <p>⑤ 噴火に関する火山観測報 噴火が発生した場合に、その発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。</p> <p>ロ 噴火警報等の<u>通報</u>及び伝達</p> <p>(イ) <u>噴火警報</u></p> <p>a 通報及び伝達の内容</p> <p>(a) 仙台管区气象台 火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、火山現象に関する<u>警報</u>を知事に<u>通報</u>及び伝達する。</p> <p>(b) 宮城県 仙台管区气象台から<u>通報</u>及び伝達を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係者に対し、必要な通報又は要請をする。</p> <p>(c) 市町村 知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関<u>及び住民</u>その他関係のある公私の団体に伝達する。 この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告をする。</p> <p>b 通報及び伝達の系統 噴火警報の通報及び伝達は、噴火警報等伝達系統図による。</p>	<p>① 火山の状況に関する解説情報 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。 <u>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示する。</u></p> <p>② 火山活動解説資料 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。</p> <p>③ 週間火山概況 過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。</p> <p>④ 月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況等や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。</p> <p>⑤ 噴火に関する火山観測報 噴火が発生した場合に、その発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。</p> <p>ロ 噴火警報等の<u>通知</u>及び伝達</p> <p>(イ) <u>噴火警報等(噴火速報・臨時の解説情報を含む)</u></p> <p>a 通報及び伝達の内容</p> <p>(a) 仙台管区气象台 火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、火山現象に関する<u>警報等</u>を知事に<u>通知</u>及び伝達する。</p> <p>(b) 宮城県 仙台管区气象台から<u>通知</u>及び伝達を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係者に対し、必要な通報又は要請をする。</p> <p>(c) 市町村 知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関、<u>住民及び登山者</u>その他関係のある公私の団体に伝達する。 この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告をする。</p> <p>b 通報及び伝達の系統 噴火警報の通報及び伝達は、噴火警報等伝達系統図による。</p>	<p>記述の統一</p> <p>記述の統一</p> <p>活火山法の一部 改正の反映</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考
48	<p>(ロ) 噴火予報 噴火予報の伝達は、噴火警報等伝達系統図による。</p>	<p>(ロ) 噴火予報 噴火予報の伝達は、噴火警報等伝達系統図による。</p>	
49	<p>(3) 異常現象発見の通報 火山に関する異常な現象を発見した者は、直ちに市町村長又は警察官に通報するものとし、通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市町村長に通報し、市町村長は、速やかに仙台管区気象台を含む関係機関に<u>伝達</u>する。 (略)</p> <p>(4) 二次災害の防止 県及び市町村は、降灰後の降雨等に伴う土砂災害等の二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進する。 また、<u>国</u>は、火山噴火に伴う降灰等に起因する土石流によって被害が及ぶおそれがある区域、時期について想定し、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報として、知事及び関係市町村長に通知するとともに、一般に周知する。 <u>(新設)</u></p>	<p>(3) 異常現象発見の通報 火山に関する異常な現象を発見した者は、直ちに市町村長又は警察官に通報するものとし、通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市町村長に通報し、市町村長は、速やかに仙台管区気象台を含む関係機関に<u>通報</u>する。 (略)</p> <p>(4) 二次災害の防止 県及び市町村は、降灰後の降雨等に伴う土砂災害等の二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進する。 また、<u>東北地方整備局</u>は、火山噴火に伴う降灰等に起因する土石流によって被害が及ぶおそれがある区域、時期について想定し、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報として、知事及び関係市町村長に通知するとともに、一般に周知する。 <u>また、国及び県は、火山噴火により火砕流、溶岩流、泥流等の大規模土砂流出に伴う被害の拡大防止のため、無人化施工等により実施される緊急工事、必要な資機材の調達、ハザードマップの開示等を速やかに行うものとする。</u></p>	<p>記述の統一</p> <p>記述の統一</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
50	<p style="text-align: center;"><b>噴火警報等伝達系統図</b></p> <p style="text-align: center;">仙台管区气象台</p> <p style="text-align: center;">注)二重枠の機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先 注)二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路</p>	<p style="text-align: center;"><b>噴火警報等伝達系統図</b></p> <p style="text-align: center;">仙台管区气象台</p> <p style="text-align: center;">注)二重枠の機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先 注)二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路</p>	表現修正







宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
	<p>② 避難行動に関する知識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと <u>(新設)</u></li> <li>・ 各地域における _____ 避難 _____ 及び避難路に関する知識 <u>など</u> <u>(新設)</u></li> </ul> <p>③ 家庭内での予防・安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ _____ 3日分 _____ の食料, 飲料水, 携帯トイレ, _____ トイレレットペーパー等の備蓄</li> <li>・ 非常持出品(救急箱, 懐中電灯, ラジオ, 乾電池等)の準備</li> <li>・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策</li> <li>・ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備</li> <li>・ 出火防止等の対策の内容 など</li> <li>・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること</li> </ul> <p>④ 災害時にとるべき行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣の人々と協力して行う救助活動</li> <li>・ 自動車運行の自粛</li> <li>・ 警報等発表時や避難指示, 避難勧告, 避難準備情報の発令時に取るべき行動</li> <li>・ _____ 避難場所 _____ での行動 など</li> </ul> <p>⑤ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正確な情報入手の方法</li> <li>・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</li> <li>・ 災害時の家族内の連絡体制 _____ の確保</li> <li>・ 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」 など</li> </ul>	<p>② 避難行動に関する知識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと</li> <li>・ <u>指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の近隣の退避場所への避難や屋内退避</u></li> <li>・ 各地域における <u>災害種別毎の避難場所</u> 及び避難路に関する知識 _____</li> <li>・ <u>各地域における避難勧告等の伝達方法</u> など</li> </ul> <p>③ 家庭内での予防・安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>「最低3日間, 推奨一週間」</u>の食料, 飲料水, 携帯トイレ, <u>簡易トイレ</u>, トイレレットペーパー等の備蓄</li> <li>・ 非常持出品(救急箱, 懐中電灯, ラジオ, 乾電池等)の準備</li> <li>・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策</li> <li>・ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備</li> <li>・ 出火防止等の対策の内容 など</li> <li>・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること</li> </ul> <p>④ 災害時にとるべき行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣の人々と協力して行う救助活動</li> <li>・ 自動車運行の自粛</li> <li>・ 警報等発表時や避難指示, 避難勧告, 避難準備情報の発令時に取るべき行動</li> <li>・ <u>様々な条件下(家屋内, 路上, 自動車運転中等)でとるべき行動, 避難場所や避難所</u>での行動 など</li> </ul> <p>⑤ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正確な情報入手の方法</li> <li>・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</li> <li>・ 災害時の家族内の連絡体制等<u>(連絡方法や避難ルールの取決め等)</u>の確保</li> <li>・ 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」 など</li> </ul>	<p>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(「以下避難勧告等ガイドラインという」)の反映</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>
64	<p>第4 県民の取組 (略)</p> <p>また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、災害時には、初期消火 _____, 近隣の負傷者 _____ を救助するなどの、防災への寄与に努める。</p>	<p>第4 県民の取組 (略)</p> <p>また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、災害時には、初期消火 <u>を行う</u>, 近隣の負傷者 <u>及び避難行動要支援者を助ける</u>などの、防災への寄与に努める。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

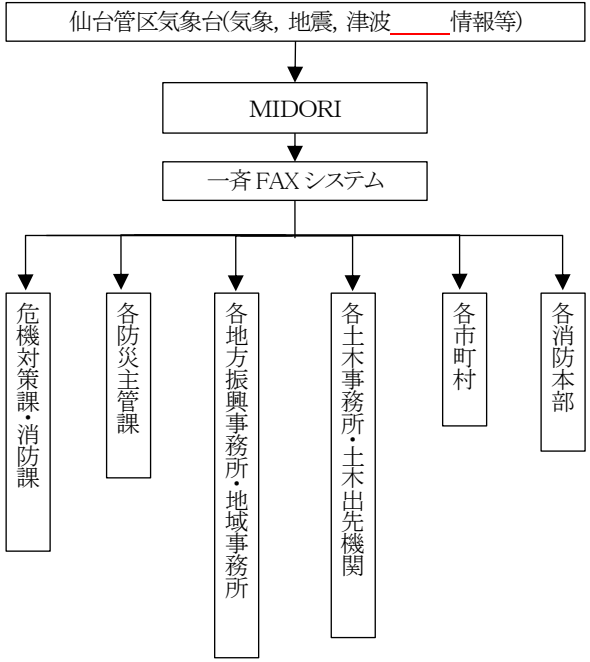
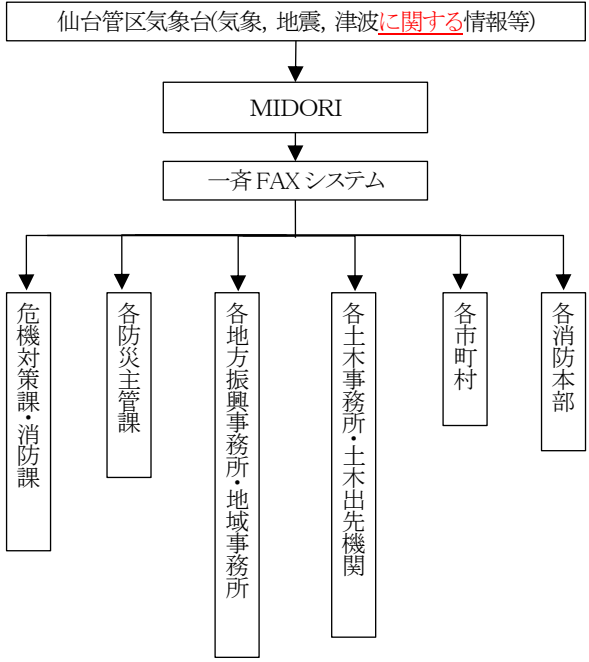
頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
	<p>1 食料・飲料水等の備蓄 概ね3日_____分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。</p>	<p>1 食料・飲料水等の備蓄 「最低3日間、推奨1週間」分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
67	<p><b>第6節 防災訓練の実施</b> <b>第2 防災訓練の実施とフィードバック</b> 3 目的及び内容の明確な設定 防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、災害及び被害の想定_____を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。</p>	<p><b>第6節 防災訓練の実施</b> <b>第2 防災訓練の実施とフィードバック</b> 3 目的及び内容の明確な設定 防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、災害及び被害の想定(火山災害の場合は、噴火シナリオや火山ハザードマップ等を活用する。事故災害の場合は事故の想定を含む。)を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
80	<p><b>第9節 企業等の防災対策の推進</b> <b>第2 企業等の役割</b> 1 企業等の活動 (2) 事業継続上の取組の実施 企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化_____, 予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等_____を行うなど、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。 特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業_は、県及び市町村が実施する企業_との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。 <b>(3) 事業継続計画(BCP)の策定</b> 事業継続計画(BCP)においては、災害発生後の緊急時対応(人命救助、安否・安全確認等)と復旧対応(片付け、施設・設備復旧等)を峻別し、規定するとともに、平常時から継続して対応すべき業務についても配慮する。 <b>(4) 帰宅困難者対策の実施</b> 災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合_____</p>	<p><b>第9節 企業等の防災対策の推進</b> <b>第2 企業等の役割</b> 1 企業等の活動 (2) 事業継続上の取組の実施 企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。 特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び市町村が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。 <b>(削除)</b> <b>(3) 帰宅困難者対策の実施</b> 災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合(火山災害において降灰の影響を</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>BCPの策定に等については、(2)「事業継続上の取組の実施」において記載済み、内容重複のため削除 防災基本計画修正の反映</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
	<p>_____，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講じるよう努める。</p> <p>(5) 地下街・要配慮者利用施設・大規模工場等における避難確保・浸水防止対策の実施</p>	<p><u>受けている場合を含む</u>），自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講じるよう努める。</p> <p>(4) 地下街・要配慮者利用施設・大規模工場等における避難確保・浸水防止対策の実施</p>	
<p>87</p> <p>87</p>	<p><b>第10節 情報通信網の整備</b></p> <p><b>第2 県における災害通信網の整備</b></p> <p>8 非常通信体制の整備</p> <p>(2) 重要機関・部局との連絡体制の確保</p> <p>県は、消防庁など重要機関との連絡網について、ふくそうなどの影響をうけない連絡手段を確保するよう努めるとともに、初動時に通信確保の必要性が特に高い部局や求められる_____台数等について、通信事業者等からの<u>衛星携帯電話等の</u>調達や関係部局への配布リストを事前に整理するなど、通信体制の確保に努める_____。</p> <p>(略)</p> <p>10 地域住民等に対する通信手段の整備</p> <p>(2) 情報伝達手段の確保</p> <p>県は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、_____ <u>Lアラート</u> を介し、NHK、民間放送、ケーブルテレビ(CATV)、ラジオ(コミュニティFMを含む。)等のメディアの活用を図るほか、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ツイッターなどのソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。</p> <p>11 非常用電源の確保</p> <p>県は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に_____ 堅固な場所への設置等に努める。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第10節 情報通信網の整備</b></p> <p><b>第2 県における災害通信網の整備</b></p> <p>8 非常通信体制の整備</p> <p>(2) 重要機関・部局との連絡体制の確保</p> <p>県は、消防庁など重要機関との連絡網について、ふくそうなどの影響をうけない連絡手段を確保するよう努めるとともに、初動時に通信確保の必要性が特に高い部局や求められる<u>衛星携帯電話等の</u>台数等について、通信事業者等からの_____ <u>とともに、災害時の利用を考慮した十分な電気通信回線容量を確保する。</u></p> <p>(略)</p> <p>10 地域住民等に対する通信手段の整備</p> <p>(2) 情報伝達手段の確保</p> <p>県は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、<u>災害情報共有システム(Lアラート)</u>を介し、NHK、民間放送、ケーブルテレビ(CATV)、ラジオ(コミュニティFMを含む。)等のメディアの活用を図るほか、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ツイッターなどのソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。</p> <p>11 非常用電源の確保</p> <p>県は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に<u>耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い</u>など堅固な場所への設置等に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>表現修正</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>表現修正</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>



宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考
96	<p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第2 県の配備体制</p> <p>4 県職員の動員配備</p> <p>(3) 伝達系統</p> <p>職員の非常招集の概要は次の系統で伝達し、細部の連絡系統について各組織にあらかじめ周知する。</p> <p>イ 宮城県総合防災情報システム(MIDORI)、一斉同報FAXを使用した場合</p> 	<p>また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。</p> <p>(略)</p> <p>第2 県の配備体制</p> <p>4 県職員の動員配備</p> <p>(3) 伝達系統</p> <p>職員の非常招集の概要は次の系統で伝達し、細部の連絡系統について各組織にあらかじめ周知する。</p> <p>イ 宮城県総合防災情報システム(MIDORI)、一斉同報FAXを使用した場合</p> 	<p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考
	<p>(5) 被災市町村への職員の派遣</p> <p>被災市町村への災害対策支援のため、大規模な災害が発生した場合は、次の職員を派遣する。</p> <p>イ 初動派遣職員</p> <p><u>情報途絶</u>市町村に対し、被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報(人命救助、人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る被災市町村の現状及び要望等)を収集し、<u>持参した衛星携帯電話</u>により、<u>地方支部及び地域部等に報告する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ロ 災害対策本部会議連絡員の派遣</p> <p>被災市町村において災害対策本部が設置された場合、本部会議の内容等について情報収集を行う職員を派遣する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(5) 被災市町村への職員の派遣</p> <p><u>迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡確保及び被災市町村への災害対策支援のため、</u>大規模な災害が発生した場合は、次の職員を派遣する。</p> <p>イ 初動派遣職員</p> <p><u>被災</u>市町村に対し、被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報(人命救助、人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る被災市町村の現状及び要望等)を収集し、<u>被災市町村職員に代わって宮城県総合防災情報システム(MIDORI)、防災FAX(市町村被害状況報告要領に基づく報告様式)又は持参した衛星携帯電話</u>により、<u>地方支部及び地域部等に報告する。</u></p> <p><u>また、県災害対策本部と市町村災害対策本部間の総合調整を行うとともに、必要に応じて、被災市町村に参集した応援自治体間の情報共有と応援方針等の確認等を目的に応援自治体等連絡会議を主催する。</u></p> <p>ロ 災害対策本部会議連絡員の派遣</p> <p>被災市町村において災害対策本部が設置された場合、本部会議の内容等について情報収集を行う職員を派遣する。</p> <p><u>なお、上記イに規定する初動派遣職員が派遣されている期間は当該職員が兼ねるものとする。</u></p>	<p>表現修正</p>
97	<p><b>第12節 防災拠点等の整備・充実</b></p> <p><b>第2 防災拠点の整備及び連携</b></p> <p>2 県は、広域防災拠点及び市町村の地域防災拠点と相互に補完・連携しながら圏域内の市町村を支援する拠点として、また必要に応じ他圏域への支援にも対応するための拠点として、圏域ごとに圏域防災拠点を確保する<u>。</u></p> <p>県は、各圏域の防災対策の中核的な施設として県合同庁舎を位置づける。また、<u>県又は市町村が有する既存の公共施設のうち</u>、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等への活用が見込まれる施設を圏域防災拠点としてあらかじめ選定するとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点を円滑に開設及び運用できるよう、圏域内の市町村等と調整を図る。</p>	<p><b>第12節 防災拠点等の整備・充実</b></p> <p><b>第2 防災拠点の整備及び連携</b></p> <p>2 県は、広域防災拠点及び市町村の地域防災拠点と相互に補完・連携しながら圏域内の市町村を支援する拠点として、また必要に応じ他圏域への支援にも対応するための拠点として、圏域ごとに圏域防災拠点を確保する<u>とともに、運営マニュアルの作成や運営資機材の整備を行う。</u></p> <p>県は、各圏域の防災対策の中核的な施設として県合同庁舎を位置づける。また、<u>応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点</u>等への活用が見込まれる施設を圏域防災拠点としてあらかじめ選定するとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点を円滑に開設及び運用できるよう、圏域内の市町村等と調整を図る。</p>	<p>圏域防災拠点の継続的な確保に加え、運営マニュアルや資機材等の整備を行うため修正</p>



宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
101	<p><b>第3 防災拠点機能の確保充実</b></p> <p>4 県及び市町村は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、<u>宿営の拠点</u>、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点<u>の確保</u>に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。</p>	<p><b>第3 防災拠点機能の確保充実</b></p> <p>4 県及び市町村は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開<u>及び宿営の拠点</u>、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、<u>緊急輸送ルート等</u>の確保<u>及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有</u>に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
103	<p><b>第6 防災用資機材の確保対策</b></p> <p>2 備蓄困難な資機材の確保対策                  県及び市町村は、支援物資を取り扱う<u>業者</u>一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。</p> <p>3 防災用備蓄拠点の整備                  県及び市町村は、スーパー、百貨店、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通<u>業者及び物流業者</u>と連携し、緊急物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。</p>	<p><b>第6 防災用資機材の確保対策</b></p> <p>2 備蓄困難な資機材の確保対策                  県及び市町村は、支援物資を取り扱う<u>事業者</u>一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。</p> <p>3 防災用備蓄拠点の整備                  県及び市町村は、スーパー、百貨店、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通<u>事業者及び物流事業者</u>と連携し、緊急物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。</p>	<p>表現修正</p>
105	<p><b>第13節 相互応援体制の整備</b></p> <p><b>第4 県による市町村への応援体制</b></p> <p>2 連携体制の構築                  市町村は、県への応援<u>要求</u>が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p>	<p><b>第13節 相互応援体制の整備</b></p> <p><b>第4 県による市町村への応援体制</b></p> <p>2 連携体制の構築                  市町村は、県への応援<u>要請</u>が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p>	<p>表現修正</p>
109	<p><b>第11 自衛隊との連携体制</b></p> <p>3 派遣要請基準の想定                  県は、いかなる状況において、どのような分野(<u>救急</u>、<u>救助</u>、応急医療、緊急輸送<u>等</u>)について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。</p>	<p><b>第11 自衛隊との連携体制</b></p> <p>3 派遣要請基準の想定                  県は、いかなる状況において、どのような分野(<u>救助</u>、<u>救急</u>、応急医療、緊急輸送、<u>消火</u>等)について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。</p>	<p>表現修正</p>
113	<p><b>第14節 医療救護体制の整備</b></p> <p><b>第2 医療救護体制の整備</b></p> <p>(2) 災害医療本部                  ハ 災害医療本部は、医療整備課と関係各課が連携して次の業務を行う。                  (ハ) <u>広域医療</u>搬送拠点でのDMAT・SCU本部の設置運営</p> <p>(6) 救急患者等の搬送体制の確保</p>	<p><b>第14節 医療救護体制の整備</b></p> <p><b>第2 医療救護体制の整備</b></p> <p>(2) 災害医療本部                  ハ 災害医療本部は、医療整備課と関係各課が連携して次の業務を行う。                  (ハ) <u>航空</u>搬送拠点でのDMAT・SCU本部の設置運営</p> <p>(6) 救急患者等の搬送体制の確保</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>





宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
125	<p><b>第7 港湾・漁港機能の確保</b></p> <p>港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、仙台塩釜港港湾機能継続協議会等を通じて発災時における港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><b>第7 港湾・漁港機能の確保</b></p> <p>港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、仙台塩釜港港湾機能継続協議会等を通じて発災時における港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。</p> <p><u>また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
129	<p><b>第16節 避難対策</b></p> <p><b>第3 避難場所の確保</b></p> <p>1 市町村の対応</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底</p> <p>市町村は、災害から管内の住民が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において_____安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の避難場所を_____あらかじめ定めておき、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。また、万一指定_____避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じること_____</p> <p>_____についても、周知徹底に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><b>第16節 避難対策</b></p> <p><b>第3 避難場所の確保</b></p> <p>1 市町村の対応</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底</p> <p>市町村は、災害から管内の住民が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において<u>災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の避難場所を災害種別に応じて</u>あらかじめ定めておき、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。</p> <p>また、万一指定<u>緊急</u>避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じること<u>や、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があること</u>についても、周知徹底に努める。</p> <p><u>なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努める。</u></p>	<p>避難勧告等ガイドラインの改定の反映</p> <p>改行挿入 防災基本計画修正の反映</p> <p>防災基本計画修正の反映</p>
129	<p><b>第6 避難誘導體制の整備</b></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><b>第6 避難誘導體制の整備</b></p> <p><b>5 避難勧告等の発令対象地域の設定</b></p> <p>(1) 水害</p> <p><u>避難勧告等の発令対象地域について、市町村は、河川管理者が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくことが望ましい。</u></p> <p><u>また、大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する</u></p>	<p>避難勧告等ガイドラインの改定の反映</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
131	<p>第9 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の対応 (略)</p> <p>また、ハザードマップ_____の整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>なお</u>、避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>なお、避難勧告又は指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成26年9月）を参考とする。</p>	<p><u>時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて避難勧告の発令対象地域を徐々に広げていくという方法も考えられる。</u></p> <p>(2) 高潮災害</p> <p><u>水位周知海岸においてはその指定と併せて公表される高潮浸水想定区域を基本とし、それ以外の海岸においては浸水するおそれのある区域とする。</u></p> <p><u>ただし、高潮浸水想定区域は中小規模の高潮を対象としたものではないため、市町村は、中小規模の高潮により浸水が想定される区域について県が算定したものを、あらかじめ把握しておくことが望ましい。また、水位周知海岸以外の海岸においても、同様の考えにより浸水するおそれのある区域を算定したものを把握しておく。</u></p> <p><u>また、同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合は、到達時間に応じて避難勧告の発令対象地域を徐々に広げていくという方法も考えられる。</u></p> <p>第9 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の対応 (略)</p> <p>また、ハザードマップ・<u>防災マップ</u>の整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。</p> <p><u>なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。</u></p> <p><u>避難計画の作成にあたっては、</u>防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>なお、避難勧告又は指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月）を参考とする。</p>	<p>表現修正</p> <p>防災基本計画修正の反映</p> <p>時点修正</p>
131	<p>第10 避難に関する広報</p> <p>市町村は、指定避難路等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、浸水想定区域、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等水害に関するハザードマップ、</p>	<p>第10 避難に関する広報</p> <p>市町村は、指定避難路等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、浸水想定区域、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等水害に関するハザードマップ、</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
	<p>防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等へ積極的に配布し、周知を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>また、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池についてもハザードマップ等を作成し、住民等に配布するとともに、中小河川や内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ検討を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等へ積極的に配布し、周知を図る。</p> <p><u>なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、避難勧告及び避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を伝達するよう努める。</u></p> <p>また、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池についてもハザードマップ等を作成し、住民等に配布するとともに、中小河川や内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ検討を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画修正の反映</p> <p>防災基本計画修正の反映</p>
133	<p><b>第17節 避難収容対策</b></p> <p><b>第2 避難所の確保</b></p> <p>1 指定避難所の指定と周知</p> <p>市町村は、県と連携し、風水害等による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を<u>収容する</u>ための指定避難所として、<u>避難収容</u>施設をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。</p> <p>この場合、<u>避難収容</u>施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><b>第17節 避難受入れ対策</b></p> <p><b>第2 避難所の確保</b></p> <p>1 指定避難所の指定と周知</p> <p>市町村は、県と連携し、風水害等による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を<u>受け入れる</u>ための指定避難所として、<u>避難受入れ</u>施設をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。</p> <p>この場合、<u>避難受入れ</u>施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。</p> <p><u>なお、指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>防災基本計画修正の反映</p>
133	<p><b>第5 応急仮設住宅対策</b></p> <p>1 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の確保</p> <p>(2) 居住施設の供給体制の整備</p> <p>県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、<u>応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)用の用地を把握し、(一社)プレハブ建築協会と連携を図って応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備に要する供給体制の整備に努める。</u></p>	<p><b>第5 応急仮設住宅対策</b></p> <p>1 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の確保</p> <p>(2) 居住施設の供給体制の整備</p> <p>県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、<u>洪水、高潮、土砂災害、火山災害、雪崩災害等の各種災害に対する安全性に配慮した</u>応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)用の用地を把握し、(一社)プレハブ建築協会と連携を図って応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備に要する供給体制の整備に努める。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
	<p>2 民間賃貸住宅の借上げ対策            県は、(公社)宮城県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会宮城県本部との「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき、災害が発生し必要と認める場合には、民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与することとし、借上げの円滑化に向け、平常時からその借上げの方法、役割分担等について関係団体と協議・調整を図った上で、その取扱いについてあらかじめ定める。</p>	<p>2 民間賃貸住宅の借上げ対策            県は、(公社)宮城県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会宮城県本部並びに(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との「災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定」に基づき、災害が発生し必要と認める場合には、民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与することとし、借上げの円滑化に向け、平常時からその借上げの方法、役割分担等について関係団体と協議・調整を図った上で、その取扱いについてあらかじめ定める。</p>	<p>表現修正</p>
136	<p><b>第6 帰宅困難者対策</b>            9 帰宅支援対策            県及び市町村は、鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。</p>	<p><b>第6 帰宅困難者対策</b>            9 帰宅支援対策            県及び市町村は、鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合(火山災害において降灰の影響を受けている場合を含む。)の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
143	<p><b>第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保</b>  <b>第5 食料及び生活物資等の調達体制</b>            3 飲料水の調達            (2) 広域水道の対応            可能な限り受水市町村の要請に応えられる体制の整備に努めるとともに、災害発生による断水が発生したときは、あらかじめ「災害時における車両の派遣に関する協定」を締結している運送業者に対して、飲料水輸送のため車両の派遣を依頼するなど、必要な飲料水及び生活用水の供給に努める。</p>	<p><b>第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保</b>  <b>第5 食料及び生活物資等の調達体制</b>            3 飲料水の調達            (2) 広域水道の対応            可能な限り受水市町村の要請に応えられる体制の整備に努めるとともに、災害発生による断水が発生したときは、あらかじめ「災害時における車両の派遣に関する協定」を締結している運送事業者に対して、飲料水輸送のため車両の派遣を依頼するなど、必要な飲料水及び生活用水の供給に努める。</p>	<p>表現修正</p>
145	<p><b>第7 燃料の確保</b>            1 燃料の調達、供給体制の整備            (2) 燃料の確保に関する協定等            イ 県における協定            県は、災害発生時に応急対策の実施及び県民生活の維持に必要な燃料供給が滞らないよう、県石油商業協同組合と締結した「災害時における支援協力に関する協定」を活用し、燃料の確保に努める。            (3) 石油燃料の買取・保管の検討            県は、県石油商業協同組合と連携した石油燃料の買取・保管(ランニングストック方式)の実施を検討する。</p>	<p><b>第7 燃料の確保</b>            1 燃料の調達、供給体制の整備            (2) 燃料の確保に関する協定等            イ 県における協定            県は、災害発生時に応急対策の実施及び県民生活の維持に必要な燃料供給が滞らないよう、県石油商業協同組合等と締結した「災害時における支援」に関する協定」を活用し、燃料の確保に努める。            (3) 石油燃料の備蓄            県は、県石油商業協同組合と連携し、石油燃料の備蓄(ランニングストック方式)を支援する。</p>	<p>表現修正             表現修正</p>







宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考																								
	<p>この情報の有効期間は、発表から 1 時間である。</p> <p>県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)または、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した時に、府県気象情報の一種として発表される。</p> <p><u>記録的短時間大雨情報は、1 時間雨量が100ミリ以上を観測した場合に発表される。</u></p>	<p>この情報の有効期間は、発表から 1 時間である。</p> <p>県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)または、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した時に、府県気象情報の一種として発表される。</p> <p><u>(削除)</u></p>	誤記修正																								
189	<p>(1) 洪水予報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標 題</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>はん濫発生情報</td> <td>はん濫が発生したときに発表される。 <u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>はん濫危険情報</td> <td>はん濫危険水位に達したときに発表される。 <u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>はん濫警戒情報</td> <td>一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 <u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 <u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	標 題	概 要	洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したときに発表される。 <u>(新設)</u>	はん濫危険情報	はん濫危険水位に達したときに発表される。 <u>(新設)</u>	はん濫警戒情報	一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 <u>(新設)</u>	洪水注意報	はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 <u>(新設)</u>	<p>(1) 洪水予報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標 題</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>はん濫発生情報</td> <td>はん濫が発生したときに発表される。 <u>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動が必要となる。</u></td> </tr> <tr> <td>はん濫危険情報</td> <td>はん濫危険水位に達したときに発表される。 <u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。</u></td> </tr> <tr> <td>はん濫警戒情報</td> <td>一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 <u>避難勧告等の発令の判断の参考とする。</u></td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 <u>避難準備情報等の発令の判断の基準とする。</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	標 題	概 要	洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したときに発表される。 <u>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動が必要となる。</u>	はん濫危険情報	はん濫危険水位に達したときに発表される。 <u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。</u>	はん濫警戒情報	一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 <u>避難勧告等の発令の判断の参考とする。</u>	洪水注意報	はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 <u>避難準備情報等の発令の判断の基準とする。</u>	記述の統一
種類	標 題	概 要																									
洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したときに発表される。 <u>(新設)</u>																									
	はん濫危険情報	はん濫危険水位に達したときに発表される。 <u>(新設)</u>																									
	はん濫警戒情報	一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 <u>(新設)</u>																									
洪水注意報	はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 <u>(新設)</u>																										
種類	標 題	概 要																									
洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したときに発表される。 <u>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動が必要となる。</u>																									
	はん濫危険情報	はん濫危険水位に達したときに発表される。 <u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。</u>																									
	はん濫警戒情報	一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 <u>避難勧告等の発令の判断の参考とする。</u>																									
洪水注意報	はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 <u>避難準備情報等の発令の判断の基準とする。</u>																										





宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考
193	<p>3 消防法に基づき、仙台管区気象台長が宮城県知事に対して行う通報 火災気象通報 気象の状況から火災の危険があり、具体的には次の条件に該当すると予想される場合に、<u>火災気象通報を実施する。</u></p>	<p>3 消防法に基づき、仙台管区気象台長が宮城県知事に対して行う通報 火災気象通報 気象の状況から火災の危険があり、具体的には次の条件に該当すると予想される場合に、<u>宮城県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。</u></p>	記述の統一
196	<p><b>第2節 情報の収集・伝達</b> <b>第2 情報収集・伝達</b> <b>1 被害の収集・伝達</b> (1) 市町村及び消防機関は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む)、建築物の被害状況及び火災、自然災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ<u>連絡</u>するとともに、119番通報に係る状況についても併せて総務省消防庁及び県に<u>連絡</u>する。 なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害情報を<u>伝達</u>し、事後速やかにその旨を県に報告する。 <u>(新設)</u>  (2) (略) <u>(新設)</u>  (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略)  4 災害情報等の交換 (2) 災害情報等の相互交換体制</p>	<p><b>第2節 情報の収集・伝達</b> <b>第2 情報収集・伝達</b> <b>1 被害の収集・伝達</b> (1) 市町村及び消防機関は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む)、建築物の被害状況及び火災、自然災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ<u>報告</u>するとともに、119番通報に係る状況についても併せて総務省消防庁及び県に<u>報告</u>する。 なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害情報を<u>報告</u>し、事後速やかにその旨を県に報告する。 <u>(2) 人的被害のうち死者・行方不明者数については、県が一元的に集約、調整を行い、その際、県は関係機関が把握している死者・行方不明者数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際には、県は関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。</u> (3) (略) <u>(4) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、指定地方公共機関、県及び市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町村に連絡する。また、県及び市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。</u> (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略)  4 災害情報等の交換 (2) 災害情報等の相互交換体制</p>	<p>表現修正  防災基本計画の修正の反映  防災基本計画の修正の反映</p>
200	<p>ロ 県、市町村及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組</p>	<p>ロ 県、市町村及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組</p>	



宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
218	<p><b>第8 県、市町村、国及び関係機関の連携</b></p> <p>1 県と国機関との連携            県は、災害対策本部が設置された際には、国に対しその旨を速やかに連絡するとともに、必要な情報等の各省庁への伝達については基本的に関係部局で対応する。このため、各部局は関係する国機関の連絡先、伝達事項等について事前に把握しておく。また、国による現地対策本部が設置された場合には、<u>連携を密にして円滑な応急対策の推進を図る。</u></p> <p>5 防災関係機関相互の連携            防災関係機関は、様々な災害の様態に的確に対応するため県、市町村はもとより他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。  <u>（新設）</u></p> <p>6 ヘリコプター<u>運用調整会議の運営</u>            ヘリコプターを有する防災関係機関とともに、ヘリコプター運用調整会議を設置し、災害時における「ヘリコプター災害対策活動計画」や「ヘリコプター安全運航確保計画」を定め、運用を図ってきたが、東日本大震災による活動を通じて明らかになった問題点等に基づき、同計画を見直し、ヘリコプターによる効率的な災害対策活動等の実施とヘリコプターの安全な運航の確保を図る。  <u>（新設）</u></p>	<p><b>第8 県、市町村、国及び関係機関の連携</b></p> <p>1 県と国機関との連携            県は、災害対策本部が設置された際には、国に対しその旨を速やかに連絡するとともに、必要な情報等の各省庁への伝達については基本的に関係部局で対応する。このため、各部局は関係する国機関の連絡先、伝達事項等について事前に把握しておく。また、国による現地対策本部が設置された場合には、<u>合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進するものとする。</u></p> <p>5 防災関係機関相互の連携            防災関係機関は、様々な災害の様態に的確に対応するため県、市町村はもとより他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。  <u>また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。</u></p> <p>6 ヘリコプター<u>の運用調整</u>  <u>県は、</u>ヘリコプターを有する防災関係機関とともに、ヘリコプター運用調整会議を設置し、災害時における「ヘリコプター災害対策活動計画」や「ヘリコプター安全運航確保計画」を定め、運用を図ってきたが、東日本大震災による活動を通じて明らかになった問題点等に基づき、同計画を見直し、ヘリコプターによる効率的な災害対策活動等の実施とヘリコプターの安全な運航の確保を図る。  <u>また、ヘリコプターを有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のためのヘリコプターの運用に関し、災害対策本部事務局内にヘリコプター運用調整グループを設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</u></p>	<p>防災基本計画修正の反映</p> <p>防災基本計画修正の反映</p> <p>表現修正</p> <p>防災基本計画修正の反映</p>
219	<p><b>第6節 警戒活動</b></p> <p><b>第4 土砂災害警戒活動</b>  <u>（新設）</u></p>	<p><b>第6節 警戒活動</b></p> <p><b>第4 土砂災害警戒活動</b></p> <p><u>3 避難勧告の発令に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合は直ちに避難勧告を発令する事を基本とし、土砂災害に関するメッシュ情報において、「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達した」メッシュが予め避難勧告の発令範囲として設定した地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等と重なった場合は、当該地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等全てに避難勧告を発令する。</u></p>	<p>防災基本計画修正の反映</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
	(新設)	<p>また、土砂災害に関するメッシュ情報において、「<u>実況で土砂災害警戒情報の基準に到達した</u>」メッシュが予め避難勧告の発令範囲として設定した地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等と重なった場合は、当該地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等全てに避難指示を発令する。</p> <p>4 市町村は、土砂災害に係る避難勧告又は指示については、それらの解除を行う際に、<u>国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</u></p>	防災基本計画修正の反映
230	<p><b>第9節 自衛隊の災害派遣</b>  <b>第4 派遣部隊の活動内容</b>                  2 災害派遣時に実施する救援活動等                  (1) 被害状況の把握：車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動                  (2) 避難の援助：避難者の誘導、輸送等                  (3) <u>遭難者</u> 等の<u>救出・救助及び搜索</u>活動：_____行方不明者、負傷者等の搜索、_____救助活動                  (4) 水防活動：土嚢作成、運搬、積込み等の水防活動                  (5) 消防活動の<u>支援</u>：消防機関との協力による消火活動                  (6) 道路 <u>又は水路</u>の啓開：道路 <u>又は水路</u>等の交通路上の障害物の排除                  (7) 応急医療、救護及び防疫：被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動                  (8) 人員及び物資の緊急輸送：緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送                  (9) 炊飯及び給水：被災者に対する炊飯及び<u>給食</u>の実施                  (10) 援助物資の無償貸付又は譲与：「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施                  (11) 危険物の保安及び除去：自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去                  (12) その他：その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援</p>	<p><b>第9節 自衛隊の災害派遣</b>  <b>第4 派遣部隊の活動内容</b>                  2 災害派遣時に実施する救援活動等                  (1) 被害状況の把握：車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動                  (2) 避難の援助：避難者の誘導、輸送等                  (3) <u>要救助者</u>等の<u>搜索救助</u> _____活動：<u>要救助者</u>、行方不明者、負傷者等の搜索、<u>救出・救助</u>活動                  (4) 水防活動：土嚢作成、運搬、積込み等の水防活動                  (5) 消防活動 _____：消防機関との協力による消火活動 (<u>空中消火を含む</u>)                  (6) 道路 _____の啓開：道路 _____等の交通路上の障害物の排除                  (7) 応急医療、救護及び防疫：被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動                  (8) 人員及び物資の緊急輸送：緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送                  (9) 炊飯及び給水：被災者に対する炊飯及び<u>給水</u>の実施                  (10) 援助物資の無償貸付又は譲与：「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施                  (11) 危険物の保安及び除去：自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去                  (12) その他：その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援</p>	防災基本計画の修正の反映
237	<p><b>第10節 救急・救助活動</b>  <b>第10 惨事ストレス対策</b>                  _____救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。                  (略)</p>	<p><b>第10節 救急・救助活動</b>  <b>第10 惨事ストレス対策</b>  <u>搜索</u>、救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。                  (略)</p>	防災基本計画の修正の反映

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
241	<p><b>第11節 医療救護活動</b></p> <p><b>第4 災害時後方医療体制</b></p> <p>3 県は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、<u>広域</u>搬送拠点を確保・運営するとともに、県内の医療機関から<u>広域</u>搬送拠点までの重病患者等の輸送を実施する。</p>	<p><b>第11節 医療救護活動</b></p> <p><b>第4 災害時後方医療体制</b></p> <p>3 県は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、<u>航空</u>搬送拠点を確保・運営するとともに、県内の医療機関から<u>航空</u>搬送拠点までの重病患者等の輸送を実施する。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
243	<p><b>第12節 交通・輸送活動</b></p> <p><b>第2 県の活動</b></p> <p>1 輸送の優先順位 輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に留意して行う。</p> <p>(1) 人命の安全 (2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施</p> <p><b>第5 陸上交通の確保</b></p> <p>3 交通規制</p> <p>(2) 緊急交通路確保のための措置 (略)</p> <p>ロ 放置車両の撤去 緊急交通路を確保するために必要な場合は、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。</p>	<p><b>第12節 交通・輸送活動</b></p> <p><b>第2 県の活動</b></p> <p>1 輸送の優先順位 輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に留意して行う。</p> <p>(1) 人命の安全 (2) 被害の拡大防止(<u>二次災害の発生防止を含む</u>) (3) 災害応急対策の円滑な実施</p> <p><b>第5 陸上交通の確保</b></p> <p>3 交通規制</p> <p>(2) 緊急交通路確保のための措置 (略)</p> <p>ロ 放置車両等の撤去 緊急交通路を確保するために必要な場合は、放置車両等の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
246	<p>5 障害物の除去等</p> <p>(1) 県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去 について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。</p> <p>(2) 道路管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去 及び応急復旧を行い、道路機能の確保及び二次災害の防止に努める。</p>	<p>5 障害物の除去等</p> <p>(1) 県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去(<u>火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。</u>)について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。</p> <p>(2) 道路管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去(<u>火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。</u>)及び応急復旧を行い、道路機能の確保及び二次災害の防止に努める。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
251	<p><b>第6 海上交通の確保</b></p> <p>2 港湾管理者の役割 港湾管理者は、防波堤、航路及び岸壁等の被災状況について<u>海上保安部</u>等の関係機関に連絡するとともに、障害物の除去及び被災施設の応急復旧等を行い、緊急物資等の輸送に支障を生じさせないように努める。</p>	<p><b>第6 海上交通の確保</b></p> <p>2 港湾管理者の役割 港湾管理者は、防波堤、航路及び岸壁等の被災状況について<u>東北地方整備局・海上保安部</u>等の関係機関に連絡するとともに、障害物の除去及び<u>水深の調査並びに</u>被災施設の応急復旧等を行い、緊急物資等の輸送に支障を生じさせないように努める。</p>	<p>記述の統一</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考
255	<p><b>第 14 節 避難活動</b></p> <p><b>第 1 目的</b></p> <p><u>大規模な災害の発生時</u>において、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、市町村及び防災関係機関は、適切に勧告又は指示等を行うとともに、速やかに避難所を開設し、<u>管理運営に当たる。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><b>第 14 節 避難活動</b></p> <p><b>第 1 目的</b></p> <p><u>災害発生時又は災害発生のおそれがある場合</u>において、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、市町村及び防災関係機関は、適切に勧告又は指示等を行うとともに、速やかに避難所を開設し、<u>地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、</u>管理運営に当たる。</p> <p><b>第 2 避難準備情報</b></p> <p><u>1 市町村は、避難勧告及び避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を伝達する必要がある。避難準備情報については、それを発令したからといって必ずしも避難勧告・指示を出さなければならないわけではなく、危険が去った場合には避難準備情報のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに避難準備情報を発令すべきである。</u></p> <p><u>2 土砂災害</u></p> <p><u>平成26年の広島市における土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備情報を積極的に活用することとし、避難準備情報が発令された段階から自発的に避難を開始することを、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民に推奨することが望ましい。</u></p> <p><u>3 高潮災害</u></p> <p><u>高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性がある等、避難勧告を発令する可能性がある場合に、避難準備情報を発令することを基本とする。台風情報で発表される、台風の強さ、位置、暴風域の範囲等の予報を判断材料とする。</u></p> <p><u>4 夜間に備えた対応</u></p> <p><u>立ち退き避難が困難となる夜間において避難勧告等を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に避難準備情報を発令することを検討する。具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）が夜間にかけて継続する場合、または大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合等が該当する。</u></p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>防災基本計画における避難準備情報の考え方を反映。また、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定を反映。</p>





宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考
258	<p><u>(新設)</u></p> <p><b>第 5 避難所の開設及び運営</b></p> <p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の管理</p> <p>へ 在宅避難者，車中生活を送る避難者等への支援</p> <p>市町村は，それぞれの避難所に<u>収容され</u>ている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受取にきている在宅避難者，やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。</p> <p>また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，避難行動要支援者等<u>の</u>居場所や安否の確認に努め，把握した情報について市町村に提供する。</p> <p>(4) 県による支援</p> <p>ロ 県が管理する施設での対応</p> <p>県は，県が管理する施設を避難所として開設する際の協力，第三者の介護を必要とする<u>者を収容す</u>る施設のうち県が管理するものについて，<u>収容者</u>の救護のための必要な措置及び避難所の管理運営についての指導助言を行う。</p>	<p>ことにも留意する。</p> <p><b>第 6 指定緊急避難場所の開設及び周知</b></p> <p><u>市町村は，発災時又は災害発生のおそれがある場合には，必要に応じ，避難準備情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u></p> <p><b>第 7 避難所の開設及び運営</b></p> <p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の管理</p> <p>へ 在宅避難者，車中生活を送る避難者等への支援</p> <p>市町村は，それぞれの避難所で<u>受け入れ</u>ている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受取にきている在宅避難者，やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。</p> <p>また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，避難行動要支援者等<u>の要配慮者</u>の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について市町村に提供する。</p> <p>(4) 県による支援</p> <p>ロ 県が管理する施設での対応</p> <p>県は，県が管理する施設を避難所として開設する際の協力，第三者の介護を必要とする<u>避難者を受け入れる</u>施設のうち県が管理するものについて，<u>避難者</u>の救護のための必要な措置及び避難所の管理運営についての指導助言を行う。</p>	<p>避難勧告等ガイドラインの改定の反映</p> <p>表現修正</p> <p>表現修正</p>



宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
261	<p><b>第6 避難長期化への対処</b></p> <p>2 市町村は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。 (略)</p> <p>3 市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>4 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待たないとまがないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。</p> <p><b>第7 帰宅困難者対策</b> 都市部においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、県及び市町村は、以下の帰宅困難者対策を行う。 (略)</p>	<p><b>第7 避難長期化への対処</b></p> <p>2 市町村は、災害の規模、被災者の避難及び受け入れ状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。 (略)</p> <p>3 市町村は、災害の規模、被災者の避難及び受け入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等での受け入れが必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>4 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待たないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。</p> <p><b>第8 帰宅困難者対策</b> 都市部においては、公共交通機関が運行を停止した場合(火山災害における降灰の影響を含む)、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、県及び市町村は、以下の帰宅困難者対策を行う。 (略)</p>	<p>表現修正</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>
262	<p><b>第8 孤立集落の安否確認対策</b></p>	<p><b>第9 孤立集落の安否確認対策</b></p>	
263	<p><b>第9 広域避難者への支援</b></p>	<p><b>第10 広域避難者への支援</b></p>	
	<p><b>第10 在宅避難者への支援</b></p>	<p><b>第11 在宅避難者への支援</b></p>	
	<p><b>第11 火山災害の警戒避難対策</b></p>	<p><b>第12 火山災害の警戒避難対策</b></p>	
265	<p><b>第15節 応急仮設住宅等の確保</b></p> <p><b>第2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備と維持管理</b></p> <p>1 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備</p> <p>(1) 県の対応</p> <p>イ 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備 (略)</p> <p>整備に当たっては、被災市町村内の公有地その他の安全な用地の確保に努めるとともに、被災者に係る世帯人数や要配慮者に十分配慮した仕様及び設計に努める。</p>	<p><b>第15節 応急仮設住宅等の確保</b></p> <p><b>第2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備と維持管理</b></p> <p>1 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備</p> <p>(1) 県の対応</p> <p>イ 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備 (略)</p> <p>整備に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災市町村内の公有地その他の安全な用地の確保に努めるとともに、被災者に係る世帯人数や要配慮者に十分配慮した仕様及び設計に努める。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考
266	<p><b>第 4 民間賃貸住宅の活用等</b>                      災害救助法に基づく応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備には一定期間が必要となるため、<u>          </u>被災者の避難所生活の長期化を回避するため、<u>          </u>  <u>          </u>協定を締結している不動産関係団体の協力のもと、市町村と連携を図りながら、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていく。</p>	<p><b>第 4 民間賃貸住宅の活用等</b>                      災害救助法に基づく応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備には一定期間が必要となるため、<u>また</u>、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、<u>民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には</u>、協定を締結している不動産関係団体の協力のもと、市町村と連携を図りながら、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていく。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
279	<p><b>第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</b>  <b>第 5 飲料水</b>                      3 県は、市町村から飲料水供給の要請があった場合、応急給水対策フロー<u>          </u>により対応する。                      4 県は、大規模な災害による断水が発生したときは、あらかじめ「災害時における車両の派遣に関する協定」を締結している運送<u>  </u>業者に対して、飲料水等輸送のため車両の派遣を依頼し、市町村で必要な飲料水及び生活用水の供給に努める。</p>	<p><b>第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</b>  <b>第 5 飲料水</b>                      3 県は、市町村から飲料水供給の要請があった場合、応急給水対策フロー<u>チャート</u>により対応する。                      4 県は、大規模な災害による断水が発生したときは、あらかじめ「災害時における車両の派遣に関する協定」を締結している運送<u>事</u>業者に対して、飲料水等輸送のため車両の派遣を依頼し、市町村で必要な飲料水及び生活用水の供給に努める。</p>	<p>記述の統一                       防災基本計画の修正の反映</p>
282	<p><b>第 9 燃料の調達・供給</b>                      2 重要施設への供給                      県は、災害発生時においても、その機能を維持する必要がある病院などの重要施設については、必要量の情報収集とあらかじめ想定された必要量の供給に努める。  <u>(新設)</u></p>	<p><b>第 9 燃料の調達・供給</b>                      2 重要施設への供給                      県は、災害発生時においても、その機能を維持する必要がある病院などの重要施設については、必要量の情報収集とあらかじめ想定された必要量の供給に努める。  <u>なお、必要量の確保が困難な場合は、燃料調達シートに必要事項を記入し、政府緊急対策本部に対し、緊急供給要請を行う。</u></p>	<p>記述の統一</p>

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考																																																																																																																																																																																	
	<p>(新設)</p>	<p style="text-align: right;"><b>様式 4</b></p> <p style="text-align: center;"><b>燃料調整シート</b></p> <p style="text-align: right;">&lt;本件問い合わせ先（担当課）&gt;</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>燃料要請通し番号</td> <td></td> <td>石油精製備蓄課</td> <td>03-3501-xxxx</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>石油流通課</td> <td>03-3501-yyyy</td> </tr> </table> <p>1. 処理状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日時</th> <th>内容</th> <th>所属</th> <th>担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>要請発生</td> <td>(被災地自治体→) 内閣府</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>要請受領</td> <td>(内閣府→) 資源エネルギー庁</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>要請発信</td> <td>資源エネルギー庁 (→石油連盟/全石連)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>要請受領・仕分開始①</td> <td>石油連盟 (対元売) / 全石連 (県石、石商、役員等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>要請受領・仕分開始②</td> <td>都道府県石商</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>要請受領・仕分開始③</td> <td>石商</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>要請仕分報告</td> <td>石油連盟/全石連 (一資工庁)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>運送事業者報告</td> <td>石油連盟/全石連 (一資工庁)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 要請元・納入先・清算情報</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">発注・要請元</td> <td>名称</td> <td></td> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当者名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">納入先施設等</td> <td>名称</td> <td></td> <td>施設番号※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>燃料担当者名</td> <td></td> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平時納入業者名</td> <td></td> <td>携帯電話</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料供給費用支払予定者</td> <td>経理名 (請求書宛名)</td> <td></td> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>担当者部署・氏名</td> <td></td> </tr> </table> <p>3. 要請内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品目</th> <th rowspan="2">数量 (kl)</th> <th rowspan="2">荷姿</th> <th rowspan="2">タンク形態</th> <th rowspan="2">タンク容量</th> <th rowspan="2">必要ホース長 (m)</th> <th colspan="3">給油口規格</th> </tr> <tr> <th>口径</th> <th>名称</th> <th>形式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ジェット</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A重油 ( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他 ( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="9">(備考)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 配送手配状況</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">燃料提供者 (元売)</td> <td>事業者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支店/部署名</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料提供者 (特約店・販売店)</td> <td>事業者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支店/部署名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>輸送事業者</td> <td>事業者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">配送車輛・予定</td> <td>車番</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドライバー名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出荷予定</td> <td>到着予定</td> </tr> <tr> <td>出荷基地</td> <td></td> </tr> </table>	燃料要請通し番号		石油精製備蓄課	03-3501-xxxx			石油流通課	03-3501-yyyy	日時	内容	所属	担当者		要請発生	(被災地自治体→) 内閣府			要請受領	(内閣府→) 資源エネルギー庁			要請発信	資源エネルギー庁 (→石油連盟/全石連)			要請受領・仕分開始①	石油連盟 (対元売) / 全石連 (県石、石商、役員等)			要請受領・仕分開始②	都道府県石商			要請受領・仕分開始③	石商			要請仕分報告	石油連盟/全石連 (一資工庁)			運送事業者報告	石油連盟/全石連 (一資工庁)		発注・要請元	名称		電話番号		担当者名				納入先施設等	名称		施設番号※		住所				燃料担当者名		電話番号		平時納入業者名		携帯電話		燃料供給費用支払予定者	経理名 (請求書宛名)		電話番号					担当者部署・氏名		品目	数量 (kl)	荷姿	タンク形態	タンク容量	必要ホース長 (m)	給油口規格			口径	名称	形式	ガソリン									ジェット									灯油									軽油									A重油 ( )									その他 ( )									(備考)									燃料提供者 (元売)	事業者名		支店/部署名		燃料提供者 (特約店・販売店)	事業者名		支店/部署名		輸送事業者	事業者名		配送車輛・予定	車番		ドライバー名		出荷予定	到着予定	出荷基地		
燃料要請通し番号		石油精製備蓄課	03-3501-xxxx																																																																																																																																																																																	
		石油流通課	03-3501-yyyy																																																																																																																																																																																	
日時	内容	所属	担当者																																																																																																																																																																																	
	要請発生	(被災地自治体→) 内閣府																																																																																																																																																																																		
	要請受領	(内閣府→) 資源エネルギー庁																																																																																																																																																																																		
	要請発信	資源エネルギー庁 (→石油連盟/全石連)																																																																																																																																																																																		
	要請受領・仕分開始①	石油連盟 (対元売) / 全石連 (県石、石商、役員等)																																																																																																																																																																																		
	要請受領・仕分開始②	都道府県石商																																																																																																																																																																																		
	要請受領・仕分開始③	石商																																																																																																																																																																																		
	要請仕分報告	石油連盟/全石連 (一資工庁)																																																																																																																																																																																		
	運送事業者報告	石油連盟/全石連 (一資工庁)																																																																																																																																																																																		
発注・要請元	名称		電話番号																																																																																																																																																																																	
	担当者名																																																																																																																																																																																			
納入先施設等	名称		施設番号※																																																																																																																																																																																	
	住所																																																																																																																																																																																			
	燃料担当者名		電話番号																																																																																																																																																																																	
	平時納入業者名		携帯電話																																																																																																																																																																																	
燃料供給費用支払予定者	経理名 (請求書宛名)		電話番号																																																																																																																																																																																	
			担当者部署・氏名																																																																																																																																																																																	
品目	数量 (kl)	荷姿	タンク形態	タンク容量	必要ホース長 (m)	給油口規格																																																																																																																																																																														
						口径	名称	形式																																																																																																																																																																												
ガソリン																																																																																																																																																																																				
ジェット																																																																																																																																																																																				
灯油																																																																																																																																																																																				
軽油																																																																																																																																																																																				
A重油 ( )																																																																																																																																																																																				
その他 ( )																																																																																																																																																																																				
(備考)																																																																																																																																																																																				
燃料提供者 (元売)	事業者名																																																																																																																																																																																			
	支店/部署名																																																																																																																																																																																			
燃料提供者 (特約店・販売店)	事業者名																																																																																																																																																																																			
	支店/部署名																																																																																																																																																																																			
輸送事業者	事業者名																																																																																																																																																																																			
配送車輛・予定	車番																																																																																																																																																																																			
	ドライバー名																																																																																																																																																																																			
	出荷予定	到着予定																																																																																																																																																																																		
	出荷基地																																																																																																																																																																																			

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
285	<p><b>第20節 防疫・保健衛生活動</b>  <b>第3 保健対策</b>                  2 <u>メンタルヘルスケア(精神保健相談)</u>                  (1) <u>メンタルヘルスケアの実施</u>  <u>被災地、特に避難所においては、大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、</u> 県(保健所・精神保健福祉センター・児童相談所及び子ども総合センターが中心となる)及び市町村は、<u>県の精神科医や他の精神科医</u>等の協力を得て、<u>メンタルヘルスケア</u>を実施する。                  (2) <u>メンタルヘルスケアの実施体制の確保</u>                  県は、<u>災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じ、被災地域外の医療機関、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対し、災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求める。</u>                  また県は、災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。                  (3) <u>メンタルヘルスケアの継続</u>                  県は、<u>被災後の復興は長期化し混乱が続くことから、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。</u></p>	<p><b>第20節 防疫・保健衛生活動</b>  <b>第3 保健対策</b>                  2 <u>心のケア</u>                  (1) <u>心のケアの実施</u>                  大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、<u>心身の不調をきたしやすく、ストレス反応や精神症状の悪化等が考えられるため、</u> 県(保健所・精神保健福祉センター・児童相談所及び子ども総合センターが中心となる)及び市町村は、<u>精神科医や心理職</u>等の協力を得て、<u>被災後の時期や被災状況に応じた災害後の心のケア</u>を実施する。                  (2) <u>心のケアの実施体制の確保</u>                  県は、<u>被災者のストレスケア等のため、</u> 災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成し被災地に派遣し、<u>必要に応じて厚生労働省や被災地域以外の都道府県に対してチームの派遣を要請する。</u>                  また県は、災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。                  (3) <u>心のケアの継続</u>  <u>復興が長期化する</u> ことにより、被災者は生活再建への不安等から<u>ストレス状態が続く</u> ことが想定されるので、<u>心のケア</u>を長期的に実施する。</p>	<p>メンタルヘルスケアより心のケアの方が一般に広く普及しているため表現を修正</p>
289	<p><b>第22節 廃棄物処理活動</b>  <b>第3 処理体制</b>                  4 県は、市町村からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の他の市町村及び関係団体等に対して、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、県域を越える対応が必要と認める場合は、<u>環境省</u>に対して支援を要請する。</p>	<p><b>第22節 廃棄物処理活動</b>  <b>第3 処理体制</b>                  4 県は、市町村からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の他の市町村及び関係団体等に対して、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、県域を越える対応が必要と認める場合は、<u>東北地方環境事務所</u>に対して支援を要請する。</p>	<p>記述の統一</p>



宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考
307	<p><u>その結果を報告する。</u></p> <p>(2) <u>要注運転の運転士の対応</u>  <u>運転士は、要注運転の指令を受けた時は、毎時25km以下の速度で注意して運転し、前方停車場に到着した時は、その区間の線路等の状況について運転指令に報告しなければならない。</u>  <u>運転指令は、前項の報告を受けた時は、その状況について施設課長に通告しなければならない。</u></p> <p>(3) <u>地震感知時の運転士等の対応</u>  <u>運転士及び車掌は、列車の運転中に地震を感知した時は、直ちに列車を停止させ、その旨を運転指令に報告し、指令を受けなければならない。</u>  <u>施設係員及び駅長は、地震を感知した時は、直ちにその旨を運転指令に報告しなければならない。</u></p> <p>(4) <u>運転規制の解除</u>  <u>運転指令は、施設課長から運転規制の必要がなくなった旨の通告を受けたあとでなければ運転規制の解除を指示してはならない</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(2) <u>雨の場合</u>  <u>イ 観測値等の注意</u>  <u>運転指令は、雨量の観測機器が設置されている箇所においては、定められた観測値又は警報の表示に注意を払わなければならない。</u>  <u>ロ 運転規制の実施等</u>  <u>運転指令又は駅長は、降雨により災害が予想される場合又は施設係員から通告があった場合は、すみやかに、列車の運転速度を制限するか又は列車の運転を見合わせる(以下「運転規制」という。)等必要な手配を行わなければならない。</u></p> <p>(3) <u>運転規制の解除</u>  <u>運転指令は、施設係員から運転規制の必要がなくなった旨の通告を受けた後でなければ運転規制の解除を指示してはならない。又はその通告をしてはならない。</u></p> <p>(4) <u>強風の場合</u>  <u>イ 風速が毎秒25m以上となったときの処置</u>  <u>運転指令は、風速が毎秒25m以上となったと認めるときは、次の各号より運転規制を指令しなければならない。</u>  <u>① 「要注運転」の警報の表示があったときは、運転規制区間に関する列車に対して、要注運転の指令をする。</u>  <u>② 突風等のために列車の運転に危険があると認めるときは、その状況に応じて、一時、列車の運転を見合わせる。</u>  <u>③ 留置してある車両に対し、厳重に転動を防止する手配をする。</u>  <u>④ 運転士は、要注運転の指令を受けたときは、規制区間を毎時25km以下の速度で注意して運転する。</u></p> <p>(5) <u>風速が毎秒30m以上となったときの処置</u>  <u>運転指令は、風速が毎秒30m以上となったと認めるときは、一時、列車の運転を中止するよう指令する。</u>  <u>駅長は、風速が毎秒30m以上となったと認めるときで、運転指令から指令がないとき又は指令を受けることができないときは、一時、列車の運転を中止して、速やかにその状況を運転指令に報告しなければならない。</u></p> <p>(6) <u>運転中に強風に遭遇したときの運転士の取扱い</u>  <u>運転士は、風速の激しい箇所は、努めて列車の速度を変化しないように、急にブレー</u></p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考
307	<p>3 仙台空港鉄道(株)</p> <p>(1) <u>津波注意報が発表されたとき</u>  <u>イ 運輸指令員は保守担当所長へその旨を通報すること。</u></p>	<p><u>キを緊縮しないこと。</u>  <u>また、列車の運転が危険であると認めるときは、橋りょう等を避け努めて安全な箇所</u>  <u>所に停止する。</u></p> <p>(7) <u>運転規制の緩和又は解除の取扱い</u>  <u>運転指令は、風速計の記録又は強風警報表示装置の表示灯により30分間以上</u>  <u>たつて、風速が列車の運転中止又は要注運転をする値をこえていないことを確かめ</u>  <u>てから、列車の運転再開又は列車の要注運転の運転規制の解除を指示する。</u></p> <p>(8) <u>濃霧又はふぶきの場合</u>  <u>イ 駅長及び車掌の処置</u>  <u>駅長は、濃霧又はふぶきの状況を運転指令に報告し、閉そくに承認を与えた後は、</u>  <u>列車の進路を支障しない。</u>  <u>車掌又は駅長は、出発合図を行う場合で、濃霧又はふぶきのため、運転士から出発</u>  <u>信号機の信号現示が確かめられないときは、その列車に対する出発信号機に進行を指</u>  <u>示する信号が現示されている旨を運転士に通告しなければならない。</u></p> <p>(9) <u>運転士の処置</u>  <u>運転士は、運転の途中で濃霧又はふぶきに遭遇したときは、その状況を運転指令に</u>  <u>報告し、信号の確認距離の範囲内に停止することができる速度で注意して運転する。</u>  <u>この場合、信号機の信号の現示を認めることができないときは、一旦停止する。</u>  <u>また、列車を停車場から出発させる場合で、車掌又は駅長から出発信号機に進行信</u>  <u>号を指示する信号が現示されている旨の通告を受けたときは、それにより列車を進行</u>  <u>させる。</u></p> <p>(11) <u>運転中止</u>  <u>運転指令は、駅長又は運転士からの報告に基づいて、信号の確認距離が50m以下に</u>  <u>なつたと認めるときは、「列車運転中止」の指令を、その必要がなくなつたときは、「解</u>  <u>除」の指令をする。</u>  <u>駅長は、気象の急変により信号の確認距離が50m以下になつたときで、運転指令の</u>  <u>指示を受けることができない場合は、相手停車場と打ち合わせて列車の運転を中止す</u>  <u>ることができる。この場合、列車の運転を中止したときは、速やかにその状況を運転</u>  <u>指令に報告する。</u></p> <p>3 仙台空港鉄道(株)</p> <p>(1) <u>災害による異常事態が発生した場合には、次の措置を講じる。</u>  <u>イ 気象異常等の場合</u></p>	<p>記述の統一</p>







宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考
	<p><u>2 市町村は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。</u></p> <p><u>なお、判定の実施にあたっては、避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。</u></p> <p><u>3 被災宅地の危険度判定業務は、市町村の災害対策本部が実施し、県は必要な支援を行う。</u></p> <p><u>4 県は市町村の要請を受け、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を行う。また、関係団体とそれらの派遣について協議を行う。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>1 被災宅地の危険度判定業務は、市町村の災害対策本部が実施し、県は必要な支援を行う。</u></p> <p><u>2 県は市町村の要請を受け、_____被災宅地危険度判定士の派遣を行う。また、関係団体とそれらの派遣について協議を行う。</u></p>	
311	<p><b>第27節 ライフライン施設等の応急復旧</b></p> <p><b>第2 水道施設</b></p> <p>6 水道事業者等は、(公社)日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づいて応援活動を行う。</p> <p>なお、応急給水及び応急復旧対策は、次の_____フロー_____により行う。</p>	<p><b>第27節 ライフライン施設等の応急復旧</b></p> <p><b>第2 水道施設</b></p> <p>6 水道事業者等は、(公社)日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づいて応援活動を行う。</p> <p>なお、応急給水及び応急復旧対策は、次の<u>応急給水</u>フロー<u>チャート</u>により行う。</p>	表現修正

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考
312	<p style="text-align: center;"><b>応急給水フローチャート</b></p> <p>このフローチャートは、被災市町村（水道事業者等）から各ブロック代表都市、日本水道協会宮城県支部、宮城県、都道府県、都道府県水道事業者等関係団体、全国水道事業者等関係団体、そして国（防衛施設庁、厚生労働省）へと支援と支援要請が行われるプロセスを示しています。</p>	<p style="text-align: center;"><b>応急給水フローチャート</b></p> <p>修正後のフローチャートでは、日本水道協会（東北地方支部）が支援要請を行う役割が追加され、宮城県が厚生労働省に対して被害報告・支援要請を行うプロセスが新たに示されています。</p>	時点修正
314	<p><b>第6 ガス施設</b>  <b>1 液化石油ガス施設</b>                  (1) 液化石油ガス販売業者は、大規模な災害発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。</p>	<p><b>第6 ガス施設</b>  <b>1 液化石油ガス施設</b>                  (1) 液化石油ガス販売<b>事</b>業者は、大規模な災害発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。</p>	表現修正
328	<p><b>第30節 応急公用負担等の実施</b>  <b>第2 応急公用負担等の権限</b>  <b>4 指定地方行政機関の長</b>                  応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送業者等に対しその取り扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収用することができる。</p>	<p><b>第30節 応急公用負担等の実施</b>  <b>第2 応急公用負担等の権限</b>  <b>4 指定地方行政機関の長</b>                  応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送<b>事</b>業者等に対しその取り扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収用することができる。</p>	表現修正

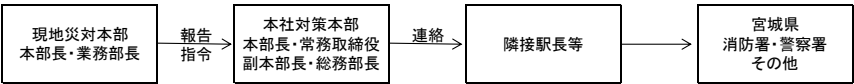
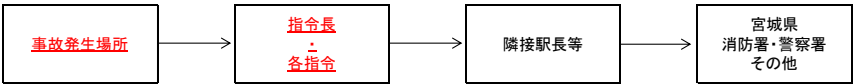
頁	現行（平成27年2月）	修正後	備考
339	<p>第33節 災害種別毎応急対策</p> <p>第3 危険物等災害応急対策</p> <p>3 危険物施設 (略)</p> <p>3 高圧ガス施設 (略)</p> <p>4 火薬類製造施設等</p> <p>(2) 消防関係機関は、火薬類を取り扱う業者に対し、二次災害防止のため、警察等関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導、助言を行う。</p>	<p>第33節 災害種別毎応急対策</p> <p>第3 危険物等災害応急対策</p> <p>3 危険物施設 (略)</p> <p>4 高圧ガス施設 (略)</p> <p>5 火薬類製造施設等</p> <p>(2) 消防関係機関は、火薬類を取り扱う事業者に対し、二次災害防止のため、警察等関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導、助言を行う。</p>	<p>誤植修正</p> <p>表現修正</p>
340	<p>5 毒物・劇物貯蔵施設</p> <p>(5) 災害による有害大気汚染物質(重金属類)やアスベスト等の粉じんなど(毒物劇物)の散乱・流出について、その状況を早期に把握し、防じんマスクの配布や二次災害についての注意喚起を行う。</p>	<p>6 毒物・劇物貯蔵施設</p> <p>(5) 県は災害による 毒物劇物の散乱・流出について、その状況を早期に把握し、二次災害についての注意喚起を行う。</p>	<p>毒物劇物以外のことについて言及しているため修正</p>
352	<p>第5 航空災害応急対策</p> <p>2 事故発生時における応急対策</p> <p>緊急連絡体制</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般加入関係</li> <li>順次呼出関係</li> <li>直達関係</li> <li>内線電音</li> </ul> <p>※ 事故の規模に応じて連絡先は選定するものとする。</p>	<p>第5 航空災害応急対策</p> <p>2 事故発生時における応急対策</p> <p>緊急連絡体制</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般加入関係</li> <li>順次呼出関係</li> <li>直達関係</li> <li>内線電音</li> </ul> <p>※ 事故の規模に応じて連絡先は選定するものとする。</p>	<p>時点修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考
355	<p><b>第6 鉄道災害応急対策</b></p> <p>3 阿武隈急行(株)</p> <p>(1) 災害による異常事態が発生した場合には、次の措置を講じる。</p> <p>イ 気象異常等の場合</p> <p>列車若しくは車両の運転又は線路の保守に従事する係員は、降雨、降雪等により災害が発生するおそれがある場合又は気象通報を受領した場合は、列車又は車両の運転に特段の注意をし、厳重な警戒をしなければならない。</p> <p>ロ 雨の場合</p> <p>(イ) <u>時雨量計の警報による運転規制</u></p> <p>運転指令は、<u>直ちに施設課長及び駅長に通告するとともに、次の各号により運転規制を指令しなければならない。</u></p> <p>① 「要注運転」の警報の表示があったときは、運転規制区間に関する列車に対して、要注運転の指令をする。</p> <p>② 「運転中止」の警報の表示があったときは、運転規制区間に関する列車に対して、運転中止の指令をする。</p> <p>(ロ) <u>要注運転の運転士の取扱い</u></p> <p><u>運転士は、要注運転の指令を受けたときは、規制区間を毎時25km以下の速度で注意して運転する。すみやかに、列車の運転速度を制限するか又は列車の運転を見合わせる(以下「運転規制」という。)等必要な手配を行わなければならない。</u></p>	<p><b>第6 鉄道災害応急対策</b></p> <p>3 阿武隈急行(株)</p> <p>(1) 災害による異常事態が発生した場合には、次の措置を講じる。</p> <p>イ 気象異常等の場合</p> <p>列車若しくは車両の運転又は線路の保守に従事する係員は、降雨、降雪等により災害が発生するおそれがある場合又は気象通報を受領した場合は、列車又は車両の運転に特段の注意をし、厳重な警戒をしなければならない。</p> <p>ロ 雨の場合</p> <p>(イ) <u>観測値等の注意</u></p> <p>運転指令は、<u>雨量の観測機器が設置されている箇所においては、定められた観測値又は警報の表示に注意を払わなければならない。</u></p> <p>① 「要注運転」の警報の表示があったときは、運転規制区間に関する列車に対して、要注運転の指令をする。</p> <p>② 「運転中止」の警報の表示があったときは、運転規制区間に関する列車に対して、運転中止の指令をする。</p> <p>(ロ) <u>運転規制の実施等</u></p> <p><u>運転指令又は駅長は、降雨により災害が予想される場合又は施設係員から通告があった場合は、すみやかに、列車の運転速度を制限するか又は列車の運転を見合わせる(以下「運転規制」という。)等必要な手配を行わなければならない。</u></p>	<p>会社の運転取扱実施基準に準拠</p>
356	<p>(ハ) 運転規制の解除</p> <p>運転指令は、<u>保線係員から運転規制の必要がなくなった旨の通告を受けた後でなければ運転規制の解除を指令してはならない。</u></p> <p>ハ 強風の場合</p> <p>(イ) 風速が毎秒25m以上となったときの処置</p> <p>運転指令は、<u>次</u>の各号より運転規制を指令しなければならない。</p> <p>① 「要注運転」の警報の表示があったときは、運転規制区間に関する列車に対して、要注運転の指令をする。</p> <p>② 突風等のために列車の運転に危険があると認めるときは、その状況に応じて、一時、列車の運転を見合わせる。</p> <p>③ 留置してある車両に対し、厳重に転動を防止する手配をする。</p> <p>運転士は、要注運転の指令を受けたときは、規制区間を毎時25km以下の速度で注意して運転する。</p>	<p>(ハ) 運転規制の解除</p> <p>運転指令は、<u>施設係員から運転規制の必要がなくなった旨の通告を受けた後でなければ運転規制の解除を指示してはならない。又はその通告をしてはならない。</u></p> <p>ハ 強風の場合</p> <p>(イ) 風速が毎秒25m以上となったときの処置</p> <p>運転指令は、<u>風速が毎秒25m以上となったと認めたときは、次</u>の各号より運転規制を指令しなければならない。</p> <p>① 「要注運転」の警報の表示があったときは、運転規制区間に関する列車に対して、要注運転の指令をする。</p> <p>② 突風等のために列車の運転に危険があると認めるときは、その状況に応じて、一時、列車の運転を見合わせる。</p> <p>③ 留置してある車両に対し、厳重に転動を防止する手配をする。</p> <p>運転士は、要注運転の指令を受けたときは、規制区間を毎時25km以下の速度で注意して運転する。</p>	



宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 27 年 2 月）	修正後	備考
357	<p>きは、「解除」の指令をする。</p> <p>駅長は、気象の急変により信号の確認距離が50m以下になったときで、運転指令の指示を受けることができない場合は、相手停車場の駅長と打ち合わせて列車の運転を中止することができる。</p> <p>この場合、列車の運転を中止したときは、速やかにその状況を運転指令に報告する。</p> <p>(2) 連絡通報体制</p> <p>災害による事故・災害が発生した場合の連絡体制は下図のとおりである。</p> <p>事故・災害発生時の連絡体制</p>  <pre> graph LR     A[現地災害対応本部 本部長・業務部長] -- 報告 指令 --&gt; B[本社対策本部 本部長・常務取締役 副本部長・総務部長]     B -- 連絡 --&gt; C[隣接駅長等]     C --&gt; D[宮城県 消防署・警察署 その他]     </pre>	<p>きは、「解除」の指令をする。</p> <p>駅長は、気象の急変により信号の確認距離が50m以下になったときで、運転指令の指示を受けることができない場合は、相手停車場の駅長と打ち合わせて列車の運転を中止することができる。</p> <p>この場合、列車の運転を中止したときは、速やかにその状況を運転指令に報告する。</p> <p>(2) 連絡通報体制</p> <p>災害による事故・災害が発生した場合の連絡体制は下図のとおりである。</p> <p>事故・災害発生時の連絡体制</p>  <pre> graph LR     A[事故発生場所] --&gt; B[指令長 ・ 各指令]     B --&gt; C[隣接駅長等]     C --&gt; D[宮城県 消防署・警察署 その他]     </pre>	<p>会社の運転取扱 実施基準に準拠</p>

